

後編 貿易の發展と新勢力の抬頭

第七章 明代東北アジアの貂皮貿易

第一節 女真と明國・朝鮮との馬貿易

明國では永樂年間以後の積極的な女真招撫策により、女真人の來朝者が次第に増加した。たまたま靖難の変後の明國では、馬匹の保有數がいちじるしく減少しており、その補充のため女真馬が積極的に輸入されるようになり、永樂四年三月、開原、廣寧二所に馬市が開設され、八月、遼東苑馬寺が設けられ、永寧等

六監も置かれ、女真馬の輸入が奨励された。
 こうして女真人來朝者の増加と相俟つて、馬
 は女真の對外輸出商品の太宗となつた。女真
 人は馬市に來て交易するほか、明代初期では
 京師往來の途中でも民間人と交易し、京師滯
 在中には市街で自由に交易をおこなつた。そ
 して正統四年八月、明國は女真朝貢を一年一
 貢または三年一貢に制限し、同時に開原南関
 に互市場を設け、女真人の私交易を公然と許
 可した。また天順八年七月には建州女直の朝

貢路が従来の開原經由から撫順經由に変更されると共に、撫順馬市が開かれ、女真人の私的取引が許可され、こゝして撫順は女真交易の一大中心として、開原と並び稱されるようになった。

輸出

馬は女真の対明輸出品中の最有力商品であつた。しかし朝鮮に對しては、馬は決して有力な商品と成り得なかつた。が、それはどのような理由によるのであろうか。朝鮮は女真との私的貿易は許可しない方針であつたが、馬の輸入は公認されてゐた。たとえば日世宗實錄曰卷

四八、十二年四月丁亥に、

司僕提調啓、軍國之需、莫重於馬、而牡馬
 之良者、種類殆絶。漸以矮小、將來可慮。
 請於幹朵里兀良哈處、從其所願、給以雜物、
 換易達達牡馬體大者、從之。

と見える如くである。世祖年間にあつても十

二年九月、兵曹は防禦の最も緊要な五鎮に戦
 馬の留養されていらないことを指摘し、五鎮に
 おいて綿布を納めさせ、時価に従つて女真馬
 を買入れるよう求め、裁可されてゐる(五世

祖寶錄正卷三九、十二年九月己卯。その時
 廼にフイマは日世祖寶錄正卷三三、十年七月
 庚申の條に、次の如くおおよその基準が示さ
 れてゐる。

上命承政院、召咸吉道子弟問曰、野人馬匹、
 用綿布幾匹可買。對曰、交易之事、皆隨時
 貴賤、未可臆計。大率綿布三十匹可買上馬、
 二十三匹中馬、十四匹下馬。

成宗年間では二十五年四月、女眞歸化人童清
 禮が濟州に良馬を産せず國王の乘馬も得難い

ところから、女眞の「有色體大雌馬五十余匹」を進上せしめ、京畿の一島に放牧し蕃殖せしめるよう進言した（日成宗實録口卷二八九、二十五年四月丙戌）。以上のように朝鮮國には馬の需要があつたし、そのために輸入も公認されてゐた。

それにもかかわらず女眞馬が對朝鮮輸出品目中、出色のものとならなかつたのは、朝鮮の馬廐が遼東のそれよりも安かつたせゐらうと思われ。朝鮮の馬廐は末松保和氏の研究に

よれば、太宗元年十月の例では次のとおりである。^① ただしカツコ内の数字はわたくしが付けたものである。

大馬上等一匹 常五升布五〇〇匹 (綿布二五匹)

中馬上等一匹 同

三〇〇匹 (綿布一五匹)

大馬中等一匹 同 四五〇匹 (綿布二一、五匹)

中馬中等一匹 同

二五〇匹 (綿布一二、五匹)

大馬下一匹 同 四〇〇匹 (綿布二〇匹)

中馬下一匹 同

二〇〇匹 (綿布一〇匹)

常五升布二〇匹は綿布一匹に相当したから、右の数字を綿布に換算すればカツコ内の数になる。回賜の場合は辺境における交易の場合よりも優遇を受けたりしく、^② 日世宗實録^③ 卷三一、八年正月壬寅に次のように記される。

戸曹啓、野人進馬者、其回賜。大馬上等蘇布四十五匹。中等四十四匹。下等三十五匹。中馬上等三十四匹。中等二十五匹。下等二十四匹。小馬上等十五匹。中等十四匹。下等六匹。以為恒式。從之。

世祖年間では、女眞の馬価は太宗年間のものに比して騰貴の傾向を示していることが、
 世祖實録の卷三三、十年七月庚申に次の様に記される。

上命承政院、召威吉道子弟、問曰、野人馬匹、用綿布幾匹可買、対曰交易之事、皆隨時貴賤、未可臆計、大率綿布三十匹可買上馬、二十三匹中馬、十四匹下馬。

遼東開原馬市における馬価は日大明會典の
 日全遼志の「および日大明實録」に記される。
 いま日大明太宗實録の卷一〇八、永樂十五年
 十一月乙卯の記事によつて馬価を示すと次の

ように記される。

勅遼東總兵官都督劉江曰、爾奏欲更議馬直、
已見体國之心。況今年遼東薄收、正宜樽節
以舒用、今更定其餉、上上馬、每匹米五石、
絹布各五匹、上馬米四石、絹布各四匹。中
馬、米三石、絹布各三匹。下馬、米二石、
絹布各二匹、駒、米一石、布二匹。其他有
可以實邊儲者、尚悉心計慮、以副朕倚托之
重。

右の馬餉を表にすると次のようになる。

上上馬	米 五石	絹布各五匹
上馬	米 四石	絹布各四匹
中馬	米 三石	絹布各三匹

下馬	米 二石	絹布各二匹
駒	米 一石	布二匹

馬価を示す単位が、朝鮮では綿布、中国では米と絹布を以て示されているので比較し難い。成宗二十四年四月、朝鮮使節として中国に赴いた權柱の見聞によれば、馬価は明國の方がはるかに高価であった。成宗實錄五卷二七六、二十四年四月丁未に次のように記される。

御經筵、講訖。(中略)獻納權柱啓曰、臣赴

京回還時、見遼東護送人多齎紗羅綾段而來。
 臣問曰、欲買何物乎。曰牝馬也。問其直、
 曰段一匹也。汝國馬雖小、與中原馬交合、
 則產大馬甚良。臣意雖小物、不可許擅自互
 市、況馬乎。上問左右、弼商對曰、雖有禁
 令、利重。故潛相交市。柱曰、我國牝馬之
 直、不過綿布五六匹、得殺子一匹則利倍、
 故法不能禁。遼東人與義州人、往來交際、
 若隣里。

遼東における牝馬の価は段一匹で、朝鮮の牝

馬の価は綿布五六匹に過ぎないから、段子一匹なら倍の利益を得るニとになる、と權柱は啓してゐる。權柱の啓によれば、段子一匹の価は綿布十匹前後に当るニとになる。

かように遼東の住民が紗羅綾段を持参して義州の人民や護送軍から朝鮮馬を買い求めるさまは、曰成宗實錄四卷ニ七八、二十四年閏五月庚戌の條にも次のように記される。

下書平安道觀察使李則曰、本道義州人民及諸邑護送軍、到遼東者、務欲取利。不畏法

令、争以馬匹、質換紗羅綾段、至為不當、
 今後以馬易馬則已矣。唐人到義州時、令本
 州牧使、我國人往遼東時、令團練使、嚴加
 糾禁、勿令遼東人知其禁約。

義州の住民を仲介としてなされる朝鮮馬の遼
 東への流入は、中宗年間に入つて次第に恒常
 化してつた。曰中宗實錄 臣卷六、三年八
 月辛巳に次のように記される。

御朝講（中略）宋軼曰（中略）又義州人民、
 必以馬匹、質段于唐人。此亦成風已久、

難以禁止。今牛則盡歸於野人、馬則盡入於唐人、甚不可也。其令觀察使節度使痛禁。

義州の人民、ゆけまも郷通による朝鮮馬の明國への輸出は、日中宗實錄正卷九〇、三十四年四月戊午の條に次のように記される。

上曰今觀兩界之事、至為可慮、餓莩相望、困弊已極、雖有所蠲減、守令等慢不奉行、民豈得蒙實惠哉（中路）壽聃曰、以西道事見之、一使赴京、弊如丘山、義州鄉通事、出入遼東、路傍唐人、誰不交通、有赴京之

事、則預先通知、潛於夜中、艤船以渡、輸
 物于彼、及行次越江後、或先或後、以達遼
 東、一馬之價、至於段二四匹、西人重其利、
 盡送馬匹、以要其倍價、其弊可勝言哉。以
 此見之、西方之馬、不數年盡空矣。殷輔曰、
 潛賣重物者絞、此律文也。牛馬為重、而常
 人重其倍價、不計其罪、敢為此事。禁之至
 難。銀鐵則防禁尤難、雖使書狀官檢察、而
 預於越江埋置、入去時、掘取而歸、其詐難
 防。臣意以為、到遼東一應公貿易、及一行

人盤纏私買之物、逐一檢、酌定其價、還
 至遼東、又点其所買之物、若過於酌定之價、
 乃即屬公治罪、則自無其弊矣。

朝鮮使節の北京入朝にさいし、義州の郷通事
 は、あらかじめこのことを遼東の唐人に通知
 し、夜中に船をととのえて貨物を輸送し、使
 節一行の越行後、前後して遼東に達する。か
 ようにして輸送した馬の價は一頭が段々四匹
 に至つた。西人（西海道すなわち平安道人）
 はその利を重んじ、ことごとく馬匹を輸出し

倍價を求めたという。

段ニ四匹とはどれ程の價格であつたろうか。末松保和氏の研究^②によれば、朝鮮太宗元年における明國の段子等の朝鮮における売價は次の通りであつた。カツコ内の数字は筆者がつけ加えたものである。

上品段子一匹	常五升布	九〇匹(綿布四、五匹)	官絹	一匹同	三〇匹(綿布一、五匹)
中品段子一匹	同	八〇匹(綿布四匹)	中絹	一匹同	二五匹(綿布一、二五匹)
下品段子一匹	同	七〇匹(綿布三、五匹)	蘇布	一匹同	二〇匹

朝鮮世宗八年における馬價は先に示したとおりであるから、いまこれを假に右の中品段子

一匹に對し綿布四匹の割で換算すれば、馬價は次のようになる。

大馬上等一匹 絨布	四五匹(段一一匹)	中馬下等一匹 絨布	二〇匹(段五匹)
同 中等一匹 同	四〇匹(段一〇匹)	小馬上等一匹 同	一五匹(段約四匹)
同 下等一匹 同	三五匹(段約九匹)	同 中等一匹 同	一〇匹(段二、五匹)
中馬上等一匹 同	三〇匹(段七、五匹)	同 下等一匹 同	六匹(段一、五匹)
同 中等一匹 同	二五匹(段約六匹)		

成宗二十四年、盧思慎は、「我國之馬、皆果下駑駘、遼東之馬、天下之良驥也。以駑易驥、

我利百倍」(日成宗實錄)卷三七八、二十四年閏五月庚戌)と言ったが、百倍まではいかずとも中馬一匹が約段六匹であつたとすれば、遼東の馬價は朝鮮の馬價の四倍に上つた。そ

の上、太宗初年の上品段子は綿布四、五匹であつたが、先に記した權柱の言によれば、成宗二十四年の段子の價格は綿布約十匹に当り、段子と綿布との比價は太宗年間^の二倍に騰貴してゐる。従つて朝鮮馬を遼東で段子と換へ、本國にもたらせば、利益は更に二倍に上つた。朝鮮馬の遼東での密貿易は、右のような利潤に支えられて長期にわたり続けられたが、馬價は中國の方がはるかに高價であつたから、女真人も明國に馬を賣りに行く者はあつても

朝鮮との馬貿易に執着する者はなかつたであらう。馬は女眞の有力産物であつても、それが朝鮮貿易の有力商品となり得なかつたのは、以上のような理由によると考えられる。

第一節補注

- ① 末松保和「麗末鮮初に於ける對明關係」
 日青丘史草上第一、一九六五年、四八三頁。
- ② 末松保和、前掲書、四八四頁。

第二節 遼東における貂皮貿易の發展

以上のように馬は女眞の有力な産物であるにかかわらず、朝鮮に販路を擴張することができず、従つて明代初期から天順年間に至るまでは、遼東における対明国馬貿易の収益が、女眞の主な富源となつていた。しかし馬は年間に一頭の割でしか繁殖せず、疾病に冒されて死するものもあり、急激な増産は望めない。女眞の馬貿易は世に喧伝されてゐる割には、収益に限りがあったのではなからうか。

こうした限界を貫リテ貿易に活氣を興え、
 明國のみならず朝鮮をも販路とし、女真に富
 をもたらし、社會の發展に寄與した商品が貂
 皮であつたと思ふ。

曰大明實錄には、女真人諸部族が明國に
 朝貢した記事がしばしば現れる。そしてそ
 の記事の書き方には、特に彼等がもたらした
 朝貢品の種類に応じて、いくつかの類型が見
 られる。たとえば、

(A) 曰太宗實錄卷五四、永樂五年十一月

己卯、阿者迷之地女直野人頭目乃他木男吉
 察兀木哥禿等來朝。賜賚有差。

と示される如く、女真人にフツマ口來朝と
 のみ記される場合と、

(B) 曰太宗實錄正卷二五、永樂元年十二月
 辛巳、忽刺溫等處女直野人頭目西陽哈・鎖
 失哈等來朝貢馬百三十匹。置兀者衛。以西
 陽哈為指揮使、鎖失哈為指揮同知。

のようにより來朝貢馬と記される場合と、

(C) 曰宣宗實錄正卷七五、宣德六年春正月

辛巳、建州衛故都指揮僉事李顯忠妻康氏、
 及指揮僉事金家奴等、來朝貢馬及方物。
 のように、馬以外には個々の品名をあげず、
 日來朝貢馬及方物と記される場合があつた。
 右のように記事の書き方に相違のあること
 は、ゆたくしが茶見したことではない。夙に
 江嶋壽雄教授が日明代女直朝貢貿易の概観
 ①
 において指摘されたところである。同氏はま
 た、右の(A)・(B)・(C)の三例のほかは、真珠、
 海青が貢獻されたこともあつたが、その例は

すくないこと、宣徳元年の女直朝貢の記事では、十七件中十六件が口貢馬匹と記し、一件のみ日來朝貢方物匹としてゐること、なども指摘されてゐる。

ところで女眞の朝貢貿易に関する口大明寶録上の記載の仕方には、成化年間にとつて右の(A)・(B)・(C)の三例のほかは、他の新しい事例が現われる。すなわち表に示したように、天順年間には(B)、ことに(C)例が多かつたのに、成化年間に到つて(B)・(C)がすくなくなり、そ

文例		B	C	D
天順	元	1	1	
	2	1	1	
	3	1	1	
	4		2	
	5	2	3	
	6		1	1
	7		3	1
	8	1	2	1
成化	元	1		1
	2			2
	3			9
	4	1		5
	5	1		7
	6	1		3
	7		1	2
	8			3

のかわりたと言へば

(D) 曰憲宗實錄四卷

五二、成化四年三月

乙丑、建州左等衛女直都指揮佟火羅等、毛
 憐衛女直指揮魯禿等、各來朝貢馬及貂皮等
 物、賜宴并衣服綵段等物有差。

と見えるように口來朝貢馬及貂皮等物と記
 す文例が、いちじるしく増加する。いまこの
 例を(D)としよう。そし、マニの(D)は、先に示し
 た(A)・(B)・(C)と並列的に現われるのではなく、

(A)・(B)・(C)をいけば止揚したかたちで現われ
て来る。従つてこれは(D)が理由もなく出現し
たのではない。(A)(B)(C)から(D)に移行したと考
えた方がよい。かような(A)(B)(C)から(D)への移
りかわりは成化初年に現われ、弘治初年に到
るまではほぼ継続的に現われる。弘治年間では
(D)例が比較的になくなるが、これは女真
朝貢の記事が減少したため、弘治年間の可
大明実録の編纂の仕方により何等かの変更が加
えられたためであろう。正徳年間にはやや増

加するが嘉靖年間以後は漸減する。——か——
 れは貂皮貢納が中止されたことを意味するも
 のではないであろう。後に説く如く明末の宮
 廷では毎年約一萬張の貂皮の需要があつたと
 いうから、貂皮貿易は成化年間から明末に到
 るまで間断なく盛人におこなわれたと考えて
 よいと思う。

(B) (C) から (D) への変化、すなわち女真の産物

を漠然と示していた。方物匹の語が消え、
 貂皮匹の文字が頻繁に現われる変化は、この
 成化年間に何等かの理由によつて貂皮が他の
 女真諸産物を圧倒して主要な貢獻品となつた、
 社会的変化に対応したものと考へたい。

かように貂皮が、成化年間、主要な貢獻品
 に數えられるようになった原因の一端は明国
 の例にある。大明憲宗實録匹卷三五、成化
 二年冬十月甲寅に、

整飭辺備左都御史李秉言、建州毛憐海西等

諸部落野人女直來朝貢。邊臣以禮部定擬名
 數、驗其方物。貂皮純黑、馬肥大者、始令
 入貢。否則拒之。且貂產于黑龍江迤北、非
 建州毛憐所有。臣聞、中國之待夷狄、來則
 嘉其慕義、而接之以禮、不計其物之厚薄也。
 若必責其厚薄、則虜性易離。離則或以啓釁、
 非聖朝懷遠人、厚往薄來之意。今年海西建
 州等夷人、結構三衛、屢擾边疆。進貢使臣
 一介不至。凡以此也。今邊報日聞。若不更
 定其制、恐邊患日甚。一日所係非輕。禮部

因請勅、戒遼東守臣。自後夷人入貢、驗數
 放入。不得過為揀擇以起邊釁。從之。

と示されるように、成化二年頃には、
 女眞の朝貢に際しては、遼東の邊臣が礼部の
 定めた口名數に即して女眞人の貢物を検査し、
 貂皮は純黒なるもの、馬は肥大なるものの特
 参者に限って入貢せしめ、一からざる者は拒
 絶することとされていたからである。礼部の定
 めた名數とは何を指すのか。曰大明會典四女
 直貢物の條には、曰馬・貂鼠皮・舍列孫皮・

海青・鬼鶻・黃鷹・阿膠・殊角（即海象牙）
 匹と見えるのみで、數量については記載され
 ないが、成化三年、中国に入寇——ようにた
 多那哈の言によれば、往年中国に入朝——た際、
 良馬一匹、黑貂皮三十張を持つ者を除き、そ
 の他の女真人は入朝を許されなかつたといふ。
 日李朝世祖實録五卷四〇、十二年十一月辛未
 に次のように記される。

平安道觀察使據滿浦節制使呈啓、李豆里來
 言、充尚管下多漢、見毛憐衛兀良哈伊波等

領五百餘騎、渡吾乙面江而西。問其所向。
 多浪哈答曰、吾輩往年欲入朝、到遼東、自
 持良馬一匹、黑貂皮三十張者外、不許入朝、
 以故欲入遼東、剽掠人物、以雪宿憤。
 世祖十二年は明の成化二年に當る。往年と
 は何時頃かはつきりないが、多郎哈が入朝
 を許さぬなかつた成化二年から遠くへだたら
 ぬ年、恐らく天順末年から成化二年までの時
 期を指すのである。③ 従つて先の可大明實録
 成化二年冬十月甲寅にいう「禮部定擬名數

しとは、ここにいう馬一匹、黒貂皮三十張を
 指すものと察せられる。そして邊臣等のおこ
 なった右の「驗數放入」へ數を驗して入国さ
 せることは、時期的にも(B)・(C)↓(D)の變化に對
 應してゐるから、前者と後者との間に因果関
 係が存し、女真人の持つ貨物が蔽く検査さ
 れるようになったため、それ以後の女真人の
 貢物は、ほとんど馬と貂鼠皮のみになったと
 考えらるゝまいであらう。

しかし前掲日大明実録五子細に読むと、

その末尾に「自後夷人入貢、驗數放入、不得
 過為揀扱以起辺覺、從之」と記されてあり、
 右の「驗數放入」はこのときやや緩和された
 はずであったから、その後も長く同じ現象が
 現われているのはおかしい。貂皮貿易が急に
 盛んになったのは、「驗數放入」が原因のす
 べてではなく、「驗數放入」さえも明国内の
 貂皮の流行と、それにとまなう貂皮に対する
 明国内での需要の強さを反映したものだ、と
 考えたい。

日萬曆野獲編 卷九

貂帽腰輿の

條に、

京師冬月、例用貂皮煖耳。每遇迓寒、上普賜内外臣工、次日俱戴以延謝、惟近來主上息止此詔、業已數年、百寮出入省署、殊以為苦。而近閣輔臣為甚、蓋侵晨向北步入、朔風劈面、不啻霜刀、蹒跚顛躓、數里而遙、比至已半僵矣。蓋賜貂之日、禁中例費數萬緡、故今上靳之。

と見えるように、萬曆年間の京師では、冬期には貂皮をもつて耳を温める習慣で、二のた

め皇帝は臣下に貂皮を賜ゆるならわしであり、
 その費用は数萬緡にのぼったと記される。明
 末の貂皮の需要量は、三田村泰助氏の研究に
 よれば、^④ 官廷では毎年約一萬張、狐皮が約六
 萬餘張であつたといふ。また『明史』卷六七
 輿服三、文武官冠服の條には、正徳元年、
 禁商販僕役倡優下賤、不許服用貂裘」と見え、
 僕役、倡優、下賤等が貂裘を着用することを
 禁じてゐるが、當時はこゝろ下層社会の大
 衆にも貂皮が普及するようになったのであろ

う。かように民間で使用されたものを加えれば、女真から輸入された貂皮の数は、右に示されたものよりははるかに増加したにちがいない。そしてこうした明国内での貂皮の流行と需要とが、成化年間以降の明と女真との貂皮貿易を、長い年月にわたって恒常的に継続させた要因であったと思う。

第二節補注

① 江嶋壽雄「明代女直朝貢貿易の概観」

史淵 四七七、昭和三十三年十二月、一一二
五頁。

② 曰大明会典 四(萬曆十五年刊) 卷一〇七、
禮部六五、朝貢三、女直貢物の條。

③ 多郎哈については、拙稿「朝鮮世祖の親
兵示威と成化三年の役」曰朝鮮學報 四才七
三輯、昭和四九年十月、の「多郎哈の暴動
」の項、参照。

④ 三田村泰助曰清朝前史の研究 曰東洋史研
究会刊、昭和四十年十月、一七一頁。

第三節 朝鮮における貂皮貿易の發展

一 貂皮の貢納

朝鮮にあつては、貂皮は成宗（在位一四七〇—一四九四）初年に至るまでは、社会的流行をなすほどに普及してはいなかつた。それが用いられたのは主に宮廷内であつた。『經國大典』卷三、禮典、儀章には、

三品（中略）耳掩、堂上官用段貂皮。其餘三品以下至九品、用綃鼠皮。宗親則下至六

品、用絹貂皮。

とあり、貂皮耳掩は一品から三品に至る堂上官や、六品に至るまでの宗親のみが着用し、その他の役人は九品に至るまで絹鼠皮を用いるように定められていた。この定例は、世祖年間頃までは比較的にもまわれた如くで、李朝世祖実録に卷一〇、三年十二月己亥の條には、次の如き事実が伝えられる。

國制、朝官三品以上、方許着貂皮耳掩。有
永膺大君瑛婢仲春、善絃歌。嘗著内賜貂皮

耳掩而行。司憲府書吏捕告本府。沒其耳掩、
 拘仲春訊之、則此吾受賜物也。臺官詰之云、
 憑何為驗。置不復問、踰月矣。至是仲春入
 內具啓、適掌令力今姜子平以事詣闕。上使問仲
 春耳掩予賜也、何故捕劾。既捕之、又遲回
 不決、何意也。爾退爾府、問諸爾僚以啓。
 子平對曰、不知耳。苟知所賜、何敢推劾。
 本府諸僚之意、固不出此。時上方與大臣置
 酒慶會樓下、召子平問之。子平驚懼、迷亂
 失對。命衛士縛子平、杖數十、尋命釋之、

令復就職。

すなわち國制では、朝官三品以上にしてもはじめて貂皮耳掩の着用が許される例であるにかかわらず、永膺大君瑛（世宗の八男）の婢の仲春が内賜の貂皮耳掩を着用して司憲府の書吏に告訴され、のちこの事のために、かえつて司憲府掌令の姜子平が杖されたという。ここでは宮廷内の一人の婢が貂皮耳掩を着用したとして特に問題とされているが、世祖年間の朝鮮社會では、貂皮が後年のそれに比して、

それほど普及してゐなかつたことの一證となるであらう。

右に述べたような朝鮮宮廷内で用ゐられた貂鼠皮や、朝鮮から明國に進獻される貂鼠皮は、公的には朝鮮北方の人民に課された上納公課、すなわち貢物、進上^①によつて京師にもたらされるたゞまゝであり、その貂鼠皮の貢納を負擔したのは咸鏡道および平安道^②の農民であつた。いま日東國輿地勝覽^③を讀むと、定平、北青、端川、利城といつた咸鏡道のか

なり南部地方の土産の條に曰貂匹の字が記さ
 れている。しかし當時の會寧・鍾城・穩城・
 慶源・慶興等の所謂五鎮^③においては、人口の
 増加、田地の狹隘化のために耕作地が山頂に
 まで及び、貂鼠・土豹のたぐいは棲息しな
 ったと、大司憲李恕長が上疏している。曰李
 朝成宗實錄卷四八、五年十月庚戌の條に曰
 く、

司憲府大司憲李恕長等上疏曰、(中略)一、
 五鎮、會寧、鍾城、穩城、慶源、慶興、人

物阜盛、田地窄狭、耕犁所及、至於山頂、
未有蒙翳之地、安有如貂鼠土豹之類哉。

たとえ貂が棲息したとしても、定着農耕と、小動物を追つて山野を行走し一所に定住するとのない狩獵生活とは、兩立し難い生活様式であつて、そのうえ狩獵には洗練された技術を必要としたから、邊境の開拓に忙殺される農民には、貂の狩獵など到底望み難かつた。

田川孝三氏の研究によれば、李朝時代、貢物の制定には原則として土産のものを以てあつ

られたが、實際にはその土地に不産のものも
 多く査定された。たとえ土産のものでなくとも、い
 ったん貢物として定められた以上は、上納せ
 ねばならないさだめであつたから、人々は已
 むを得ず産地に赴き、高價を以てしても貢物
 を購ひ上納したといふ^④。貂鼠皮の貢納にあつ
 ても右と同様のさだめであつて、そのうえ貢
 納には「常數」しすなわち定額があり、常數を
 みたすために農民等は自費による購求を餘儀
 なくされたこと、前掲『成宗實錄』五年十月

庚戌に引き續く次の記事がこれを示す。

然於貢物、歲有常數、此則專用貿得於野人也。常貢不可闕、而野人乘時以邀善價、此兵鐵與牝畜之所以流出塞外也。欲止其流、先塞其源。伏望、殿下軫念五鎮不產之毛物、特命蠲除、以嚴禁令。

その貢納の「常數」については、曰李朝中宗實錄四卷九四、三十五年十一月庚寅の條に、甲山・山水地方のそれについて次のように記される。

咸鏡道節度使閔齊仁狀啓曰、(中略)考其
 貂鼠皮上納之數、則甲山、貂皮一百五十張、
 内進上、三十張・國用一百三十張。鼠皮二百
 七十一張。三水、貂皮一百十張、内進上二
 十張・國用九十張。鼠皮二百四十九張也。
 以如此數少人民、許多毛物、毎年分定、勢
 固難支。

この頃の上納貂皮の定額は、甲山では貂皮百
 五十張、鼠皮二百七十一張。三水では貂皮百
 十張、鼠皮二百四十九張であつた。五鎭の額

數は記されないが、右の地方のそれにはほぼ准
 じた數ではなかつたろうか。そして右のよう
 な定額の貂皮を完納するため、農民等はや
 むを得ず牛、馬、農器等を賣つて、ひそかに
 女真人から貂皮を買つたのである。曰李朝成
 宗實錄曰卷二二五、二十年二月丙辰の條に、
 下書永安道觀察使李封曰、今聞貂皮本不產
 於五鎮、而錄於貢案。五鎮之民、不得已、
 將牛馬農器、潛市野人。果如斯言、必須移
 賦內地諸邑而後可。然不可以一人之言、輕

改貢案也（以下略）。

と見えるのが二の事を示す。田川孝三氏の研究によれば、不産のものゝ貢納、進上の際に、地方官が民戸から代價を分徴し、吏に命じて産地または市肆において購入調達する例があったというから、^⑤ 貂・鼠皮の貢納を課された咸鏡道の人民等も、女真人と直接に交易するほか、右の例に准じて守令及び邊將に代價を徴收される場合もあつたと思われる。そしてこの貂鼠皮の貢納は、咸鏡道方面にあつた

は、北道のみならず南道にも分定されていたから、南道の人民は毎歳遠く北道に來て貢物を購入し、このために貧窮し失業する者も生じていた。この二つの處置として夙に世祖五年、世祖は南道民の貢物を北道に移し、北道に不産の貢物を南道に移すよう、咸吉道觀察使鄭軾に諭している（曰李朝世祖實錄四卷一八、五年十一月戊子）。この二とに示されるように、すでに世祖年間に、貂皮の貢納と交易をめぐって、朝鮮北邊農民の苦惱は表面化

しつゝあつたのである。

第三節一補注

① 貢物と進上とは異なる。李朝時代前半期の上納公課には、田税・雑税・貢物等の税貢があつたが、二のほかに進上の制があつた。すなわち税貢とは別に、王室および國の祭祀に對する礼物は、地方の人民がその地の所産に従つて上納する二とが定められており、二の上納を進上といつた。進上は税・貢と

同じく公課であつて民戸から徴収された。
 田川孝三曰李朝貢納制の研究 東洋文庫
 昭和三十九年十一月、参照。

②

曰李朝世祖實錄 卷四〇、十二年十一月
 庚午に「大司憲梁誠之上疏曰、(中略)又
 安州以北貢物、他道所無貂鼠皮人參外、一
 切永除」とあり、曰李朝中宗實錄 卷二六、
 十一年九月甲辰に「臺諫(中略)又啓、江
 界判官禹賜範、以貂鼠皮分徵於民、民弊甚
 しと見える。前者は貂鼠皮が平安道の人民

にも課された貢物であり、かつそれが減免の對象にもならなかつたこと、後者はその徴收の實例を示している。

③ 五鎮とは會寧・鍾城・穩城・慶源・慶興を指す。池内宏「豆滿江畔」における五鎮の設

置と「滿鮮史研究」近世篇、昭和四七年、中央公論美術出版。参照。

④ 田川孝三「前掲書」不産貢物、五一—五九頁。

⑤ 田川孝三「前掲書」三六—三五頁。

二 成宗時代

成宗は治世のはじめ、「傳曰、諸邑貢物、非本土所產者、録貢案督納、甚未便、其分棟改正」（日李朝成宗實錄四卷二、元年正月甲午）と指圖し、不産貢物の査定によつて生じ
 る不備の改正をめぐつていた。紹鼠皮貢納に
 ついては、治世の初年から深い關心を示した
 わけではなかつたが、五年三月、永安道甲山
 府の張弛が次の如き弊害を上言するに及んで

考慮を寄せ始めた。曰李朝成宗實錄口卷四。五年三月朔丙戌の條に次のように記される。永安道甲山府人張地等上言條陳本府之弊。其一、乙酉年所定貢案、以貂皮一百十五張・鼠皮二百六十張・樺皮三百七十五張、爲本府歲貢。今定貢案、加貂皮六十五張・鼠皮二十張・樺皮三百五十張。貂鼠樺皮、雖產於本府、而未易多得。又不可越入胡地以取之無以充貢。其價之重、至於以一牛易一貂皮。民不能堪、願量減貂鼠皮之貢。

乙酉年に定められた貢案によれば、甲山府の
 歳貢の貂皮は一百十五張、鼠皮二百六十張で
 あつたが、成宗五年、貂皮六十五張、鼠皮は
 二十張が加徴されようとした。これに對して
 張弛は甲山府では貂の産出の尠なりこと、胡
 地に越境して採取すべからざること、および
 貂皮の高價による人民の疲弊を説いて貂鼠皮
 貢納の減額を上願した。この場合、一貂皮の
 價格がすでに一牛にまで高騰していたことは
 注目に値する。乙酉年は太宗五（一四〇五）年

か世祖十一（一四六五）年かであるが、恐らく前者であらう。

右の願により成宗は五年三月、内帑に多量の貂鼠皮の蓄積のあることを理由に、兩界（咸鏡、平安兩界）の貢皮を減額するように指圖した（日李朝成宗實錄四卷四〇、五年三月壬寅）。これをうけた戸營は、貂皮の貢納を五年を限って三分の一に減じ、鼠皮は五分の一に減ずるよう請うたが、成宗はこれを更に縮減し、その半ばまで減額するよう下命した。

左の曰李朝成宗實錄四卷四〇、五年三月壬寅の記事がこのことを示す。

戸曹啓、頃承傳教、内帑貂鼠皮多有之。其量減兩界貢皮。臣等請兩界諸邑所貢貂皮、限五年、減三分之一。鼠皮、減五分之一、命並減其半。

この「減額」の成果については、後に更に論ずるつもりである。

さて成宗年間に於ける女眞の貂鼠皮と朝鮮の牛・馬・鐵との交易と、それによつて生じ

る人民の疲弊とを論じて識者の注意をうながした人物として、前述の李愬長のほかに侍講官の洪貴遠がある。彼は成宗五年十二月、五鎮を遍歴した際の見聞にもとづり、次のように述べた。司李朝成宗実録五卷五〇、五年十二月乙巳の條に曰く、

侍講官洪貴遠（中略）又啓曰、野人之地本無鐵、以骨爲箭鏃。今所虜野人之矢、鐵鏃居半。臣訝而問之、則云、六鎮所貢貂鼠皮、率皆貿于彼人、故以牛馬鐵易之。辺將亦受

彼人毛皮、而不以為恠。請須嚴立法以禁之。
允成啓曰、所謂骨箭者、以熊脚骨久沈於血、
則其堅如鐵、故用以為鏃耳。野人之地亦產
鐵、非盡無鐵鏃也。世宗朝、凡賜野人鞍飾
及鐙子、皆以黃銅為之。至世祖朝、始命以
鐵為之。曰、王者賜夷狄、豈以寸鐵為嫌乎。
自此因循不革、然此特其末耳。若聖德廣運、
則辺圍自爾無事。上曰、寸鐵固無嫌、萬一
有事、則鐵鏃之利、豈非我國之害乎。買賣
禁鐵、已有成法。辺將得人、則自無此患矣。

允成曰、世宗朝、金宗瑞、李澄玉、崔潤德、
為邊將。彼人所贈亦皆不却。臣於庚辰年、
與申叔舟北征時、野人以白狐皮、貂鼠皮贈
叔舟、以木錫贈臣。臣等以為、彼人所與、
不可固却、持以獻之。其贈與邊將、自古然
也。貂鼠皮雖貴、何至以牛馬易之。貴達曰、
臣前日奉使永安、往陽府新安驛、雖彫敝、未
至甚也。安邊高山驛則富實、今則彫殘太甚。
新安驛更吏力僅存一人、高山驛亦不過二三戶。
奉使來往者、必乘他驛馬、仍騎不遑、因此、

傍近諸驛亦從而彫殘。(中略)允成曰、(中略)臣則以為、驛路之敝、專以野人往來之數也。世祖卽位之初、野人七百三十餘人來朝。世祖嘉其率德向化。(中略)當今倭野人來朝者、倍於前日、驛路疲敝、專由此也。請令節度使定數上送。

洪貴達は、往時、骨製であつた女真の鏃が、現今ではおおむね鐵鏃にかへつたことを見聞し、その理由を問うたところ、六鎮の住民が貢物である貂鼠皮の入手のため朝鮮の牛・馬

・鐵を女真人に送つたためであつたと述べ、
 邊將が女眞の毛皮を受け持っていることや、
 高山驛、新安驛の凋殘のさまに言及した。こ
 れに對して洪允成が「野人の地には鐵を産す。
 ことごとく鐵鏟をき非ず」とし、「貂鼠皮
 は貴しと雖も、何ぞ牛馬を以て之に易うるに
 至らん」と反駁し、驛路の疲弊も専ら野人の
 往來數の倍増によるものとしてゐるのは、
 當時の政府における、邊境の實情に於ける理
 解の程度を反映したものである。右の洪貴

達の發言は、一か一ながら翌成宗六年二月、李克培の同調を得て、ようやく成宗の注意を喚起するに至つた。日李朝成宗實錄卷五二、六年二月辛巳の條に次のように記される。

御晝講、講訖。克培啓曰、往時野人屈木爲鐙、削鹿角爲鏃。今聞鐙鏃皆用鐵、是無他。國家責貢貂皮於五鎮、守令托以進上、誅求於民。而貂皮產於野人之地、故或以農器或以農牛換之。實是資敵、請除五鎮貂皮之貢。上曰、前日有陳此弊者、而洪允成以爲野人

處亦有鑪冶匠。克培曰、野人不解鍊鐵、但得正鐵改造耳。

李克培は啓して、往時、野人は木を曲げて鑿を作り、鹿角を削って鏃と存した。今は鑿や鏃にはみな鐵を用いる。これは國家が五鎮に貂皮の貢納を課し、守令が進上に托して人民から誅求し、朝鮮の農器や農牛と女眞の貂皮とを交換したためだと述べ、問題の根源を絶つために五鎮の貂皮貢納の免除を請うた。成宗も前日の洪貴遠の陳言を思い起し、野人

の地に鐵匠の存したとなす洪允成の供述の真偽にフキ問いたたしところ、李克培は、野人は鐵の製練を解せず、ただ鐵を得て改造するに過ぎないと答えてゐる。李克培は更に言をフぎ、さきに五鎮の居民が貂皮の貢納の免除を請うたので、成宗が該曹（戸曹）に下してこの件を審議させたところ、命を受けた該曹が、貂皮の貢納は分定以來久しく、改むべからずとして免除しなかつたことを批判し、いやしくもその弊を知らば、久しきと雖も當

に改むべしと述べた。成宗が、かたわらにいた玄碩に指圖して該曹をして議せしめようとしたところ、李克培は、^レ該曹に下せは必らず^ヲこれを駁す。請うらくはただちにこれを除かめんことをしと述べ、貂皮貢納の免除を力説している（曰李朝成宗實錄四卷五二、六年二月辛巳）。この事に示されるように貂鼠皮の貢納は、成宗の減免令や識者の警告を無視して、まともに戸曹を中心とした官僚等によつて積極的に繼續されていった。

一方、成宗五（成化十）・六年頃から、朝
 鮮に於ける貂鼠皮の流行はようやくめさま
 い社会的現象として、識者の注意を喚起しは
 じめた。日李朝成宗實錄正卷五五、六年五月
 庚申に記さるる安彭命等の上疏に曰く、
 藝文館奉教安彭命等上疏曰、（中略）傳曰、
 儉者徳之共也、侈者惡之大也。怙侈滅義、
 商俗驕滛之習。羔羊素絲、周家風化之美也。
 今觀士大夫之家、日事侈麗、争相誇美、以
 其甚者言之、大小宴集、非畫器不用、婦女

服飾。無貂裘羞與為會。卽此而觀之、習俗之弊、益可想矣。夫畫器上國所產、馱載為難而家家有之。使臣之行、禁令雖嚴、而冒法如是。平安之民、緣此困敝、不能聊生、是誠可慮。貂皮雖曰我國之產、然得於野人者居多。或以牛馬、或以鐵物、市索於彼、無所不至。國家既知其弊、量減貢物、而弊復如前何也。貂皮之飾、雖限以三品、凡帶銀者、率以為飾、混淆難禁、致令貂皮價高、敵人資利、亦非細故。伏願、畫器之用、一

切禁斷。堂上官然後得用貂皮、四品然後得用鼠皮。其餘以此而定限、婦人服飾亦從其夫、則毛物價賤而弊可祛矣。伏惟殿下垂覽焉。

現今の士大夫の家では奢侈にふけり、華美を誇り、はなはだいきに至つては大上の宴會に畫器に非ざれば用ゝず、婦女の服飾に貂裘がなければ共に會をなすを羞じた。畫器は中國の所産で、その運搬は容易でないが、一かも家ごとに所持してゐる。貂皮の多くは野人へ

女真人) から入手し、その交換として牛・馬
 ・鐵製品を女真人に與えて惡弊を生じた。国
 家は貢物を量減したにかかわらず、弊害は以
 前の如くであつた。貂皮の飾は三品以上の
 みゆるされさだめてあつたが、およそ帶銀
 者(四品以上)であれば、おおむね着用して
 おり混淆は禁じ難い。こゝして貂皮の價は高
 くなり、敵人をして利ありしめるに至る、と
 論じている。同様の趣旨は日李朝成宗實録に
 卷五七、六年七月辛酉の條の柳輕の啓中にも

次のように見える。

輕啓曰、臣聞諸有詔、興利人貿易貂鼠皮、
 北方鉅弊、國家雖減貂鼠皮之貢、而弊猶不
 祛者、俗尚奢侈、服飾必用貂鼠皮、朝士階
 陞四品、則與從三品相混、故必着貂皮耳掩。
 且毛裘宜於老者、而年少婦女皆服貂裘、無
 此則羞與爲會、數十婦女之會、無一不服者。
 貂皮價高、謀利者雲集北道、市索無已、至
 以牛馬鐵物買之。野人箭鏃、昔皆用骨、今
 則皆以鐵爲之、良由我國人用鐵換皮之故也。

上問有沼曰、果有以鐵換皮者乎。有沼曰、
 往者穩城人有以二鋤易鼠皮二張者。臣捕而
 啓聞、會赦乃免。

いまは奢侈を尙ふ世相で服飾には必ず貂鼠
 皮を用い、朝士が四品に陞ると從三品と混淆
 するので、必ず貂鼠皮を着用する。毛裘は
 老人によいものであるのに若い婦女子がみな
 貂裘を服し、これがなけりば集會への出席を
 羞じた。數十人の婦人の集會に貂皮を着用し
 ない者は一人もなく、貂皮の價は高くして利

にさとい者が北海道に雲集し買ひ求めてやまず、
 牛馬や鐵物を以て買うので、野人の箭鏃は今
 來はみな鐵製品になつた、と述べ、鐵鋤二個
 を以て貂皮二張と易えた穩城人のあつたこと
 が記される。かように成宗年間の朝鮮では、
 貂皮は貴族、官僚およびその家族や市井の婦
 女子の間にひろく風靡し、劃期的流行をな
 してゐたのであつて、宮廷内での貂皮耳掩着用
 規定の混亂も、かような華美な社會的流行を
 反映したものであろう。成宗六年は明國の成

化十一年に當る。畫器の使用が明国より傳來
 した流行である如く、貂皮の流行も中国より
 傳來して特別な成長を示したのであろう。明
 代中国の貂皮使用の劃期は、先に述べた如く
 成化初年に存したから、李朝時代の朝鮮での
 貂皮の流行は中国にくらべて約十年のおくれ
 を示している。兩國の文化傳播の速度を示す
 問題として興味深いと思う。

右に柳輕も言及しているが、朝鮮における
 貂皮貿易の熱心を推進者には、邊將、守令の

ほかに商人があつた。田川孝三氏も指摘され
 た如く、李朝時代、貢納は貴族、僧侶のみを
 らず、商人によつても請負われまいたから、
 勢家、貴族、僧侶と結託した商人による活潑
 な貿易活動が、貂皮貿易のおこなわれた全期
 間を通じて繼續された。前掲柳輕の言に、
 貂皮價高、謀利者雲集北道、市索無已、至以
 牛馬鐵物買之とあり、成宗六年七月、承政
 院が起草した奢侈禁止の傳旨に（曰李朝成宗
 實錄四卷五七、六年七月甲子）

承政院草禁奢僭傳旨曰、我國土瘠民貧、而習俗奢僭、禁制條件、已具大與。且屢降從儉之教、猶不反朴歸厚、競尚異土之物。赴京者、濫市綵段器物、駭載輸轉、驛路彫弊。至於貂鼠皮、則雖曰土物、獨產兩界。今商賈輻輳牟利。守令鎮將、亦索取於民。甚者至與彼人交市。由茲兩界為之騷然、予甚慮焉。更定條令、用絕浮競、實祛民弊。

と見えるのは、そうしたて興利の徒しやて謀利者しが貂皮の價の高きに乘じて、て北道に

雲集し、市索してやまず、牛馬鐵物を以て購
 いし、また商賈が輻輳して利をうばいあい、
 はなはだききは女眞人と交市する者もあり、
 その結果、兩界が騒然と混亂を示しはじめた
 有様をよく現わしてゐると思ふ。

またこの頃から北辺居民に對する辺將守令
 による誅求が問題とされるようになる。辺將
 は武臣であるが守令は武臣と文臣の兩方を指
 す。日李朝成宗實錄五卷二六一、二三年正月
 己卯に「六鎮守令、專任武臣、則節度使軍官

等皆一時僭輩多有求請。貽弊於民、故交差文
 臣と見えよように、守令はもと武臣のみで
 あつたが、武臣の人民誅求が良民の疲弊をも
 たらしたので、文官も守令に任せられ、互に
 監視するようになった。これらの文武官
 の役職は、可經固大典正卷一、吏典、外官職、
 永安道の條に次のように記される。

從一品 觀察使一員 府尹一員永興親
 正三品 大都護府使一員安
 從三品 都護府使十一員

從四品 郡守五員
 從五品 都事一員 判官七員
 從六品 察訪三員 縣監四員 教授十三員

咸鏡道方面に配屬された武官にツレマは、同

書兵典、永安道の條に次のように記される。

從二品 兵馬節度使三員

從四品 兵馬同節制使六員

水軍萬戶三員

兵馬萬戶十四員

正三品 水軍節度使三員

從三品 兵馬處候一員北

兵馬兼節制使十五員

正六品 兵馬評事一員

從六品 兵馬節制都尉十一員

平安道方面にあつても、人員に多少の異同があるのみで編成はほぼ右と同じであつた。邊將とは邊境防備に當る武官の謂である。女真人金好乙賓阿から馬を購入した際に、綿布四匹を減給して推鞠されたのは慶源の前判官であつたし、(日)李朝成宗實錄四卷二二四、二

十年正月甲子、女真人からて價を抑えて馬
 を買ひし、女真人の贈つた貂皮三領を受けた
 金自分は今寧府使であり（曰李朝成宗實録四
 卷一八五、十六年十一月丁巳）、女真人との
 交易でて輕價重收、以侵産之し、女真人に
 告訴された都瑞麟は潼關僉使であつたし（曰
 李朝中宗實録四卷四四、十七年四月己丑）、
 毛皮の取引價格にフイマ女真人と争つた尹轅
 は柔遠僉使であつた（曰李朝中宗實録四卷八
 八、三十三年十月甲子）、といふように、女

真人との貿易は大典に示される文武官員等に
よつて管掌されたのである。

さてさきに成宗五年、成宗は兩界の貢皮の
半ばを、年を限つて減額するようにな命じた
が、このいりば時限立法は、何等かの實績を
示したであらうか。永安道の五鎮にあつては、
この減額も實際におこなわれた痕跡はなく、
かえつてそれは農民等の疲弊の根源となつて
いた。すなわち特進官李淑琦は、成宗二十年
二月啓して永安道五鎮の實狀を報告し、貢納

のための貂鼠皮は野人から購つており、その
 際に朝鮮から野人に與える交易品は、農器、
 釜鬻でなければ、必ず耕牛であつた。この
 故に我が耕牛と農器釜鬻とはことごとく彼の
 有となり、國家の禁令も効力のなかつたこと
 を論じ、五鎮の賦は内地に移し、内地の賦は
 他郡に移せば、女真人から買はずとも国用に
 充足すべしと請うた。曰李朝成宗實錄五卷二
 二五、二十年二月庚戌の條に次のように記さ
 れる。

特進官李淑琦啓曰、永安道五鎮貢貂鼠皮、
 貿於野人、以充其賦。所易之物、非農器釜
 鬲則必耕牛也。由是我之耕牛農器釜鬲、悉
 為彼有。雖國家禁之、莫得禦也。且今貂鼠
 平安及永安內地亦多有之。請除五鎮之賦、
 而移于內地。其內地他賦又移于他郡、則雖
 不市於彼人、而國用自足矣。(中略)上曰、
 令戶曹議啓。

掌令の安潤孫も、李淑琦とほほ同趣旨の意見
 を述べているが、ここでは省略する。(2) そして

右の李淑琦の啓に對する處置として、同日次のような傳旨が戸曹に與えられた。前掲の成宗實錄に引きつづき次のように記される。

傳旨 戸曹、永安道五鎮貂皮之貢、去甲午年間、限十五年蠲減。然永安道内地與平安道皆產貂皮、足支常貢。五鎮之貢永免便否、其議啓。

すなわち右文は、永安道五鎮の貂皮の貢納は甲午の年（成宗五年）に十五年を限り減額されたが、永安道内地と平安道とは皆貂皮を

産し常貢を支するに足るので、五鎮の貢納を
 永久に免除すべきや否やについて審議するよ
 う下命したものである。そゝるこのことを現
 地において確かめるため、成宗は永安道觀察
 使李封に下書し、五鎮の民がやむを得ず牛馬
 農具をもつて女真人と交易することを述べ、
 果してこの言の如くなれば必ず内地諸邑に
 移賦すべくも、一人の言を以てかるがごとく
 貢案を改むべからずと、邊將や老民を訪問
 し、五鎮の民が遠く女真と交易せずとも、貢

案に依つて備納し得るや否やの點に付き、
 之を馳啓するよう下命した。曰李朝成宗實錄
 口卷二二五、二十年二月丙辰に曰く、
 下書永安道觀察使李封曰、今聞、貂皮本不
 産於五鎮、而録於貢案。五鎮之民、不得已、
 將牛馬農器、潛市野人。果如斯言、必須移
 賦内地諸邑、而得可。然不可以一人之言、
 輕改貢案也。卿其親詢邊將、兼訪老民、五
 鎮民、雖不遠市、可以依貢案備納與否、及
 移賦内地、而復其採捕之戸則可支與否、急

連馳啓。

右の成宗の下命に對する永安道觀察使李封の復命は成宗二十年七月に到着した。日李朝成宗寶錄四卷二三〇、二十年七月朔丁巳の條に次のように記される。

戸曹據永安道觀察使李封啓本啓、貂皮之貢多在永安道五鎮、而已錄于貢案。内地諸邑則貂鼠不多產。若以五鎮所貢、移定内地、則民必受弊。若收價於民、貿換納之、亦非任土作貢之意。請依貢案上納、勿使移定。

從之。

李封は啓して、貂皮の貢納は多くは永安道五鎮に分定されており、しかもすでに貢案に録されてゐる。これに對して内地諸邑には貂は多産しない。もし五鎮の貢物を内地に移定すれば人民は必ず弊害を受けよう。人民から價を徴收し、交易して貂皮を納入するが如きは、任土作貢の意に反することを述べ、貢案によつて上納し内地への移定をとりやめようと言ひ、裁可されてゐる。これによつて

五鎮の人民は貂皮の貢納をいきつづき負擔させられることとなった。

かかるに成宗二十二年正月十二日夜、朝鮮の永安北道造山堡に元狄哈部族が來寇し、男婦七名、馬五、牛一頭を奪い去つた。この事件に觸發されて朝鮮は北征を決意し、同年十月十四日、都元帥許琮の率いる二萬餘の大軍を東京城に所在する尼麻車元狄哈の村落に送つた。^③ この北征にはみるべき成果はなかつたが、このことのために改めて北邊の防備の強

化が重視され、これと関連して北邊の人民の疲弊が改めて廷議にのぼることとなった。可李朝成宗實錄四卷二五〇、二十二年二月癸丑の條に次のように記される。

柳子光請面對兩界緊關之事。上引見子光啓曰、臣嘗聞、永安道士馬精強、優於平安道。今則不然、士馬羸弱、甲冑凋弊。臣又聞、穩城有武才者、不過七八人。會寧號為大鎮、凋殘無比。城底幹柴里所給之鹽、纔數升。且六鎮殘敝、邊將之待野人甚薄、遂使離心。

以致今日之變。邊鎮虛弱。一至於此無他。
 良由守令貪不顧法。貂鼠狐貉之皮、營求無
 厭、剝民膏血、馴致彫殘、臣實寒心。
 かつて精強を以て聞こえた永安道の士馬が虚
 弱化し、穩城では武才ある者は七八人に過ぎ
 ず、大鎮を稱された會寧は相落し、城内の女
 真人に給する鹽もわずか數斗に過ぎない。か
 ような邊鎮虛弱化の原因は、まことに守令が
 法を顧りみず、貂鼠狐貉の皮をむさぼり人民
 の膏血をいぼつたためであると論じた。また

この年正月戊戌、永安北道節度使に補任され
 た成俊は、同年二月辛酉、啓して、貂鼠土豹
 は六鎮の所産ではなく、貢賦の際には必らず
 女真人と貿易する。女真人は朝鮮人の購入の
 切なる事情を知り、そのあたりと一は牛馬
 鐵物以外は受取らなると述べ、一二年に限つ
 て貢納を減額すれば、女真人は買賣の利に急
 なるあまり、他の品をもつてあたりを受けよ
 うとの意見を述べた。右の啓にもとづき、成
 宗は六鎮の貂鼠・土豹皮の貢納の半ばを減す

るよう下命し、邊將の實情に言及し、近こ
ろ彼等はおおむね皆國家の意を體せず、財産
を營むまつとめ、民隱（人民の苦しみ）をあ
われまらず、以て人民の流散を致してゐる。の
ちにかかる者があれば、節度使が嚴に糾察し
罷免するよう下命した（日李朝成宗實錄 四
卷ニ五〇、二十二年二月辛酉）。

この貂鼠皮貢納半減のことは、たたちに戸
曹に通じられたのであろう。日李朝成宗實錄
四によれば、右の十日後の二十二年二月辛未

に戸曹判書鄭文炯の來啓が見える。曰く、
 戸曹判書鄭文炯等來啓曰、平安永安道諸邑
 貂鼠皮量減事、臣意以爲、諸邑貂鼠皮、所
 貢之數不多。今又減之、則國用不足、量減
 未便。但六鎮則不產、而土豹皮狼尾尤難求
 買於野人、實非細故、是則可減。傳曰、六
 鎮土豹皮狼尾、限年全減、貂鼠皮、限年半
 減、其他諸邑勿減。

鄭文炯は平安、永安兩道諸邑の貂鼠皮量減の
 ことについて意見を述べ、諸邑の貂鼠皮貢納

の數は多くはなく、今またこれを減ずれば國
 用に不足するので量減は適當ではない、と反
 論して、ただ六鎮では貂は産せず、土豹
 皮、狼尾も求め難く、これを女真人から買
 うのは小事ではないから減額すべきだとし
 ている。成宗は、六鎮の土豹皮、狼尾は年を限
 って全減し、貂鼠皮は年を限って半減し、そ
 の他の諸邑では減ずることなきよう、あらた
 めて下令した。一限年しの期間は記されな
 い。かようにして貂皮貢納は、たゞまえては

半減されたとしても、邊將、守令による誅求はなおつづいたし、貂皮貿易の發展につれて、北邊居民の生活は救い難い窮乏に追いつけられ
ていた。

第三節 二補注

① 田川孝三日前掲書四八六頁。

② 日李朝成宗實録四卷二二八、二十年五月

丁亥の條に次のように記される。

掌令安潤孫啓曰、臣近在北方、飽聞民瘼。

國家以五鎮之民、困於防戍、令減雜徭、但
 賦土豹皮貂皮鼠皮而已。然不能支、故賜減
 十五年而其期已盡、請復賜減、以待蘇息。
 上曰、前日議者云、貂鼠皮不產於五鎮、故
 以牛馬農器、易諸野人、請移定于內地、以
 除此弊。予下書問之、監司啓云、內地雖產
 此物、不合進上、故必貿於野人、而野人非
 牛馬農器則不與之易、故不得不爾。

③

本書第十章

〔外項〕

成宗の東京城出兵、参照。

三 燕山君—中宗時代

燕山君時代に入り、六鎮の居民の困窮は成宗時代よりも深刻化した。燕山君四年四月、咸鏡道觀察使呂自新は上疏—^①「邊將の任命に際—ては、使營と兵營を—て同議擬啓せ—めるた—ま—え—であるが、任に選ばれた者に静穩の人はすくなく、^②刻薄貪戾の徒は多く、防禦を以て餘事となり、民力を恤れまず、女真と交誘—て務めて皮物を求めた。女真人は朝鮮の牛馬鐵物を得ようとして常に

貂鼠皮を備えおき交易を求めた。邊民もまた
 收奪の苦しみ耐えずして農器、釜鼎を以て
 女真人と交易した。京中の商人等も②綿布を馱
 載して邊鎮をめぐり歩き、鐵物や牛を貿備し、
 通事と結んで日ごと和賣をこにとした。西と
 右のような六鎮および平安道の貧困は、燕山
 君十一年、尚衣院が二名の役人を派遣し、咸
 鏡、平安兩界において貂皮二萬領を購入する
 に及び、救い難い域に達した。日燕山君日記
 西卷六〇、十一年十月甲寅の條に次のように

記される。

承旨韓恂啓、市裏紹皮品悪、請於兩界買來。
傳曰、遣尚衣院員ニ、買ニ萬領來、野人賣
牛、兩道之牛、盡於買紹、民至有駕馬而耕
者。

紹皮ニ萬領の購入のため兩道の牛は二とごとく
交易され、人民は馬を駕して耕す者もあつ
たという。燕山君時代では、貢納額數の増加
と、これに起因する人民の疲弊とは、必ずず
しも北邊のみの特殊事情ではない。たとえは

江原道に流謫された柳宗祖の、該地方におけ
 る見聞によれば（日本李朝中宗實錄卷一、元
 年十月戊申）、燕山君時代、進上の數は前代
 に百倍し、麋尾、麋舌の一箇の價は綿布二三
 十匹に上った。辛酉年（燕山君七年）の大雪
 の後、獐鹿はほとんど盡き深山にも現われな
 くなり、人民はやむを得ず、その價を持參し
 て司饗院で買納したという。右のような事情
 から考えると、恐らく燕山君十一年の二萬領
 に上る貂皮購入も當年のみの特殊な事例とい

うのではなく、額數を超えた貂皮が毎年上納されていったのが、たまたま十一年の購入がことのほか多數であつたところから、その數量が特に記録に留められたと考へた方がよいと思ふ。

燕山君末年の尙衣院による貂皮ニ萬領の購入は、次代の中宗年間の北邊居民の生活に深い傷跡を残した。領事朴元宗は、廢王朝時代の守令の採用に適正を缺いたため、守令の賢否の等しからずして弊害をなす者が多く、上意

は勤むと雖も然も慢然として行わず、諭書も
 いたずらに文具となり實惠を蒙らぬことを述
 べたのち、更に語を継いで、燕山君時代の度
 貿易によつて北道の居民の所持する牛馬はこ
 とごとく城下の女真人に輸納され、女真人の
 強盜と朝鮮国人の疲弊とをまねいたことを論
 じ（日李朝中宗實録正卷一、元年九月甲辰）、
 更に穩城地方の牛馬について次のように言つ
 ている。日李朝中宗實録正卷一、元年十月庚
 戌に曰く、

の條

領事朴元宗曰、廢朝徵斂貂皮、無有紀極。一皮之直、至一大牛。以此民生日困、牛馬賣盡于胡人。穩城牛馬、見存者僅四十餘口。臣意以為、依成宗朝辛亥年例、限民蘇復蠲減何如。上曰可。

燕山君時代の貂皮貿易による皮價の騰貴にはとどまるところがなく、一貂皮の價は一大牛に至つた。牛馬は女真人に賣り盡くさじ、穩城に現存するものはわずかに四十餘頭にすぎなかつたという。中宗は朴元宗の所論にもとづ

き、辛亥年（成宗二十二年）の例に従ひ、貢額を減ずることに定めた。

牛の缺乏は實は人民の疲弊の一側面を示したものに過ぎない。咸鏡北道では嘗て千餘名を數えた軍士が流亡して四五十名に減少し、邊境防備にさえ問題を生じた。このことについて、李朝中宗實錄四卷五、三年二月辛卯に次のように記されている。

特進官洪景舟曰、（中略）第以廢朝北道罷弊、貿易皮物不可勝計。民持一牛、換一貂

皮、牛馬幾盡。往時騎馬軍士可千餘名、今
 則僅有四五十名。雖有邊警、將何以扞禦。
 やや時代は下るが中宗三十五年の咸鏡南道
 甲山、三水等の諸地方の疲弊の實狀にツリマ
 は、閔齊仁の狀啓に詳しい^③。彼は甲山、三水
 兩邑居民の逃亡が「ただに風土の荒薄、晚耕
 早霜によるに非ず。専ら毛物の進上による」
 とし、甲山府内各鎮堡の居民は、戸首の現存
 者二百七十名、逃亡者七十七名、保人の現存
 者は四百八十六名、各年の逃亡者は五百五十

九名に達した。三水郡内各鎮堡の居民は、戸
 首の現存者二百十二名、逃亡者六十一名。保
 人の現存者は二百三十八名、逃亡者一百八十
 二名であつたといひてゐる。兩邑とも戸首の二
 十パーセント以上、保人は、甲山府では五三
 パーセント弱、三水では四三パーセントが逃
 亡したことになる。閔齊仁はさらに貂鼠皮上
 納の数は、甲山では進上が二十張、國用一百
 三十張。三水では、進上二十張、國用九十張
 であつた。鼠皮は、甲山二百七十一張、三水

二百四十九張であつた。この地方で産出するもの、すなわち土産品は質が悪く毛が薄いの
で、國用に供し得るも進上用には適当でな
かつた。進上に供する毛皮は、土産品には百に
一も用に耐えるものがなかつたので、やむを
得ず人民から價を徴して上納せしめた。進上
の數は兩色をあわせると四十張に過ぎないが、
この課役にあまられた者は、ことごとく財産
を賣つて貧窮し、財産なき者は家を棄てて逃
亡し土兵は漸次減少した、と述べている。

以上のような、中宗時代にも繼續した貂皮
 貿易は、前代と同様に國內に於ける貂皮の流
 行が基礎になつてゐる。中宗九年十月、大臣
 等が三殿外における貂服の着用の禁止を議啓
 したさいに、中宗が「いたすらに貂服を禁じ
 ても耳掩を禁ぜざれば、北方の守令に「て必
 らず取り来る者あらん。貂服はおおむねみな
 婦女の着するところにて、着して閨中にあ
 れば、それ能く禁せんや。舊俗はにわかには變
 うべからず。法禁を立つと雖も益なきを恐る

しと言つてゐるのは、⁽⁴⁾ 貂皮の使用が法令の禁
 ずる限界を越えて社會的流行となつたことを
 もはや黙認するほかなかつたことを示してゐ
 る。また中宗十二年頃の朝鮮における貂皮の
 流行について、咸鏡北道評事柳沃の上疏にも
 次のように見える。曰李朝中宗實錄正卷二九
 十二年九月乙未の條に曰く、
 咸鏡北道評事柳沃上疏曰、(中略) 與野人
 爭相貿買、以我有用、易彼無用、此六鎮深
 患而貂皮爲甚。國家設法禁之、任方面者、

每加糾摘、禁之愈嚴、而犯之愈多、其故何哉。臣聞、欲去弊者、先塞其源、導其源而能遏其流者、未之有也。俗尚侈靡、競貴異物、此所由致弊之源、而其為貿買、特其流耳。定為限級、非堂上官、不得以貂皮為耳掩、法非不立也。而近來奢泰成習、下流賤品、莫不僭着、富家巨室、迭相矜衒、如衣裘衾席之屬、亦皆以此為之。鄉閭小會、婦女無貂衣者、恥不肯赴焉。其所從出則不由乎他、特在乎兩界而已。

す存りち柳沃は六鎮における貂皮貿易の禁令
 が守られず、違犯者がますます増加するのは、
 その源流が世俗の奢侈に存し、貿易はその末
 流にすぎないことを適確に指摘したのち、近
 來は奢侈の風がならいとなり、下流の賤品で
 も貂皮耳掩を僭着しなむのはなく、富家は
 衣服衾席のたぐいに皆貂皮を用いて贅を誇り、
 郷邑の小會にあつても、婦人等は貂衣がなけ
 れば出席を恥じた、と記してゐる。また曰李
 朝中宗寶録正卷四四、十七年四月己丑には、

潼關僉使都瑞麟なる人物が女真人とて私通貨
 買し及びて輕價重收し（買いたたき）をおこ
 なつて女真人に告訴された一件が、威鏡道兵
 使高孟善によつて狀啓されてゐる。特進官李
 繼孟はこの件を評して、て大抵近來邊將、營
 生求利、微毛物以招貪黷之譏、階邊圍之譽、
 此甚巨弊也。故勿貿貂皮事、臣曾累啓。近間
 風俗日益奢侈、至如貂皮、争用極品、故如此
 耳しと論じ、邊將のて營生求利しが、貂皮の
 最上品を争ひ求めむ世俗の奢侈と深いかかわ

りのあることを論じた。かように成宗初年に
 はじまる貂皮の流行は、約半世紀を経過した
 中宗時代に至るまで、使用者の社会的階層と
 地域を拡大させつつ、衰えを示さずつづい
 ていた。

貂皮の流行、邊將の擄取、人民の疲弊など、
 中宗時代の貂皮をめぐる事象は、全く前代の
 繰りかえりであったが、ここに新しい變化と
 して注目すべき點は、貂皮貿易の取締りが強
 化されたことであらう。たとえば中宗二十年、

北平館野人處における皮物貿易にあたって、
 取引者は以前には箭鏃などの禁物は懷中に秘
 匿するなど、取締者とははかる行為が見られ
 たが、今は弓角箭鏃等物を公然と賣り、鏃四
 箇を以て貂皮一領と交易する者もあり、ある
 いは房宇でありながら女眞人と相謀り、購買
 した禁制品は房前に埋め置いて、のちに掘り
 起ニ―て持つて歸る者もあつたと、その
 取締りが論議されてお^⑤り、あるいは市の開催
 日の設定が議題に上るなど、恐らく從來は見

すぎされたと思われれる事柄が問題となり始め
 た。日經國大典四卷五、禁制には「潛賣禁物
 者、重者絞しとの定めが存したから、牛馬鐵
 製品を私賣する者の多かつた威鏡北道や京師
 の人民には、絞刑に處せられた者も多くあつ
 てよいはずであるが、記録に現われなりのは、
 日經國大典四のたてまえはそれとして、取締
 に當るべき邊將や守令が、「犯禁しを暗黙に
 認めたりたためであらう。しかるに中宗二十
 年には、「律しに照らして死罪に當てられた

者も現わられた。日李朝中宗實錄卷五二、二十年正月癸酉には次のように記される。

大臣等又啓曰、咸鏡道鍾城居人魯億年、與彼人馬匹買賣事、罪重、故彼人亦以死罪照律矣。然我國人則被重罪可也。彼人不可一様論斷。前者鄭孝民亦與彼人買賣牛隻鐵物、並以死罪照律。其時自上特恩、減死、開諭放送、今亦依此例何如。

すなわち咸鏡道鍾城の居民魯億年が女真人と馬匹を賣買して罪にあてられ、結局絞刑に處

せられた（日李朝中宗實録口卷五五、二十
 年十一月戊辰）、また鍾城の百姓鄭孝禮、雲
 鶴の父子が牛や鐵製品を潜賣して絞刑に
 處せられたのがその例である（日李朝中宗實
 録口卷五四、二十年六月乙未）。しかし紹賀
 易に關する取締りの強化は、一方では、多年
 にわたり發達してきた流行の桎梏となる。恐
 りくかような取締りは長くはつづかなかつた
 であらう。

以上のような極刑も決して邊將等には及ば

なかつた。たとへば中宗二十四年、通事の崔
 有元といふ者が女真人に牛を與えて貂皮を買
 ったが、のち惠山僉使金克達に追われ、逃亡
 した。その後、崔有元の母及び兄弟等が呈状
 をさし出し、賣與した牛の中には僉使金克達
 の牛も含まれていたらと申立てた。中宗は「然
 僉使、豈可以自己之牛、令通事公然和賣乎。
 此似不得為之事也。大抵邊方通事、交通彼人
 貿易皮物、而邊將不能檢舉、則自有其罪」と
 稱し、あり得べからざることとしていたが、

日李朝中宗實錄の卷六六、二十四年八月乙酉
 一、臺諫は「以官物買牛、交通彼人、潛貿貂
 皮匹段等物しをにおこなつた惠山僉使金克達の
 罪を論じ、國典を明示することとを啓したへ日
 李朝中宗實錄の卷六七、二十五年二月戊辰。
 中宗は「情として怒すべきものありしとして
 大臣に律を議せしめ、のちその罪を減じて惠
 山鎮の守備を命じている（日李朝中宗實錄の
 卷六七、二十五年二月戊辰）。かように罪状
 の明白な場合にすら邊將が處罰される例はす

くなかつた。また中宗三十三年十月には柔遠
 僉使尹轅が女真人と毛皮の價にツリテ争を起
 したのて再び邊將の腐敗が問題となり、曰李
 朝中宗實錄四卷八八、三十三年十月甲子に、
 傳曰、柔遠僉使尹轅、與野人争皮物之價、
 將生邊釁。予嘗聞於經筵、則邊將等貪汚成
 風、求索毛物於胡人。至於上京野人貂皮、
 告于本鎮、則或以黃換黑、或減數封進、故
 胡奴雖上來、受價甚少、多有冤悶之意、邊
 將之濫、莫此為甚、當諭觀察使摘發痛治也。

と見えるように、中宗は觀察使に諭して邊將の「貪汚」を摘發痛治するよう下命しているが、これとも實効はなかつたであらう。かように中宗時代の朝鮮と女真との貂皮貿易は一方では邊將、守令の擄取によつて朝鮮居民に犠牲を強いながら、國內の強い需要に促がされつつ、とどまるところなく繼續されていった。

第三節三補注

① 日燕山君日記臣卷二九、四年四月癸未の條に次のように記される。

咸鏡道觀察使呂自新、上疏曰、穩城富強之策、令臣北道節度使曹叔沂同議以聞、聖念至此、邊民之福也。軍民之困、豈獨穩城乎。五鎮皆然。今觀六鎮之困、甚於往者、非他邊將非其人故也。國家於除授邊將時、令吏兵曹同議擬啓、其選任之方至矣。然而恬靜愷悌之人寡、而刻薄貪戾之徒多。視防禦爲餘事、不恤民力、培斂百端、交誘彼人、務

求皮物。是以民窮於內、虜窺於外、邊鎮之害、莫大於此。臣愚以為、精選有武才廉謹者、隨其職秩、以授邊任、其清能表著者、不次擢用以為勸懲之方、則為邊將者、必愛惜名節、不為貪汚之事矣。國家誠能限十餘年、如是勸戒則軍民富強。雖賞之不逃、且野人等利我國牛馬鐵物、常備貂鼠皮、以求買賣。而邊民亦不堪侵漁之苦、以農器釜鼎、交市於虜。又有京中興販之徒、馱載絳布、周行邊鎮、貿備鐵物牛隻、交結通事、日事

和賣、雖賢守令、亦不能禁。

② 燕山君時代の商人の活動については曰燕山君日記五卷二九、四年四月丙戌の條に次のような記事が見える。

魚世謙（中略）議（中略）凡守令貪廉商賈往來、靡不知之。且節度使常巡諸鎮、苟能用心、何禁不止。其行商與彼人交市、夙有禁令、在檢察之何如耳。（中略）李克均議吏兵曹選授邊將、間有不得其人、以致厲民者。今宜選錄賢能、以備後用。近年興利之

徒多賚物貨、周行北鎮、買鐵物牛馬、以市
 虜人皮物。請無時揀遣御史糾察、從克均議。
 卷四七、八年十二月癸卯、咸鏡道敬差官高
 荆山馳啓、京中輿利人及本道之民、潛賣禁
 物于野人、弊將難禁、令監司各官痛禁、違
 者許人陳告、給犯者財產、且守令不能禁止
 者、勿揀赦前重論、已有其法、令監司請申
 明舉行、從之。

③ 日李朝中宗實錄四卷九四、三十五年十一
 月庚寅の條に次のように記される。

咸鏡道節度使閔齊仁狀啓曰、臣在行營聞、
 甲山三水兩邑人物、不得安接、日漸逃移、
 非徒風土荒薄、晚耕早霜、專由毛物進上、
 故考其兩邑軍民時存逃亡數、則甲山府及境
 內各鎮堡居民並計、戶首時存二百七十名、
 逃亡七十七名、保人時存四百八十六名、各
 年逃亡五百五十九名、三水郡及境內各鎮堡
 居民並計、戶首時存二百十二名、各年逃亡
 六十一名、保人時存二百三十八名、各年逃
 亡一百八十二名。考其貂鼠皮上納之數、則

甲山貂皮一百五十張、內進上二十張、國用
 一百三十張、鼠皮二百七十一張、三水、貂
 皮一百十張、內進上二十張、國用九十張、
 鼠皮二百四十九張也。以如此數少人民、許
 多毛物、每年分定、勢固難支、國用則以土
 產猶可封、進上則土產毛薄、不合封進、前
 日交通野人之弊、亦皆憑此。而始營私漸恣、
 故今則嚴明國法、不得如前通貿、官吏等責
 納、無計毛物。闕處卜定價、布或他餘毛物
 懲送、上京質納、故逢此役者、盡賣財產、

赤立嗷嗷、無財產者、棄家逃避、土兵因此
 漸少。脫有事變、誰與守禦、至為可慮、(中
 略)國用毛物則已矣、進上貂皮、雖數少
 而我土所產、百不用一、不得已、徵價貿納、
 兩邑人民尤為怨苦、此貂皮四十張、權宜量
 減、安集流民、以實邊圉、以為邦國永保之
 計。

④ 日李朝中宗實錄四卷二一、九年十月庚戌
 に次のように記さる。

傳曰、三殿外、勿用貂服事、所以禁奢侈紆

民病、似可施行。然徒禁貂服、而不禁耳掩、則北方守令必有取來者。貂服率皆婦女所着、着在閨中、其能禁乎。舊俗不可卒變、雖立法禁、恐無益也。

⑤ 日李朝中宗實錄四卷五二、二十年正月戊辰の條に次のように記される。

侍講官李芑（中略）曰、聞北平館野人處、貿易皮物者、前則如箭鏃禁物、潛匿懷中而賣之、今則弓角箭鏃等物、公然賣之、以箭鏃四箇、貿貂皮一領、其不畏國法如是、若

不禁之、其弊大矣。且其房守等、與彼人相謀、其所買禁物、必埋于房前、還歸時齎去。又市人等與野人相約、潛持禁物、野人回還時、邀貿於狄踰站、此則難以知也。在館中相貿者則各別治罪何如。今後於北平館、請定開市日、使市人得相買賣、餘日則使不得任便出入野人、房守、勿以京中奸細者為之、以外方軍士定之、何如、諺聞、有人持弓角、將賣野人處、而為捕盜軍所捉、捕盜軍受贈、還放云。凡彼人貿禁物而埋置者、令官員勿

為遺漏、一切搜覓則可以摘發矣。

四 明宗時代

明宗時代に入つて、北邊居民の窮乏は救い難いまでに深刻となる。且かかる衰亡を招いたものとして邊將、守令の「貪風」のみならず、中央政府の宰相の誅求が問題となつた。曰李朝明宗實錄正卷四、元年十一月己未に次のように記される。

史臣曰、使邊氓投入於胡地及中原者、豈獨守令之罪哉。今者貪風大熾。為宰相者、一應毛物、率皆誅求於邊邑。為守令者、若不侵漁軍卒、何從而得之。以是白楮一張、每徵貂皮一領、使邊氓日益困瘁流離。

二うした宰相による誅求と、その意をうけた守令の收奪によつて没落した居民の中には女真や中国の地に逃入して活路を見出す者も存した。ことに貂皮貿易による人民の疲弊と流亡とは、咸鏡道におりてもつともはなはた

しく軍資も涸渴したといふ。曰李朝明宗實錄
 正卷一〇、五年正月甲午に次のように記され
 る。

上受常參御朝講。知經筵事尹思翼曰、(中
 略)咸鏡一道凶荒尤甚、軍資虚竭、自上留
 念思所以處置之方幸甚。掌令尹春年曰、六
 鎮設立、金宗瑞創之、至今百餘年、尚能保
 全。當初宗瑞之言曰、後世必以皮物貽弊、
 不得守護。今者居宰相之列者、多索貂鼠之
 皮。為守令者、急於善事、責質民間、迫於

星火。所許之價至少、備納之物倍蓰、小民不支、相繼流亡。猶且徵歛於城胡人、不知其厭、彼胡人非我國之民而尚不勝其苦、況我國之民困瘁之狀、何可勝言。

咸鏡道居民の流亡のさまと邊將の積年の所業とは、咸鏡道敬差官鄭澈の書啓に一層あきらかにされてゐる。曰李朝明宗實錄正卷三三三二十一年十月辛巳の條に所收の鄭澈の書啓によれば、往年の邊將は自己の利の追求にのみ急にして、貂と馬とを交易し立身をはかつた。

この故に彼等は人民の膏血を絞り、あるいは
 倉粟を發し、民鹽を收め、名づけて價錢となし
 人ごとに倍徴した。馬と貂とを持って來國す
 る女真人はおおむね牛を求めるので、邊
 將は居民の牛を奪つて交易し、このため田の
 多くは荒廢した。咸鏡南道の窮狀につりま
 えば、道内の巨鎮たる甲山、三水の凋落はす
 ぎに甚だしく、守鎮の土兵は減少し、現存の
 數は吾乙足・雙叉青以外の鎮堡では、多くとも
 二三十、少なければ二三人もしくは六七人と

なり、——かも皆病弱に——守備の役にたつ者
はいない。甲山に到れば、府民の號訴者は路
に満ち、皆清密貂鼠の貢の難儀をいう。寒氣
のため養蜂は望めず、土産の毛皮は粗悪で用
に耐えず、この故に民より布を徴收して江原
に於りて貿易し、毛皮は北海道に於て交易した。
も——封進が急な場合には價は必ず倍に騰貴
するので、このために居民は流散し、十家の
中九家は空屋になつたという。

第四節 滿浦鎮交易

朝鮮における貂皮貿易の發展と關連して、女眞・朝鮮貿易史上に問題とすべき變化は、李朝初期以來、長く閉ざられていた滿浦鎮での女眞との交易が開始されたことである。以下にその經過を論じておきたい。

平安道方面にあつては、女真人との交通は國初以來、李朝政府の禁ずるところであつた。すなわち李滿住の率いる建州衛の女真人は、永樂二十二年四月、輝發河上流の北山城子付

近から婆猪江流域に移住して以後、部族の成
 員はしばしば満浦鎮對岸の皇城坪（輯安）に
 來て、朝鮮の邊吏に糧米・鹽醬の支給を請う
 た。朝鮮國政府は女真人の越境に當惑し一切
 の交通貿易を嚴禁したが、李滿住はこのこと
 を不服とし、宣德五年四月、明國の宣德帝に
 奏請し、明國を通じて朝鮮に交易の門戸を開
 かせようとした（曰大明宣宗實錄 卷六五、
 宣德五年夏四月己卯）。明國は、
 一か一ならず
 り兩國の外交交渉を嚴禁し、交易はすべて禁

東におりておこなうよう戒告した。建州女直と朝鮮とは断交状態に入った。二の間の三國の外交交渉については、園田一龜氏の『明代建州女直史研究』に詳述されている。

その後、建州女直と朝鮮国との外交交渉には、時代により消長があり、建州衛の首長層やその子弟等が王宮に招かれ歓迎を受けることもあった。その場合には滿浦鎮より入國し平安道を經由して王京に入るのが通例であったが、部族の下級成員は、滿浦鎮での交易も

平安道經由によろ入國も認められず、朝鮮入
 國のさいは遠く咸鏡（永安）北道へ迂回する
 よう定められた。成宗四年六月、成宗が
 平安道節度使鄭文炯に下した諭に（曰李朝成
 宗實錄正卷三一、四年六月癸亥）、
 賊若成羣而來、則勿令接待。若一二人來、
 無可疑之勢、則令接待、語之曰、去冬、汝
 建州三衛酋長、使人從永安道送款、國家許
 其自新、前日入攻、非我私讎也、乃中國所
 命耳。汝苟歸順則我之待汝、如昔日而已。

彼若欲上京、則詰之曰、中國不欲我招撫汝等、亦汝之所知也。不可由此路上京、從永安道而去可也。

と見える。成宗年間の初期においても平安道方面の交易路は閉鎖されたままの状態であった。冊封國相互の私交を禁ずる明國に對しても、充分の考慮がほらわれていた。商業ルート^の發達も、平安道方面にあつては全くその機會を失なつており、女真と朝鮮との交易は二の方面ではなされていかなかった。市場が

未發達であつたので鴨綠江沿邊の朝鮮國民は
 數百里の險を越えて海岸に出て鹽を買い
 ことを餘儀なくさせられたし、^①女眞の側にあ
 つても、曰李朝世宗實錄卷九六、二十四年
 六月壬辰に、

仇赤來潛語通事張仁奇曰、吾本名仇所時沙、
 父仇乙吾、母昭兒、居南臺。我往戍開陽、
 李滿住管下沈吒納奴・童所老萬戶等、因買
 鹽、到開陽、虜吾三人

とあり、曰李朝世祖實錄卷四一、十三年正

月戊寅に、

平安道觀察道吳伯昌使カ、奉書于承政院以啓曰、

滿浦節制使鄭山稟報曰、野人李豆里來言、

建州衛居人等、剽掠中原、故不得貿鹽於遼

東地面。今春必將來求貴鎮、請備鹽送之。

命議于議政府。都摠府回諭曰、今來啓本觀

豆里所言、則建州之人既不得往遼東、故來

滿浦求鹽者必多。若更來則語之曰、汝等交

通我國、中朝所甚忌（以下略）。

と見えよ様に、建州女直の住民は遼東の開

原へのちに撫順へに來て塩を買い求めるのが
 通例であつて、滿浦鎮へ來て塩を求めるとは
 遼東での交易が不可能になつた時に限られて
 いた。成宗十四年三月、永安道から婆猪江流
 域の蒲州に移住しようとした李達生が、童山
 の妹に同行の意志の有無を問うたとき、童山
 の妹は「蒲州則無鹽醬可以資生。何有入歸之
 理乎」と述べたといふ話があるが（日李朝成
 宗實録正卷一五二、十四年三月辛亥）、當時
 の婆猪江流域地方の人びとは遼東で貿易に従

事する機会が存したにせよ、日用品の入手に
 は少なからず不自由の存したことを物語つて
 いる。かかる環境にあつては、建州女真人の
 意識の内には朝鮮貿易に對する深い願望の存
 したのは當然であつて、成宗十三年（成化十
 八）に至り建州衛の首長完者頭が、平安道か
 らの朝鮮入國と互市場の開設を申請したのは、
 かような存在地の部族民の渴望を反映したも
 のであつた。このことについて日李朝成宗實錄

卷一四二、十三年六月癸亥の條に次のよう

に記される。

平安道觀察使馳啓、建州衛都督李完者頭、
 卽達罕、遣指揮李買驢、印信呈文、到滿浦
 鎮、請由平安道入朝、且請邊邑互市。命議
 于領敦（寧）以上及兵曹鄭昌孫等議。上遂
 下諭觀察使李崇元、節度使李克均曰、（中
 略）達罕親來則其誠意可知、當接待上送事、
 開諭入送。而達罕果若出來、誠欲肅拜、則
 卿等與沿海諸邑察訪等、依祖宗朝會長童蒼
 甫花土上來之例、約其驕從、接待上送可也。

且與外夷互市之事、自古有之、然論價低昂之間、必生忿爭、將構邊釁、不可許也。但彼以好馬來貿、則可易以鹽醬布物。此則有利於我、而損於彼也。其餘節目、在卿處置得宜耳。

二のとき互市場の開設を申請した完者禿の意圖は、生活要用の品物の入手に存したばかりでなく、咸鏡道方面女真人の間に傾にいちじるしくなりつた貿易の巨利による富裕化に對する着目のあつたことは、後に可李

朝成宗實錄正卷一四五、十三年閏八月戊辰の
 條に「平安道兵馬節度使李克均馳啓、野人請
 朝且欲互市、命議于領敦寧以上（中略）盧思
 慎、李克培議、前日彼人請牛馬互市、已議下
 諭禁之」と見えることによつて徴し得ると思
 う。咸鏡道方面の貂皮貿易の發展は建州衛の
 首長をも刺戟して、同様な機會がこの方面に
 おりて生活する彼等にも與えられたといふ
 強い願望を抱くに至つたのではないか。かか
 る要請に對する處置として、成宗は互市は許

すべからずと一ながらも、女真馬と鹽醬布物と交易のみは許可することとした。これ以後の完者禿と朝鮮政府との交渉、および翌成宗十四年三月の建州衛人李巨右、沈汝弄介の京城入京については、園田一龜氏の研究にくわしいので省略する⁽²⁾。

以上のような経過を経て、互市の開設に許可を與えなかつたにせよ、朝鮮国が女真との交易を条件付で許可したことは、この方面の交易ルートの次第に恒常化してゆく端緒を開

いた。すなわち曰李朝成宗實錄四卷一七二、
十五年十一月乙未に、

平安道節度使鄭蘭宗馳啓曰、野人等因飢饉
出來滿浦、請以其馬質穀。節制使李暹答以
年歉、無賣穀買馬者。兵曹據此啓曰、邊將
應答不至失中、後若有如此事、亦以此答之
何如。命議于領敦寧以上。(中略)傳曰、
予則以為、此事皆無弊也。視其馬之可用與
否及滿浦穀之有無、可買則買之耳、有何弊
焉。至於民間買賣、欲則為之、不欲則否、

亦豈有害。若其久留支待之弊、則在邊將處
置得宜耳、亦必無弊。

と記される如く、婆猪江流域に飢饉が発生し、
このため女真人が滿浦鎮に來て馬を賣り穀物
に換えようと請うたことに對する處置として、
成宗は女真人の用うべきや否やを檢し、滿浦の
穀物の有無をくらべ、買うべきは買ひ求め、
何の弊害もなしとし、また民間人の交易につ
いては欲則為之、不欲則否しと稱し、交易人
の自由な取引にまかせ民間貿易を公認して、

ることは劃期的な處置であつた。ただその翌月には「無知貪利」の民が「劍、鐵製品を以て馬と交易し敵を利した」とを理由として一切の賣買を禁止するなど、^③ 混乱した一時期も存したが、成宗十六年十二月、平安道の「開路」しより以後の女真人の往來による弊害を掌令の金耆が啓したとき、成宗が「平安開路、雖云非矣、然不可遽止也」と嘆じたように（「高麗成宗實錄」口卷一八六、十六年十二月辛卯）満浦における兩國人の交易は、朝鮮政府

の規制する枠を超えて、もはや独自の展開を示し始めたのである。

燕山君時代に入つて滿浦貿易は劃期的段階に入る。先に述べた如く燕山君時代にあつては、宮廷内はもとより民間におりても貂皮の需要がたかまつていたから、かかる時代の風潮を反映し、平安道の滿浦鎮にあつても甲子年すなわち燕山君十年には邊將の擅斷によつて關市が開かれ、女眞貿易をめぐつた朝鮮國人が牛馬、鐵製品をもち、絡繹としてこの地

に集まるに到つた。曰李朝中宗實錄日卷二、九年十月壬寅には次のように記される。

禮曹參判李長坤書啓曰、(中略)中外貴賤、
 爭尚豐侈、貂日益貴。而吾民之牛鐵、盡歸
 於彼。牛以厚其糞、鐵以利其兵。數年之後、
 則雖有善計者、未如之何矣。伏望、三殿之
 外、勿用貂服。而下諭中外、則下人觀感、
 不禁而自止矣。平安道滿浦鎮館待三衛野人、
 自甲子年、邊將擅開關市、國人持牛馬鐵器、
 絡繹輾集、胎害無窮、尤可痛禁。

燕山君十年に邊將等によつて、擅開せられた。滿浦鎮の貿易所は、翌十一年、二萬領にのぼる。貂皮の買付けが咸鏡・平安兩道においてなされるに及んで、これまで不安定であつた平安道の貿易ルートは、恒久性を帯びた地位を確保したと思ふ。そして中宗時代に入つても、平安道における貂皮貿易は朝鮮社会の奢侈の流行に支えられて引きつづき繼續された。ただこの方面での貿易の繼續は、咸鏡道方面に於けると同様、牛・馬・鐵不足の弊害と

朝鮮良民の苦しみを増すばかりであつたから、中宗五年、滿浦交易一切禁斷の議が廟堂において論ぜられてゐる。日李朝中宗實錄四卷一
 二、五年九月丁丑の條に次の如く記される。

金壽童（中略）等議、滿浦互市、在所痛禁。若因循不禁、本道牛馬鐵物、終皆爲野人之資、其弊不可勝言。以此前日已議、一切禁斷、依前議嚴禁爲當。野人若要買賣、留連不歸。且有怨言、令鎮將開諭曰、凡物隨時貴賤、價亦從而低昂、乘時射利、小民之事

也。前日如毛皮段子等物、有切於用、故民間就爾等求買。今則不切於用、自無求買者、大抵買賣、各從情願不可抑使爲之也。以此反覆開論入送爲便、從之。先是滿浦僉使崔三俊陞辭時、將此意啓之、命議諸大臣、至是議啓。

一かゝ中央からの統制は必ずしも厳しくはなく、觀察使による不正官吏の檢舉もなされなかつたから、邊將等による「國憲を奉ぜしむる貿易はつづけられぬ」た⁽⁴⁾。従つて滿浦

貿易の一切禁断しも、實際にはどれ程實行
 されたか疑問である。中宗九年十一月、前平
 安道節度使崔漢洪の啓によれば、彼の在職中
 に、滿浦鎮に歸順して来る女真人の名簿を作
 った役所に備えておき、また一方來鎮する女
 真人には所屬の衛名、姓名、年月日等を記し
 た牌を支給し、牌を持参する者の滿浦鎮へ
 の出入は禁じたという。また新任節度使黃衡
 は無牌の女真人に對して處置を仰いだ後、滿
 浦鎮に出入する女真人が、交易にややも意に

満ためニとがあれば怒りを發してははけらす、
 鎮將も或は丁鎖項還放し、あるいは佯りて
 知らぬふりをよそおい威信を失うおそれのあ
 った事を述べ、今後かような女真人があれば、
 江界府に囚禁するよう進言した（曰李朝中宗
 實錄四卷二一、九年十一月己卯）。このこと
 は満浦鎮での交易が継続的に進行し、すでに
 慣例化してゐることを明白に示してゐる。

そして右の無法な女真人の江界府拘留を主
 旨とした黃衡の提議に對して、諸大臣等は平

安道の特殊事情を考慮し、
 浦鎮許待。其無禮不恭者、不可並皆囚治也。
 〔日李朝中宗實録 乙卷二一、九年十一月壬午〕
 として裁可されている。これによつて満浦
 鎮が、女真との交易のために開放された、平安
 道における唯一の貿易所としての地位を、朝
 鮮政府によつて再び公許されたといえると思
 う。すでに成宗年間から、女真の領土内に入
 つてひそかに交易をおこなう平安道居民も存
 したが〔日李朝成宗實録 乙卷一八九、十七年

三月乙丑)、中宗の時代には夜陰にまぎれて
 牛馬を盗み、女真の地に入って交易する滿浦
 の居民があり(日李朝中宗實録四卷二八、十
 二年七月庚辰)、或は女真の地に出入して軍
 機を漏洩する「無賴興利之徒」もあり(日李
 朝中宗實録四卷四九、十八年十一月甲戌およ
 び同實録卷六一、二十三年四月丁巳)、かか
 る者の活動をままだえて滿浦鎮における女真
 と朝鮮との交易は、中宗年間(嘉靖年間)を
 通じ、ほぼ正常な機能を果してつづけたのであ

つた。^⑤ ことに注目すべきは日李朝中宗實錄の
卷五八、二十二年三月甲辰の條に示される次
の一條である。

管押使尹止衡、還自京師、啓曰、臣在玉河
館時、有建州衛野人、亦寓其處、欲見臣、
令入來則語臣曰、我等全賴朝鮮而生活、且
時或出歸滿浦、則待我等甚厚。

建州女直の一人が尹止衡に「我等はすべて朝
鮮に頼つて生活す」と稱したという。「頼る
し」とは、此の場合には經濟的意味で用いられた

五冊六字下録に用

言葉だと思ふ。かような朝鮮との交易に頼つて生活する建州女直人の出現は、滿浦鎮交易開設以後の新しい現象である。滿浦鎮での交易は、規模と取引額において、開原あるいは撫順の馬市とは比較にもたうなかつたであらう。しかしこれまで生活の資を遼東貿易にのみ依存していた建州女直人、とりわけその下層民に潤いと安定をもたらしたという意味で、その意義は決して小さくはない。

第四節補注

① 日李朝世祖實錄正卷二六、七年十一月癸亥に次のように記される。

即論平安道都觀察使金碩、都節制使魚得海曰、(中略)一沿邊之人、越險數百里買鹽、猶苦不足、宜令沿海之人燔鹽、以車輸義州、自義州載船而上、貿穀則可補糧儲。兼救民苦、亦宜共議布置。

② 園田一龜曰明代建州女直史研究正續篇(

東洋文庫刊、一九五三年)一六二頁参照。

③ 日李朝成宗實錄口卷一七三、十五年十二月庚申の條に次のように記される。

下書平安道節度使鄭蘭宗曰、前者野人出來、有賣馬者、令滿浦及近境人民、從願買之。然慮或邊將不識大體、檢察陵表、使無知貪利之民、並將弓劍鐵物買賣、以資敵人。今後一禁買賣、毋生邊釁。

④ 日李朝中宗實錄口卷二〇、九年四月甲午朔に次のように記される。

御晝講、講綱目、至周制稅牛皮法惟禁賣於

敵國。侍講官尹殷輔曰、我國兩界之人、得賣牛於彼人、已有成法、不廉邊將、不奉國憲、以牛易皮於彼人、由是農民無耕牛、其弊不貲、觀察使不能時時巡歷檢舉。故如是恣行、節度使辭拜之日、親教丁寧則自當勉力申禁矣。

⑤ 日李朝中宗實錄 卷六一、二十三年四月庚戌に次のように見える。建州女直が滿浦鎮交易に従事した具體例として参考にならう。

右承旨尹仁鏡以兵曹備邊司同議公事入啓曰、
建州衛所通文書、令李和宗翻譯、而此處回
荅之辭、若不翻譯則彼人不得解見、故又以
吏文翻譯也。其翻譯建州衛文書內。建州衛
都督同知散喇都上告、滿浦鎮守宰相大人知
有、我百姓人、到汝城中、欲買賣、而遇有
賤人、汝地方上作賊、故將我好人拘留、未
知有無（以下略）。

第五節 女眞農業の發展

一 耕牛の輸入

女眞人等が貂皮貿易の全経過を通じて朝鮮から意欲的に輸入した商品は必ずしも多様ではなく、それは主に耕牛、馬、農具であり、貿易の發展にもなつて、耕牛と農具とは女眞人が輸入する二大商品として固定化するに至つた。日李朝成宗實録四卷四八、五年十月庚戌の條に次のように記される。

司憲府大司憲李恕長等上疏曰、(中略)一、野人之來境上和市者、必求牝牛・牝馬。邊民與守令多用之、以便換易。所得不過毛皮與牡馬耳。

また曰李朝成宗實錄卷二二八、二十年五月丁亥の條に次のように記される。

上曰、前日議者云、貂鼠皮不産於五鎮、故以牛馬農器、易諸野人、請移定于内地、以除此弊。予下書問之。監司啓云、内地雖産此物、不合進上。故必貿於野人。而野人非

牛、馬、農器、則不與之易、故不得不爾已。

いままます耕牛の輸入状況に注目すると、朝鮮の北邊にあつては耕牛は網羅的に女真に輸出されてゐる。朝鮮の東北地方において耕牛の漸減が目立ちはじめたのは成宗二十(弘治二)年頃である。曰李朝成宗實錄正卷二二五、二十年二月庚戌の條に、

特進官李淑琦啓曰、永安道五鎮、貢貂鼠皮、
 質於野人、以充其賦。所易之物、非農器釜、
 鬻則必耕牛也。由是我之耕牛農器釜鬻、悉

爲彼有、雖國家禁之、莫得禦也。

と見える。女真人との交易によつて北邊五鎮の耕牛、農具、釜鬻の多くは農村から姿を消し始めていた。二のような傾向は次代の燕山君時代に入つて一層助長された。先に述べた如く燕山君は、治世十一年に尚衣院の官員二名を派遣して咸鏡・平安兩道から貂鼠皮二萬領を購入せしめ、二のため兩道の牛は盡き果てて民は馬を駕して耕す者しすらあつたといふ(曰李朝燕山君日記四卷六〇、十一年十月

甲寅)。曰李朝中宗實錄四卷一、元年十月庚戌所載の領事朴元宗の言に「廢朝徵斂貂皮、無有紀極。一皮之直、至一大牛、以此民生日困、牛馬賣盡于胡人、穩城牛馬見存者、僅四十餘口」と見え、また中宗三年二月、特進官洪景舟の所言（曰李朝中宗實錄四卷五、三年二月辛卯）に、

第以廢朝北道罷弊、貿易皮物、不可勝計、民持一牛、換一貂皮、牛馬幾盡。往時騎馬軍士可千餘名、今則僅有四五十名、雖有邊

警、將何以扞禦。

と見えるから、燕山君時代の最盛期には一張の貂皮が一大牛を以て取引されたこともあった。貂皮の価格は品質の良否により上下したから、平均価格はこれより安かつたであろうが、それにしても二萬鎊の貂皮の購入の過程では、相當数の牛が國境を越えたであろう。そして長年の中に朝鮮北邊の牛は賣りつくされ、そのきわみには馬すらも賣り出され、穩城殘存の牛馬は四十餘頭に減少した。日李朝

明宗實錄卷二十九、十八年八月癸丑には、
 特進官俞絳曰、咸鏡道六鎮、近來疲弊已極、
 人民凋殘、苟失農作、則反以胡地爲樂土而
 投之、極爲寒心。〔中略〕下諭、咸鏡道邊
 將、多以牛隻、質換毛物、商賈亦多買牛而
 來、農牛已盡、耕田之際、人代牛役、宜嚴
 勅邊將禁抑買賣。

と記さる如く、咸鏡道に於ては農牛はす
 べてに盡き、耕田には人が牛に代つて從事する
 事體すら發生し、農民等は女眞の世を樂土と

存一、彼地に投ずる者すら現われり。是
 一、曰李朝明宗實錄四卷三三、二十一年十月
 辛巳にも、

鄭澈書啓、（中略）往時、列鎮諸將、多不
 得人、不厭無恥、唯利是急、貨貂與馬、以
 圖發身、故剝民膏血、無所不爲、或發倉粟、
 或收民鹽、名爲價錢、而逐口倍徵。又胡人
 之持馬與貂者、率皆索牛、故奪民牛隻、略
 不爲難、田多荒蕪、牛利縮民、甚憫焉（以
 下略）。

と記される如く、耕牛輸出の弊害は明末に至るまで、時代の下るにつれてはなはだしくなつてゐる。朝鮮の耕牛輸出は、女眞の立場からみれば耕牛の輸入である。朝鮮農民の犠牲は、他方では女眞農民の繁榮を生み出さうとした。女眞人等の注意が耕牛に注がれてゐたことは、彼等の農耕生産向上への意欲を示すものである。彼等が耕牛の中でも特に牝牛を欲したのは、家畜の増殖に意を用いた證據であらう。そしてこのようにして輸入された耕牛

は、着實に増殖されて次代に引き継がれたに相違ない。それはまた素朴な段階にとどまっていた明代中期の女眞の農業經營に変革をもたらさずにはおかない勢力であつたと思ふ。右のように女眞人等が朝鮮から輸入した主な商品は耕牛と農具とであつたが、こうした女眞人の農業化への意欲が朝鮮に對してのみ現われ、中國に對して現われぬという道理はない。遼東の馬市においても、耕牛と農具とは女眞人が熱心に輸入に務めた商品ではあつ

たが、ただ遼東では彼等の欲求は充分には満足させられていない。それは次の事情による。すなわち明國は正統四年閏二月、海西、野人女直人等が京師からの歸途、中國の邊境において綵幣や駕馬を耕牛や銅鐵器と交換する事實を重視し、耕牛の輸出が中國邊境住民の生活に不安感を與え、また銅鐵器が女真人の生活に有用の品であるところから、畢恭の奏請に従つて耕牛と銅鐵器の貿易を禁止した。

曰大明英宗實錄四卷五二、正統四年閏二月己

丑の條に次のように記される。

（畢）恭又奏、韃子海西野人女直、歸自京師、道過邊境、輒以所得綵幣或駕馬、市耕牛及銅鐵器皿。臣以、耕牛邊人所恃以爲生、而銅鐵器、外夷所資以爲用、乞禁勿與市。上可其奏、諭總兵巡撫等官禁之、敢有犯者、治罪不宥。

右の禁令が公布されてから以後は、牛の貿易は公的には認められず、女真人が特に牛を必要とするときは、明國に奏請してその都度

許可を得なければならなかつた。すなわち正
 統六年九月、海西、野人、女直人等が來國の度
 毎に馬を以て牛と交易するよう願つていたが、
 通はゆるされず、たまたまこのとき中國の官
 馬が缺乏していたので特に許可を與えられた
 一（曰大明英宗實錄卷八三、正統六年九月
 丙辰）、正統七年には建州左衛の凡察の妻請
 により耕牛、農具の交易が許され（曰大明英
 宗實錄卷八九、正統七年二月甲辰）、天順
 三年二月には建州衛の頭目が「沿途において

牛を買い、帶回して耕種し、以て軍儲を積ま
 んことしを請うて許され（曰大明英宗實錄
 卷三〇〇、天順三年二月庚午）、成化四年十
 一月には、毛憐衛都指揮苦赤等が京師よりの
 歸途、行李を馱載するために遼東人から一牛
 を買うことを奏請してゆるされている（曰大
 明憲宗實錄卷六〇、成化四年十一月庚申）
 ごとくである。以上の事例のほかには、遼東
 で牛が取引されたという記載はない。このこ
 とは遼東において女真人が合法的に牛を入手

することは困難であつたことを示していると思ふ。——かゝる牛の賣買禁止はあくまでも公的な場での立前であつて、江嶋壽雄氏の研究によれば、明代の遼東馬市においては、官衙の監督のもとにおこなわれる官市や私市のほかに、官の監督を避けて他の場でおこなわれる私的な密貿易はさかんにおこなわれた。^① その私的取引の中心地が開原南關市であつて、これが後の開原南關馬市となつたとされている。耕牛や銅鐵器等の商品は、記録にとどめられ

ることもなかつた右のような密貿易によつて
取引され、女真人の欲求を満たしてゐたと考
えられる。

第五節一補注

① 江嶋壽雄「遼東馬市における私市と所謂
開原南關馬市」日重松先生古稀記念論叢
昭和三十二年六月、一九一三九頁。

二 農具の輸入

貂皮貿易のなされた期間に、朝鮮と女真との間で取引された鐵製品は、種類がはなはだ多様である。たとえば成宗二十年、會寧の韓軍實が元良哈部の阿沙介に賣つたのが「官中鐵甲ニ部レであり、金克達が幹糸里部の李阿當介に賣つたのが「官中より偷取」た環刀一柄しであつた（『李朝成宗實錄』卷ニニセ、二十年四月庚子）。また成宗十二年十一月、尹壕の啓に「臣聞北方之人、與狄人交市、至

以鐵甲私相貿易（曰李朝成宗實錄四卷一三五、十二年十一月癸巳）とあり、成宗二十二年三月、李粹彦の啓中に「來朝野人、多以破鞍及刀子、請改造鐵鎧、不得已改造。其刀刃若錐者、並令改造不可（曰李朝成宗實錄四卷二五一、十二年三月庚寅）とあり、成宗二十四年四月、權柱の言に「雖禁鐵物、我國人赴京者、多持火燧、與獐子相販。此雖小物、積之既多、則鎧甲矢鏃、皆可造（曰李朝成宗實錄四卷二七六、二十四年四月丁未）と見

えるように、鐵片を以て鐵に改造されること
 もあり、火燧が交易されることもあり、その
 ほか記録に記されないまでも、交易鐵製品は
 日用雜貨の百般におよぶ多様さであつたろう。
 複田魏氏が句明代女真人の鐵器についで①に
 おりて指摘されたように、明代の女真にはす
 べてに鍛造設備もとのい鍛造技術も發達して
 いたから、②、鐵製品に加工をほどこし用途を變
 更することも可能であつた。成宗二十二年正
 月、造山堡の戰で女真人に捕えられ、都骨兀

狄哈に拉致された達生が、歸國後、同部落で
 の見聞を語った言葉のなかに「上曰、予箭何
 如。達生等曰、弓矢皆強勁、設風爐造箭鏃、
 皆淬之」(「日本書紀成宗實録」卷二五五、二十
 二年七月丁亥)と見えるように、風爐等の鍛
 造設備をそなえた家も存した。かかる設備
 を以て「箭鏃甲冑を日夜打造する」(「日本書紀
 成宗實録」卷二五三、二十二年五月壬午)者
 もいた。^③ あるいはかような設備を以てすれば或
 程度の加工も可能であったから、中宗十二年

三月、吏曹佐郎朴世熹の所啓に「野人以鐵物爲貴、故邊將率以鐵物、質買貂鼠皮。至於農鋤箭鏃、無所不用、故彼人箭鏃、今皆以鐵爲之、誠非細故」(日)李朝中宗實錄四卷二七、十二年三月癸未)と見えるように、鐵製品でさえあれば品目を問わず交易の対象となり得た。

明國の遼東馬市において、鐵器はどのよう
うに取引されていたであろうか。先に述べた
ように正統四年閏二月、明國は畢恭の奏請に

従ひ耕牛とともに銅鐵器の女真貿易をも禁止
 するよう下命した。しかし建州、海西、朵顏
 三衛の部族が入貢すると、その都度、中国の
 軍民人は弓材や箭鏃と鐵器をもつて密貿易に
 従事していたから、實際には禁令はなかつた
 と同然である。かかる事情に對處し、明國は
 成化十二年十一月に至り馬文升の言に従ひ再
 び禁令を出し、そのうえ女真人の明國內通行
 に際しては中國人を一同行せしめ、不法行
 爲を監視せしめるにとした。

日大明憲宗實

録正卷一五九、成化十二年十一月癸亥に次の
 ように記される。

命行人伴送東北諸夷入貢者出境、并禁其市
 軍器。兵部右侍郎馬文升言、比年朝鮮陪臣
 及建州海西朵顏三衛夷人入貢、軍民人等、
 輒以射弓材箭鏃與凡鐵器、私相貿易、誠非
 中國之利、乞下所司禁約、且以行人帶領通
 事伴送、沿途防禁之事下、禮部請差行人著
 爲例、兵部請榜諭京師并諸邊軍民、違者謫
 戍邊遠、會同館及沿邊伴送官吏人等、有縱

之者、槩治其罪、若夷人挾帶出關事覺、拘
 入官給還原直、仍追究所帶帶之人、從之。
 右の「行人」として通事を帶領し女真人に伴
 送せしめることは、翌成化十三年八月、一
 部修正が加えられ（日大明憲宗實録四卷一六
 九、成化十三年八月戊午）、建州および海西
 女真人の歸還の際には、舊例の如くただ通事
 のみ同行せしめることとし、取締りに幾分の
 緩和が示された如くであるが、ただ「開原、
 撫順」での出關に際し、行人および分巡僉事を

して嚴重に驗査せしめるさだめであつたから、
 結果におりては行人を同行せしめるのとかわり
 りはなかつたのである。成化十三年十一月、
 海西女直は建州女直を糾合し、遼東の駿陽堡
 に入寇した。彼等は來寇の理由として、往年
 中國通行の際には、同行する一官人が交易は
 もとより飲食にいたるまで、あたかも犬豕の
 如く監視し、男に鐺鍮あらしめず、女には針
 剪もない有様であつたからと述べてゐる。可
 大明憲宗實錄口卷一七二、成化十三年十一月

己丑に次のように記される。

命都指揮同知崔勝爲廣寧中路參將。時海西虜酋、糾建州三衛、入寇發陽、言往年受朝廷厚遇、今無故添一官人伴送我行、飲食之如犬豕、禁制我市買、使男無鐮鏹、女無針剪、因是入寇。

そして右の事変以後は所謂「行人伴送」のこともなく、交易の際の中国人の監督も比較的ゆるやかで、従つて密貿易もさかんにおこなわれ、鍋鐮や兵器に至るまで多様な鐵製品が

取引された。その鋸鐸は、出關後溶融して他の鐵製品に改造されることもあつたといふ。日大明孝宗實錄四卷一九五、弘治十六年正月甲午に次のように記される。

吏科給事中鄒文盛言、（中略）以關市言之、遼東先年因三衛內附、東夷効順、故於廣寧開原、奏立馬市交易、當時虜酋輸款、時以馬易鹽米、彼得食用之物、我得攻戰之具、近賊虜狡黠、不以堪用馬匹貨賣、持以入市者、惟榛松貂鼠瘦弱牛馬而已。又有假此窺

覘虛實者、中國罔利之徒、與之交結、甚至
 竊賣兵器、洩漏軍情、雖有監市分守等官、
 勢不能禁。竊聞、虜所易鍋鐻、出關後、盡
 毀碎融液。所得豆料、專以飼馬、其志可知。
 (中略)亦當嚴飭監市等官、於夷人入關、
 止許易買鹽米、不得私買鐵器豆料、舊例許
 五人十人共買一鍋、今立年限、或二年三年、
 許買鍋鐻一次、其進貢夷人、回有買鍋鐻者、
 亦照此例。

鄒文盛は二年あるいは三年に一回、女真人の

鍋鐺購入を許可するよう進言しているが、假
 に實行されたとしても、それが効果があつた
 かどうか疑問であらう。鐵器の賣買は恐らく
 明末に至るまで「監市、分守等の官ありと雖
 も、勢として禁ず能わざるし、ま、繼續され
 たと思ふ。

さてかように女眞の鐵器は中國、朝鮮の雙
 方から、明一代を通じて繼續的に輸入された
 が、鐵器の中でも女眞人等が最も意欲的に輸
 入につとめた主な商品は、成宗二十年、成宗

の下問に答えた監司の啓に「内地雖産此物、
 不合進上、故必買於野人、而野人、非牛馬農
 器則不與之易、故不得不爾已」(曰李朝成宗
 實錄卮卷ニニ八、二十年五月丁亥)と示され
 る如く農具であつた。この農具に「旗田
 魏氏は「武器とちがつて直接に朝鮮に恐れを
 與えるものではなかつたので、さほと鮮人の
 注目をひかず、従つて具體的材料に乏しい
 と記されている。④」か「農具の輸入に關する
 記事は、たとえば成宗六年二月、李克培の啓

に「國家責貢貂皮於五鎮、守令托以進上、誅
 求於民、而貂皮產於野人之地、故或以農器、
 或以農牛換之、實是資敵、請除五鎮貂皮之貢
 」(曰李朝成宗實錄四卷五二、六年二月辛巳
)とあり、また成宗二十年二月、特進官李淑
 琦の啓に(曰李朝成宗實錄四卷二二五、二十
 年二月庚戌)、

永安道五鎮、貢貂鼠皮、貿於野人、以充其
 賦、所易之物、非農器釜鬻則必耕牛也。由
 是我之耕牛農器釜鬻、悉為彼有、雖國家禁

朝鮮軍の

之、莫得禦也。

と見えるほか、決して少なくない。そして右の啓で李淑琦は、成宗二十年頃の五鎮にあつては、朝鮮の人民の農具や釜鬻はことごとく女真人の所有に歸したと述べているように、女真地方に於ける農具の輸入と普及には、顯著なものがあった。成宗二十二年、尼麻車部落遠征の際の見聞にもとづいて特進官韓致禮は「臣聞、北征時、兀狄哈家、多有我國農器、是必以皮物收賣也」(日李朝成宗實錄 卷二

七六、二十四年四月丁未と啓し、東京城近
 郊の尼麻車部落での朝鮮農具使用の实体を傳
 えており、先に示した吏曹佐郎朴世喜の言に
 「野人は鐵物を以て貴となす。(中略)農鋤
 箭鏃に至りては用いざる所なり」とあるのも、
 女真における鐵製農具の顯著な普及を示すも
 のであらう。そして成宗二十三年九月、掌令
 楊熙止は女真農業の發達について次のように
 述べた。曰李朝成宗實錄 卮卷二六九、二十三
 年九月乙未の條に次のように記される。

御經延講訖、（中略）（掌令楊）熙止曰、
野人惟知射獵、本不事耕稼。聞近年以來、
頗業耕農、其農器皆出於我國、此必居城底
者賣之也、請嚴禁。

かように貂皮貿易の進行とともに發展した女
真社会の農業化は、すでに朝鮮の識者を瞠目
せしめる域に到達してゐたのである。

第五節二補注

① 旗田魏「明代女真人の鐵器について」

東方學報 東京十一の一、一九四〇・三、
二六〇—二六七頁。

② 日李朝成宗實錄 卷五二、六年二月戊申
に次のように記される。

平安道觀察使承諭送唐人阿家化、其言曰、
俺年十四歲時、為建州賊松古老等所擄、隨
住其家、松古老妻一人・子二人・女一人・
唐女二人、同里而居者六家、而有右匠多人
焉。

③ 日李朝成宗實錄 卷一五九、十四年十月

戊寅の條に見える趙伊時哈の言に「又問、
 汝衛甲冑以何物爲之乎。答曰、以鐵爲之。
 又問曰、鐵產於何地。答曰、產於火刺温地面。
 又問曰、有冶工乎。答曰、多有之」と見え
 る。鐵の主な産地は海西地方で未加工の原
 鐵が各地に移出されたと察せられる。

④ 旗田魏日前掲書に

三 農業生産力の向上

さて右のような耕牛や農耕用具などは、東
北アジアのどの地方の住民が輸入し使用した
のであろうか。次にこのことを考えてみたい。
明代の東北アジアのツングース族は、農耕が
不可能で狩獵以外に生活方法のない北方ツン
グースと、農耕可能な自然条件のもとで生活
する南方ツングースの二者に区分することか
ができる。そして地理的緯度が北に移るにつれ、
自然的條件は農耕を不可能にしていったから、

北方ツングースの社會では農具は不要であつた。従つて貂の原産地である寒冷なタイガ地帯の狩獵民の要求した商品は、米麥などの食料品や鍋釜衣類など、農耕用具以外の物品であつたにちがいない。

ところが十五・六世紀の東北アジアに展開された貂皮貿易の全期間を通じて、女真人が最も輸入にとめたものは農産物ではなう農耕用具であつた。このことは中國や朝鮮から役牛・農具を輸入したのとは、可耕地帯である

南方ソングラスであつたことを示している。
 従つてそこには、貿易路の中間に在る農耕地
 帯住民の、自己の生産力の増強にかけた、強
 い意欲や期待が反映されてゐる。

近年に至つて赤松智城、秋葉隆、凌純聲氏
 等により、中國東北地區のオロチヨン族や赫
 哲族に関する民族學的學術調査が相ついで發
 表されてゐる。^① それらによれば黒龍江省北部
 のオロチヨン族は、獐、貂、熊等の動物を追
 つて叢林地帯を移動し、粗末なテントに居住

する狩獵民であるが、松花江下流域のゴルド族は、多くは河のほとりに恒久的な家屋を建てて住み、家屋の周邊にいくばくの耕地をめぐらし、特殊な高床式構造をもつた倉庫を付設して生活する定住民であつた。彼等は狩獵および漁獵にも従事してゐるが、彼等の生活様式の發生的起源をたずねれば、わたくしは農業が彼等の主要産業であつて、狩獵漁獵は農業の補助産業であつたと思ふ。凌純聲氏によれば、このゴルド族の先は、明代の元狄

祖

哈であるという。その當否はしばらくおくとして、十五・六世紀の海西女直や建州女直も、近世のゴルド族とほぼ似たような生活様式をもつていたのではなかつたらうか。

明代の東北アジアに於ける可耕地域の北限はどのあたりであつたらうか。現代ではシベリアのかなり北部地方まで可耕地域は及んでゐるといふが、農作物の品種の改良もなされず技術も稚拙であつた十五・六世紀の東北地區にあっては、恐らく松花江南部流域から牡

丹江上流域あたりまでが、その北限ではなかつたかと思う。松花江上流域の海西女直の累業にについては日大明實録に記録が見える⁽²⁾。そして牡丹江上流の東京城付近の尼麻車兀狄哈にについては、成宗二十二年、二萬の軍勢を率いて遠征をおこなった北征副元帥李季全の報告に次のように記される。

日李朝成宗實録に卷二五九、二十二年十一月戊子。上引見北征副元帥李季全曰、卿往來絕域、跋涉之苦、何可勝言、驅數萬之衆

入不測之地、予未知成敗、寤寐之間、未嘗
 忘于懷。適賊皆逃竄、縱未大捷、完師而還、
 予甚喜焉。(中略)上曰、焚燒幾室乎。季
 全曰、臣因火焰衝起、望見數之則四百餘戶
 也。上曰、居室何如。季全曰、一梁之室、
 其制與唐人居室相似、此則兀狄哈、昔時搶
 擄開原衛之人、男婚女嫁、累代而居、故其
 居室之制如此。上曰、其計活何如。季全曰、
 臣曾見斡朶里兀良哈、居室不豐、室廬阨陋、
 兀狄哈則室大淨潔。又作大積盛米、家家有

雙砧、田地沃饒、犬豕雞鴨、亦多畜矣。上
 曰、有瓦屋乎。季全曰、皆茅屋也、賊所積
 之穀、軍士取以飼馬。

その家屋は中國式で部屋は大きく清潔であり
 屋根は茅葺きであつたし、田地も豊穰で犬、
 豚、雞、鴨等の家畜も多かつた、と記されて
 いる。右のような記述からはオロチヨンのな
 村落のイメージは全く浮かばない。固定した
 家屋、田地および家畜を備えた村落は、全く
 近世のゴルデイ的なそれである。成宗二十三

年における朝鮮軍の足跡は、わずかに東京城に及んだに過ぎないから、従つて奥地の状況は推測の域を出ないけれども、尼麻車兀狄哈のような村落は牡丹江下流から松花江中流域にまで廣く分布してゐたのではあるまいか。そして朝鮮から農具や耕牛を輸入したのはかような兀狄哈的農村や建州女直の農村であつたと思う。いま著名な南部主簿申忠一の書啓を見ると次のように記される。^③

一、初五日、臣等出來時、汝乙古言於馬臣

曰、欲將熊皮・鹿皮、賣於滿浦、買牛耕田。你可言於王子、說與軍官、馬臣入告于奴會。奴會曰、朝鮮不許上京之前、你等決不可徑往滿浦買賣云。

建州女眞の農民であつた汝乙古は熊皮や鹿皮をもつて滿浦で賣り、牛を買つて田を耕すと言つた。恐らくそれが彼等の理想とする生活であつたらう。實に明末に至るまで貂皮、熊皮、鹿皮およびその他の毛皮は、建州女眞や兀狄哈的農村の人々によつて、農具や耕牛と

交換されてきた。彼等の商業活動は、是れ自體が目的であつた場合もあろうが、多くの場合、みずからの農業生産の向上と補強を目的として推し進められた。中宗九年十月、禮曹參判李長坤が、

禮曹參判李長坤書啓曰、兵倚於農、而農必以牛、牛固兵農之最重也。野人持貂、吾民不惜農牛而易之、又以鐵物者。此無他、我國之所尚、在貂故也。中外貴賤、爭尚豐侈、貂日益貴、而吾民之牛鐵、盡歸於彼。牛以

厚其農、鐵以利其兵。數年之後、則雖有善計者、未如之何矣。

と啓して（日李朝中宗實錄五卷二一、九年十月壬寅）、朝鮮の牛と鐵はことごとく女真に歸し、牛は女真の農を厚くし鐵はその兵を利していと述べているように、十六世紀初期に於リて女真人の商業活動は、すでに或程度の目的を果していたのである。かように十五、六世紀の東北アジアにおける貂皮貿易の展開は、可耕地帯の南方ツングース、すなわち元

狄哈的村落、海西女真、建州女真の社會を、より充實した農耕社會へと轉回せしめる強い誘因をなした。又ルハ子の興起に至る女真民族の清新な躍動的エネルギーは、右のような経過をたどつて達成された充實した農業生産力を基礎としたものであつたと思ふ。

第五節三補注

① 赤松智城・秋葉隆曰滿蒙の民族と宗教に

(昭和十六年三月、大阪屋驢書店、四一六

頁、圖版一九五。

赤松智城・泉靖一「赫哲族踏查報告」
民族學研究四卷三號、一九三八年七月、
三八四—四〇五頁。

秋葉隆「大興安嶺東北部才口チヨノ族踏查
報告」
一「日京城帝國大學文學會論纂」四、
一九三六年十月、一三一—一八二頁。

凌純聲「日松花江下游の赫哲族」上・下、國
立中央研究院歷史語言研究所刊、一九三四
年、南京。

② 曰大明英宗實錄正卷一〇三、正統八年夏四月庚戌に次のように記される。

錦衣衛指揮僉事吳良奏、臣奉命使海西、見女直野人家多中國人驅使耕作、詢之、有爲擄去者、有避差操罪犯逃竄者、久陷胡地、無不懷鄉、爲其關防嚴密不得出（以下略）。

③ 稻葉岩吉曰興京二道河子舊老城正一九三九年刊による。

第六節 貂皮の産地

明代に於ける貂の生息地の南限は必ずしもあきらかでないが、朝鮮の北境地帯、豆満江や鴨緑江流域や遼東地方にも貂は生息した。たとへば成宗十三年五月、江界體探人李完等が鴨緑江邊で女真人を射殺した事件に際して、李克培が議して曰自慈城至武昌、其間口子並皆罷之、武昌則與永安道三水接境。此等處、多産貂鼠皮。慮野人來往、令節度使往來巡審」と稱し（曰李朝成宗實錄口卷一四一

十三年五月丙申、中宗十五年正月、洪淑の言に曰淑曰、近聞黃衡之言、閩延等處、土地沃饒、貂皮多産、故野人多來居住と見之（曰李朝中宗實錄 卷三八、十五年正月壬寅）、中宗十七年三月、特進官尹熙平が閩延・茂昌地方の事情に言及して曰且其土地肥厚、水泉甘美、耕稼有利、漁獵有得、貂鼠多産といつていふように（曰李朝中宗實錄 卷四四、十七年三月甲寅）、慈城・虞芮・閩延・茂昌地方に貂は産出したし、その數も必らずしも

すくなくはなかつた。ただ、この地方の貂皮
 は粗悪品で、王侯貴族の用にはもちいらね
 かつた。曰李朝中宗實錄四卷九四、三十五年
 十一月庚寅の條の閔齊仁の狀啓に、
 國用毛物則已矣。進上貂皮、雖數少、而我
 土所產、百不用一。不得已、徵價貿納、兩
 邑人民、尤為怨苦。
 と記してゐるように、宮廷への進上用と
 は、朝鮮產のものは百に一も用いらねざ
 る有様であつたから、貂皮は產出ないと言つて

も、この意味では正しいであらう。朝鮮北境
 では、この地に住む女真人ですら、貂皮の入
 手は馬の入手より困難で、彼等も牛馬鐵製品
 をもつて遠方の兀狄哈と交換していたことが
 日中宗實録正九年十月の甲山府使黃琛の書啓
 に見える^①。このような事情は建州女直の生活
 圏である婆猪江流域にあつても同様ではなか
 ったか。日大明憲宗實録正卷三五、成化二年
 冬十月甲寅に、

整飭邊備左都御史李秉言、建州毛憐海西等

諸部落野人女直來朝貢、邊臣以禮部定擬名
 數、驗其方物、貂皮純黑馬肥大者、始令入
 貢、否則拒之、且貂產于黑龍江迤北、非建
 州毛憐所有。

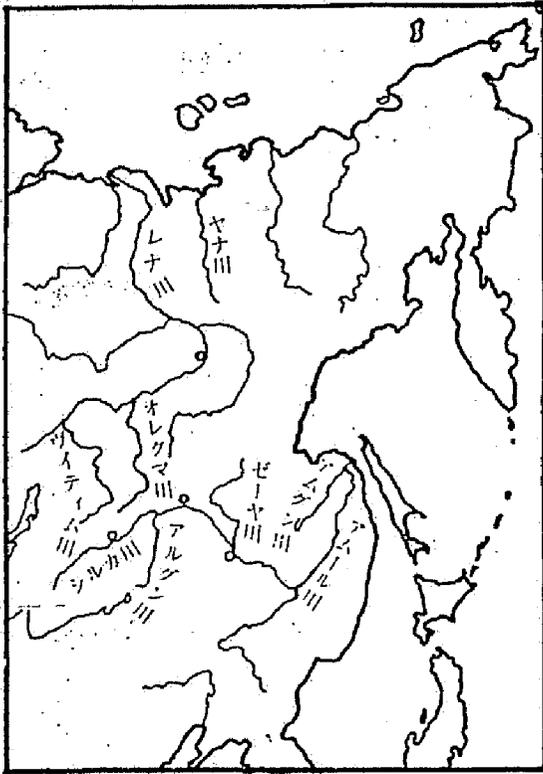
と見えるが、これは貂が建州、毛憐に産した
 かつたとの謂てはなく、用に耐えるほどのも
 のは産出さなかつたと解すべきであらう。口

盛京通志^②に「貂鼠、近東北邊者、色黃、邊
 外者、色紫黑、皮甚輕煖」と記されるように、
 中國や朝鮮北境に産するものは、黃貂、すな

わち粗悪品であった。

東北アジアの貂皮の産地については、すでに昭和九年、中山久四郎氏が『日本渤海交通史』、貂皮貂裘考^③において、『後漢書』、『三國志』、『晉書』等の正史、ならびに『冊府元龜』、『資治通鑑』、『詩經』、『禮記』等の史料に検討を加え考察を進められている。これによれば、その原産地はいずれの時代にあつても黒龍江流域およびシベリアの針葉樹林帯（

Taiga）であつた。また石橋榮達氏の研究に



毛皮と歴史ロによれば、^④ 貂の良品の産地は、
 レナ河の上流の支流であるヴィタイム、およ
 びオレクマ河流域、アムール河上流のシルカ
 河流域、およびアムール河の支流ゼーヤ河流

域、アムール下流の支
 流アムグン河流域等て、
 カムチヤツカ半島のも
 のは品質が劣るとい
 う。中国の東北地区にお
 ける貂の有力な産地の

一は松花江下流から日本海沿岸に至る地域であつて、清朝時代、この方面のゴルド族には歳貢貂二千三百九十八張が賦課されていた。⁽⁵⁾

黒龍江と松花江との間の叢林地帯も貂の有
力な産地であつた。⁽⁶⁾ 又黒龍江輿地圖によれば、黒龍江省南部のところどころに曰捕貂窩

棚凸の地名が遺存してゐる。窩棚は、漢人が未開の原野を開拓する際に寝食の用に作った粗末な土屋の意味であるが、この地方の曰捕貂窩棚凸は恐らくゴルド人、オロチヨン人や

ヨロシ人が捕貂のためにつつたテントが基體
 となつて成長したものであろう。この叢林地
 帯は清朝時代にあつても貂の豊富な産地であ
 つて、日寧古塔紀略には、黒斤人の住む地
 方では貂皮が第一の産物であり、富者は貂皮
 をもつて帳や衣類を作つたと、次のように記
 されてゐる。

衣朗哈喇（中略）東北五六百里、爲呼兒喀。
 又六百里爲黒斤。又六百里爲非牙哈、總名
 烏稽鞋子。（中略）黒斤人、留髮梳髻、耳

垂大環四五對、鼻穿小銀環、所產貂皮為第
 一、富者多以鵬翅蓋屋、貂皮為帳為裘、元
 狐為帳、狐貉為被褥、非牙哈亦留髮、男婦
 不著褲、耳垂大環、鼻穿小環、所產貂皮畧
 次、以樺皮為船。

七姓婦

三ノ部言區ノ卷三

二三



皇清職貢圖

曰黑龍江外記也

卷八には、布特哈

人が毎年食糧を携

え、秋に山中に入

り翌春に至るまで

捕貂に從事するさまが、貂の生態や捕獲法に
 關する觀察記をもまじえて、次のように記さ
 れている。

挹婁出好貂、見後漢書、今之貢貂、挹婁貂
 也。布特哈人、歲齎糧入山採捕、利在大雪、
 故秋即去、春始還、往往有空手歸者、則貂
 之難得可見。說者謂、貂見人走入穴者、取
 之如探囊。升木則稍難、然守待旬日、亦有
 到手之時。惟匿石罅中、則無計可施。此亦
 存乎貂丁之際遇耳。

貂以榛子為糧。畜者多飼雞肉、性畏人、近
 之、瞳目切齒、聲如鼠、見捕嘗緣壁、走承
 塵上、狀如倒挂鳥、其便捷、雖猿無以過之。
 貂皮、氣煖、選時、官員在堂上、汗嘗浹背。
 黑龍江、過夏用單袂衣、扇為虛器。至是、
 須服絺綌、脫帽露頂將軍前。不然、千萬張
 薰蒸之氣、難耐也。(中略)貂鼻七枚、燒
 存性酒沖、服之止胃痛。土人試屢驗。方書
 不載。

貂は捕獲し難い動物で、この地方の土民でも

一冬の狩獵に空手して歸る者もあつたといふ。また可龍沙紀略に經制の條には、貂の捕獲法として訓練された犬を用いたことが次のように記される。

貂産索倫之東北、捕貂以犬、非犬則不得貂。虞者往還、嘗自減其食以飼犬。犬前驅停嗅深草間、即貂穴也。伏伺擒之。或驚竄樹末、則人犬皆息、以待其下。犬惜其毛、不傷以齒。貂亦不復動、納于囊、徐俟其死。人歲輸一於官、各私識毛色、彙佐領處。五月將

軍至墟場選以貢。凡三等、官給價有差、不入等者、聽鬻。

ただし犬を使う捕貂法は貂を傷つけるので、楊賓によれば否定的である。彼は日柳邊紀略に卷三に煙を以ていぶり出す捕貂法や、貂の價格、貂の交易、挹婁貂と索倫貂との相違などについて次のように記している。

貂鼠喜食松子、大抵穴松林中、或土窟、或樹孔。捕者以網布穴口、而煙熏之、貂出避輒入網中。又有縱犬守穴口、伺其出而嚙之

者、然不貴、恐其損毫毛也。紫黑色毛平而
 理密者為上、紫黑而理密者次之、紫黑而疎
 與毛平而黃者又次之、白斯下矣。康熙初、
 易一鐵鍋、必隨鍋大小、布貂於內滿乃已、
 今且以一貂易兩鍋矣。易一馬必出數十貂、
 今不過十貂而已、馬良者乃十四五、亦不以
 上貂易也。上貂皆產魚皮國即富稽諸部以其
 史室韋傳、南室韋、北室韋皆捕貂為業。冠北
 以狐、衣以魚皮、大室韋尤多貂及青鼠
 歲至寧古塔交易者二萬餘、而貢貂不與焉。
 寧古塔人得之、七八月間、售販滿京師者、

歲以為常、而京師往往賤挹婁而貴索倫、蓋以索倫貂毛深而皮大也、然不若挹婁之耐久矣。

また高士奇の口扈從東巡日録に卷下にも、貂の捕獲法が次のように記されている。

貂鼠喜食松子、在深山松林中、一名松狗、有黃黑二種。紫黑色者、蔚而不耀、尤為難得。其窟或土穴、或樹孔。捕者先設網穴口、後以烟熏之、貂畏烟出奔、即入網中。又有捕貂之犬、嗅其踪跡所在、守而不去、伺其

出鬻之、此貂皮人獲之利、居人藉以衣食、故金史亦稱其地為富庶云。

また凌純聲は、その著曰松花江下游的赫哲族
 には、ゴルド族の捕貂網の使用法について次の
 ような記録を残している。(7)

捕貂——用捕貂網、如圖一一八A、網用麻
 線結成、長八一三cm、中有四木環。貂常棲
 息於樹窟中、如樹有數窟、則張網於一窟口、
 以朽木碎成粉末、燃之使生煙、煙另一窟口、
 貂在窟中受煙燻難過、出窟則墮入網中。貂

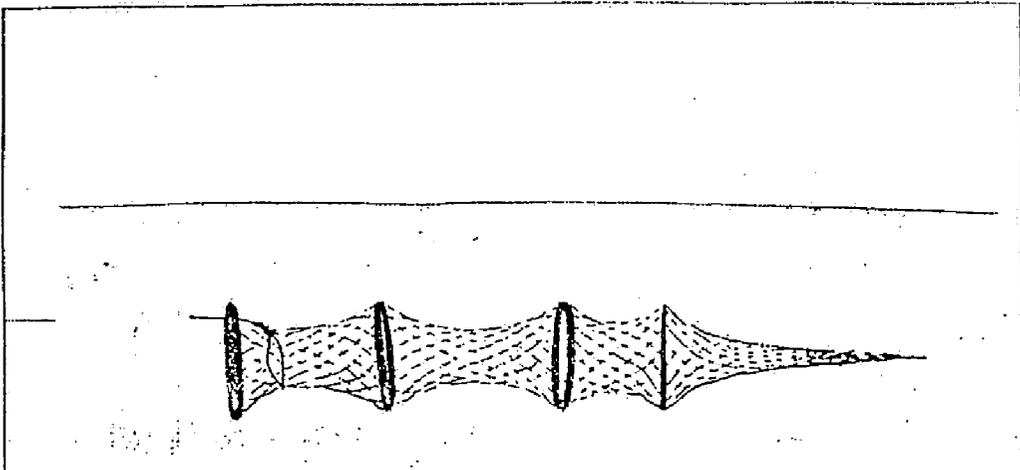


圖 118, A——捕貂網

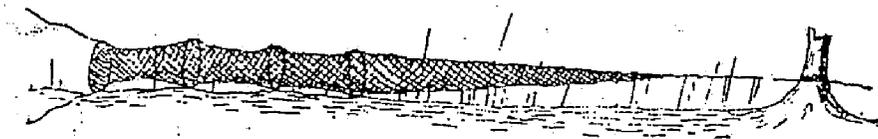


圖 118, B——捕貂網張於平地上

入網向前亂竄、使網末端
扣繩收緊、愈動愈緊、不
易逃脫。有時亦張網於地
以捕貂、如圖一一八B。

第六節補注

① 曰李朝中宗實錄正卷二一、九年十月壬寅。甲山府使黃琛書啓曰、六鎮軍卒貧窶莫甚、器械不完、有馬者蓋寡、而城底野人日益蕃富、皆有戰馬、多者至於作屯放牧、不幸事起、倉卒何以禦之、年例上京之數、豐年則百二十人、凶年則九十人、皆以貂皮進上、而貂非近境所產、故將牛馬鐵物、市於深處兀狄哈而來、若無貂皮、雖有功勞上京當次者、不得上來者有之。以馬較之於貂、貂輕

而馬重、然在野人得馬易、得貂難。

② 曰盛京通志四卷二七、物産、貂鼠の條。

③ 中山久四郎「日本渤海交通史實貂皮貂裘考」曰史潮四卷三號、一九三四年十一月、一五—三九頁。

④ 石橋榮達「毛皮と歴史」曰歴史と地理四二三卷一、三、四號。二四卷二、三、四、五號、一九二九年十一月。

⑤ 曰吉林通志四卷三十五に次のように記さ
 引る。

貂皮由三姓納貢、三姓東之松花江兩岸、直達東海為赫哲部落、歲貢貂二千三百九十八張。鬻貂二百四十六張、閒歲賞烏綾布帛諸物。又恰喀拉赫哲、每年入貢、暨鬻貂凡二千六百八十九張、年終、副都統遣員、送至京師、輸內務府。

⑥ 崔祥奎等編曰黑龍江輿地圖 著、光緒二十五年刊。

⑦ 凌純聲曰松花江下游的赫哲族 上、九〇
卜九一頁。

第七節 女真商人の成長

すでに述べたように、貂皮の主産地が黒龍江以北のシベリア森林地帯、黒龍江省北部の叢林地帯であったため、中國や朝鮮で貂皮の流行がおこると、それにつれて貂皮は北から南へ活潑な流れを示し、その結果シベリアから消費地に至る長い交易ルートが成立した。

その交易ルートには中國に至るものと朝鮮に至るものとはあり、後者は更に東京城地方を経て咸鏡北道に達するものと、吉林、興京を

經て滿浦鎮に達するものがあつた。そしてこ
 れらの交易路上の各所に女真商人の活躍があ
 つた。

朝鮮地方に通じる二つの交易路のうち、よ
 り繁榮したのは東京城地方および綏芬河地方
 を經て朝鮮の咸鏡北道に達するものである。

このルートのも末端すなわち咸鏡北道にあつて
 は、朝鮮の邊將あるいは商人は、貂皮の取引
 に際してまず五鎮城内の女真人と交渉を持つ
 のが通例であつた。このことはたとえは日李

朝中宗實錄卷一六、七年八月庚戌に、

御朝講。大司諫趙元紀曰、臣受任咸鏡道、

前後民弊、啓而祛之、但有一事未祛、狼尾

土豹皮等物、國家以為方土所產、封而進上、

此固非方土所產、必貿之於城底彼人、彼人

亦知我國所好、貿於深處野人、須以大牛償

之、牛乃國家所禁、而守令亦禁、然進上封

限臨逼、則不得已、以牛償價。

と見える如くである。これら五鎮城内女真人

は、朝鮮の需要に應じ、深處野人しから貂皮

狼尾、土豹皮を買い求めたが、商品入手の
 法に二通りあった。その一は五鎮の女真人自
 身が生産地乃至は交易市場に赴く場合であつ
 て、曰李朝世祖實録口卷二八、八年四月丁丑
 に、

咸吉道都觀察使康孝文、據鍾城節制使申興
 智呈、馳啓、愁州住兀良哈中樞柳於麟哈來
 告曰、伊應巨住兀良哈都哈、因興販往火刺
 温地、還來語我曰（以下略）。

とあり、曰李朝世祖實録口卷三四、十年十一

月庚申に、

咸吉道都節制使康純馳啓、今十月二十八日、
 愁州兀良哈柳尚冬哈要時老等、來告曰、因
 販賣、到古背地面、見尼麻車兀狄哈弓豆也
 多右、語予曰（以下略）。

とあり、曰李朝成宗實錄正卷六六、七年四月
 己卯に、

（上略）議政府狀啓、據永安道節度使呂義
 輔呈該、本道鍾城鎮僉節制使李珙呈、成化
 十二年三月二十日、本鎮城外住居兀良哈厚

應古弓時老等告説、我於成化十一年十二月二十九日、爲因買賣、前往十九日程松加老住居火刺温兀狄哈阿亮哈家留住、間阿亮哈言説、俺家相距約三日程住居、火刺温兀狄哈等説稱、上國、自去年以來、只許七百名定額進貢、餘悉阻當（以下略）。

と見える如く、その交易圏は遠く松加老（ス
ンガリー、松花江）流域の忽刺温兀狄哈の地
方に及ぶ者があつた。

と、ころが貂皮貿易が恒常化し商業ルートが

固定化するにつれ、右のような仲買人から品物を買取つて販賣する商人が現われ、彼等を中心とした交易市場も出現し始めた。曰李朝成宗實録四卷四九、五年十一月辛巳に、

諭永安北道節度使魚有沼曰、彼人等於諸鎮不得互市、禁防嚴密、然彼人來朝者有言、

今兀狄哈等、因互市來穩城・慶源者、絡繹

不絶、知諸鎮虛實、乗カ棄間作賊。

と見えるのは、穩城・慶源が毛皮等の一大集散地であり、大小の女真人等が不時に集中す

るさまを傳えるものである。群小の女真人の
 中には東京城地方の尼麻車部落や、それより
 は北方の都骨部落の住民もいた。①
 朝世祖實錄四卷三七、十一年十月甲申には、
 咸吉道都節制使許琮、據穩城節制使宋碩孫
 呈啓、城底多穩住兀良哈上護軍多乃母加乙
 獻進告曰、具州住尼麻車(兀狄カ)狄兀哈、
 加茂・下大等二人出来、府使饋餉後、下大
 則阿郎家介(介家カ)阿仁加茂則多乃家寄宿。
 と見える如く、尼麻車兀狄哈の阿仁加茂・下

大等が多穩の兀良哈部族の阿郎介や多乃の家
 に分宿したと記されるが、在地の女真人の住
 家は早くから遠路行客の旅宿として利用され
 ていたから、商業活動の活潑化にともない、
 それは女真人商人等のための旅宿としての機
 能をも果しはじめたはずである。かように北
 方の女真人やツングース系人が朝鮮北邊に集
 中することによって、この地方にはかなりのの
 規模をもつた女真商人も発生していった。

山君日記 凸卷二九、四年四月癸未に、
 曰燕

咸鏡道觀察使呂自新上疏曰、穩城富強之策、
 令臣與北道節度使曹叔沂同議以聞、聖念至
 此、邊民之福也。軍民之困、豈獨穩城乎、
 五鎮皆然、今觀六鎮之困、甚於往者、非他、
 邊將非其人故也。(中略)且野人等、利我、
 國牛馬鐵物、常備貂鼠皮、以求買賣、而邊
 民亦不堪侵漁之苦、以農器釜鼎、交市於虜、
 又有京中興販之徒、馱載絳布、周行邊鎮、貿
 備鐵物牛隻、交結通事、日事和賣、雖賢守
 令、亦不能禁。

と見えるのは、貂皮貿易の恒常化によつて、固定した家屋を構える商人の發生を有力に物語るものである。日李朝中宗實錄 卷二一、九年十月壬寅に、

甲山府使黃琛書啓曰、六鎮軍卒、貧窶莫甚、器械不完、有馬者蓋寡、而城底野人、日益蕃富、皆有戰馬、多者至於作屯放牧、不幸事起、倉卒何以禦之。年例上京之數、豐年則百二十人、凶年則九十人、皆以貂皮進上。而貂非近境所產、故將牛馬鐵物、市於深處。

兀狄哈而來。若無貂皮、雖有功勞上京當次
 者、不得上來者有之。以馬較之於貂、貂輕
 而馬重、然在野人、得馬易、得貂難。
 と見えるように、六鎮軍卒の貧窮の中にあつ
 て、城下の女真人のみは日ごとく富裕となり、
 ことごとく戦馬を有し、多き者は屯を作つて
 放牧したとあるのは、よく新興の女真商人層
 の面目を伝えるものであるが、かような事態
 の發生は、すでに新しい時代の到來を暗示す
 るものであると思ふ。

かような女真商人は、規模の差こそあれ、
 内陸各地のおよそ貂皮交易ルートの存する
 ころに廣域にわたって發生していたと考えら
 れる。最奥地の事情は不明であるが、次の史
 料はその全般を推すに足る一例であらう。す
 なわち成宗二十二年正月十二日の拂曉、造山
 堡の戦いで兀狄哈部族に捕えられ、日李朝成
 宗實録四卷二四九、二十二年正月丙申、都
 骨部落に連れ去られた達生が、その後脱出
 して朝鮮に逃げ歸り、成宗との間に次のような

問答をかわいたことが日李朝成宗實錄⁽²⁾に記される。

上復御宣政殿、引見達生等、問造山被擄之由、達生等啓曰、(中略)賊疑我軍追至、每於止處必分屯、出一人着甲候望、至夜深乃已、如是者五六日、賊二三人持炊飯器、先馳至宿處、宰殺擄去牛馬、和米肉作粥、賊等繼至而食、晝行十二日、夜行八日、乃到都骨屯。上曰、賊馬何如。達生等曰、人馬皆壯健矣。上曰、弓箭何如。達生等曰、

弓矢皆強勁、設風爐、造箭鏃、皆淬之。上
 曰、居室何如。達生曰、其作室之形、一椽
 通四五間。如僧舍、以大銅釜、排置左右。
 一釜炊飯而食、一釜用粃糠作粥以養馬。上
 曰、計活何如、所事何事歟。達生曰、多儲
 匹段布物。一人所有貂鼠皮、可至三百餘張。
 雞初鳴始起、終日舂米、隔一江、有他種兀
 狄哈、持皮物、貿米而去。其人或留二三日
 載二三馱而歸矣。

達生の留置された兀狄哈の家は、僧舎の如き

外觀を備え、屋内には大銅釜が左右に配置さ
 れ、一は炊飯の用となり、一は馬の飼料の糝
 糠を調理するものであった。この家の元狄哈
 は多くの綿布を蓄え、一人で貂鼠皮三百餘張
 を所有してゐた。達生は雞鳴と共に起き終日
 米をついた。一江を隔てた他種の元狄哈が皮
 革を持参し米に易え、二三日逗留し二三駄に
 分載して歸つたという。達生のいた都骨部落
 は、曰李朝成宗實録には「尼麻車元狄哈居
 初面、都骨部落在後面」(卷二五二、二十二)

年四月丁卯)、
 一、我國豆滿江與彼地速平江、
 皆自西東流入海、速平江則至末流北入海、彼
 虜諸種、沿流列居。尼麻車、都骨最居上流、
 與穩城相對而相距不過五六日程、(卷二五三、
 二十二年五月壬午)、
 一、自尼麻車距都骨三四
 日程、(卷二五八、二十二年十月庚申)と記
 される。尼麻車の住地は現在の黒龍江省南部
 の東京城付近であつたから、都骨部落はそれ
 より北方の牡丹江下流ではなかつたかと思ふ。
 この地はまた張廣才嶺を越え、
 那木富集、吉

林を經て遼東に至る交通の要衝に當る。達生のいた都骨の富家は、あたかも貂皮の原産地と消費地との中間に位し、狩獵民から貂皮を買い取り、他日朝鮮や中國での交易に備え商品を保管してゐる富者であつて、商取引上の機能からみれば、問屋に近い性格をそなえていたと思う。

この都骨の富家の性格については異説が存し、この富家は朝鮮から農耕用の奴婢や役牛を仕入れて穀物を生産し、その穀物を資本と

して奥地の森林民から毛皮を購う、企業乃至
 生産資本家と規定する説もあるが、これには
 いささか疑問が感じられる。まずこの家で取
 引された商品は米である點に注目したい。明
 代女眞の農作物に關する史料は、大明、李朝
 兩實錄に徴しても多くは現われないが、曰李
 朝成宗實錄正卷二四〇、二十一年五月丁丑所
 載の盧思慎の議に、主として鴨綠江對岸の女
 眞にフリマツ且彼地無水田。唯黍粟生焉、其
 收穫不過七月」と見え、加訖羅へ豆滿江の一

支流嘎呀河流域に移住した女真人に關して
 曰燕山君日記四卷一四、二年閏三月戊辰に
 伊伊厚、其巢哈等答曰、我等本非兀狄哈、乃
 女真種落、故尼个車等、常侵責如奴。(中略)
 加訖羅之地、他野人亦多居之。故欲與阿令
 介等為國藩籬、永居此土、今已種春粳、為久
 住之計しと記されるのが、その稀少な例であ
 る。ここに示される如く女真の地では黍、粟、
 春粳(おおむぎ)が主要な作物であつて、米
 は産しない。従つて達生のいた家の米も、達

生を捕えた賊が、肉とまぜて粥を作つて食
 した米も、ともに稲作地帯たる朝鮮・中國か
 ら輸入したものでなければならぬ。輸入の
 仕方は、購買品あり、掠奪品あり、邊將より
 賜與されたものもあつたが、^②すべし外來品で
 あつた。達生を拘留した富家が田土を保有し
 農業の自家經營をおこなつたかどうか、あま
 らかではないが、彼の就業した勞役が農耕で
 はなく、舂米、採薪等の雜役に限られていた
 ことも、この家が農家てなかつたことの徴證

となる。豊富な貂鼠皮を保有し、固定した交易圏内で安定した地位を保つていたこの富豪は、先進諸國から米や家畜、雜貨を輸入し、貂皮との取引に備える商人であつたと思う。

達生を拘留した都骨人の家は「大銅釜を以て左右に排置し、一釜は飯を炊いて食し、一釜は糝糠を用いて粥を作り馬を養つた」といふ。これと遼東馬市との連想で、この家が大規模な牧畜を業とするものとなす説もあり得ようが、しかし日李朝世宗實錄卷八四、

二十一年正月己丑の條に載せる元者衛の都兒也の言に「牛馬則四時常放草野。惟所騎馬、飼以藟豆。若乏藟豆、切獐鹿肉、與水魚飼之」と示される如く、忽刺温兀狄哈へ海西女真の習慣では、遼東馬市での交易用や戦闘用の馬は、おおむね原野において放牧されたのであつて、ただ自家用の騎馬のみが家内に於いて加エされた飼料乃至藟豆によつて飼育された。都骨兀狄哈の富家も、かような兀狄哈の習慣に即したままでのことと思われぬ。たと

え大銅釜とはいえ、かような釜による飼料の作成には、その量に限界があり、多数の馬匹は養い難いから、この「大銅釜」は、恐らく商行為の遂行上必要とした少数の家内用乗馬及び輓馬の飼育に備えたものであって、大規模な牧馬の爲のそれとはみなし難い。この富家は、やはり純粹の商家であつたと考えた方がよいと思う。

都骨部族や尼麻車部族の居住した牡丹江上流の寧古塔、東京城近郊は、北方から伸びた

交易ルートを「^二手にわかち、一方は朝鮮に、一方は吉林を経て開原に向う要衝であつて、かような地理的條件のもとにあつては、右のような富家が數多く發生してゐた可能性が高い。成宗二十二年、朝鮮は二萬の軍勢を以て尼麻車部落を討伐したが、その際の北征副元帥李季全の該部落での見聞が『李朝成宗實錄』四卷二五九、二十二年十一月戊子の條に次のように記される。

上引見北征副元帥李季全。(中略)李季全

啓曰、（中略）廿三日、馳至賊巢、則賊已
 奔竄。許琮分遣鄭有智、嚴貴孫、許熙、焚
 蕩室廬。上曰、焚燒幾室乎。季全曰、臣因
 火焰衝起、望見數之則四百餘戶也。上曰、
 居室何如。季全曰、一梁之室、其制與唐人
 居室相似、此則兀狄哈。昔時搶擄開原衛之
 人、男婚女嫁、累代而居、故其居室之制如
 此。上曰、其計活何如。季全曰、臣曾見幹
 弟里兀良哈、居室不豐、室廬阨陋、兀狄哈
 則室大淨潔。又作大橫盛米、家家有雙砮、

田地沃饒、犬豕雞鴨、亦多畜矣。上曰、有
瓦屋乎。季全曰、皆茅屋也。賊所積之穀、
軍士取以飼馬。幹采里等、素知賊藏物處、
掘地搜得女服與匹段、分之。

唐人の居室に似た茅屋、しかも幹采里（建州
左衛の一派で建州左衛移住後も、朝鮮東北地
区に留つていた）のそれよりも豊かで清潔な
家屋に住み、大楨に米を盛り、家ゴトに雙砧
（きめた）あり、田地沃饒に―て犬、豚、雞、
鴨も多く蓄えた彼等の富力は、右に論じた紹

皮の伸繼貿易による成果を示すものではあるまいか。

貂皮貿易の發展にともない成長していった女真商人のうちで、もつとも有力な商人は、朝鮮に至る貿易路上よりも、開原に至るルート上に發生していったと思われる。その理由は三田村泰助氏^④も引用された劉若愚の曰酌申志に卷一四に「按毎年販來貂皮、約一萬餘張、狐皮約六百餘張」と見えるからである。これは中國の貂皮輸入額が朝鮮のそれよりもはる

かに多かつたことを示唆している。日萬曆武
 功録にはまた「貂皮は開原の東北數千里の
 遠きより江上の夷これを東北天山の間に販す。
 歲ごとに秋七八九月を以て一たび中國に入れ
 ば、必ず道を海西に取る。行夷道に遮りてそ
 の利を分ち、然るのち中國に入る」と記され
 る。奥地のツングース諸部族によつて採取さ
 れ、運ばれた貂皮は、海西女直を經由し、女
 真商人によつて「利を分つたのち、改めて
 開原に輸出された。先に、貂皮入手のため朝

鮮東北境から遠く海西地方にまで来た女真人のいたことを述べたが、彼等も貂皮入手には海西地方の女真商人の手を通じたのであろう。

明初以来、女真人が中國に輸出した主要な商品は馬であつたが、馬は自然の放牧にまかすとはいいいながら、人による管理も必要であつた。出産率にも限界が存して急激を増加は望めない。従つて馬貿易による利益は莫大であつたとはいへ、一定の限界が存した。かかるに貂皮は、必ずしもみずから手を下し

て生産するといった性格の商品ではなく、商人は貿易ル―ト上に居を構え、北アジアや近隣諸地方から来るものを仲繼―中國に送るのみで莫大な利潤を得た。7行夷が道に遮りてその利を分ち、然るのち中國に入るとはそういう意味だと思ふ。商人（もともとは）は部族の長にひきいられる部族の成員であつたり、彼等の部落は、部族の首長を中心とした政治的集團であつたらう。―か―商業が發達―固定―た住居を構えた商人が増え、部落の商業的機

能が恒久化するに於て、集落は商業的性格を備えるようになり、やがて商業的町に成長していった。明末の烏拉國、哈達國、葉赫國等は、このようにして小村落が成長を遂げて成立した諸國であつたろう。また地理的位置が中國から離れていて貿易路上の要衝になく、商取引上不便な地域の住民は、遼東の近郊に出て居るを構えるようになり、これが恒久化する町に成長した。東京城地方や牡丹江流域より出て輝發河流域を占めた尼麻車部の輝發國

がその例であらう。貂皮貿易に従事するには
必ずしも大資本を有した部族長たるを要し
ない。部族の下級成員であつても、これによ
つて或程度の利潤をあげることが可能であつ
たし、長年のうちには富力を蓄え、嘗ての部
族長にも比肩し得る勢力にのり上つた者もい
たと思われれる。そして明末の女真諸國の内部
において、こゝろた新興の豪族による政治
的秩序の再編成がおこなわれていたのではな
いか。明末女真諸國の首長等の世系が、明代

の史書に照らしてもあきらかでない者が多いのは、その反映ではないかと思われる。交易ルートの安全を確保するためにも、商品価格を一定に保つ為にも、統一國家の出現は彼等の共通の願望であった。

第七節補注

① 日李朝成宗實録 四卷二五五、二十二年七月丁亥。造山堡の戦で捕えられた達生が、

都骨部落から逃げ歸つた際の見聞にて上問曰、其言聞諸何處而言之乎。達生曰、臣聞言根、其女云。此土之人、因貿販到爾國邊境、聞而來說矣」と見える。

② 曰李朝成宗實録正卷二五五、二十二年七月丁亥。なお達生等の捕えられた状況について、曰李朝成宗實録正卷二五三、二十二年五月壬午に、くわしく記される。

③ 曰李朝世宗實録正卷九〇、二十二年八月戊子にて傳旨咸吉道都節制使金宗瑞へ中略

一前日崔法好、問之於野人、米布鹽醬凡百
 求為靡所不從、及其適任代至者、稍不如意、
 便生怨隙、是其驗也。と見えるように、女
 真人は米布鹽醬等物を邊將から與えられた
 二ともあつた。

④ 三田村泰助曰清朝前史の研究(東洋史研
 究会刊、一七一頁)。

第八章 建州女直の農業について

第一項 狩獵と農業について

前章においてわたくしは十五六世紀の東北アジアの貂皮貿易の展開が、海西女直や建州女直の社会をより充實した農耕社会に転回せしめる役割を演じたと述べた。わたくしは建州女直や海西女直の主要な産業は農業であったと思つてゐる。この項では特に建州女直の狩獵と農業の問題について考えをめぐらしたい。

第一節 狩獵について

建州女直が狩獵をにおこなつていたことを示す史料と
 しては、たとえは日李朝世宗實錄卷七七、十九年六月丁丑の條に、
 傳旨平安道都節制使へ中略、今婆猪之賊、
 雖好山獵率皆鮮食、且有田業、以資其生。
 とあり、農業・狩獵ともにおこなわれていたことを示している。
 狩獵には開原地方に出ることもあつたことは、日李朝世
 宗實錄卷九六、二十四年六月壬卯の條に「得里卜曰、中
 略、其後又與滿住、獵于開原近處、巨于下水辺」と
 見える如くである。また建州衛では農業はおこなわれ
 ず専ら掠奪にまつていたとの論議が朝鮮國廟堂で

なされていたことも、李朝世宗實錄正卷七三十八年閏六月癸未の條に、

一、議者曰（中略）然彼賊不事農業、專務狗偷、更相出入、侵掠無時、故屢生不虞之變、以貽國家之憂。

と見えり如くである。またたとえは曰李朝世宗實錄正卷二八、七年五月丙戌の條に、

兵曹啓、全羅道任實安置向化家吾下、與通事黃天奉言曰、我等本欲居王京、慕化而來、今乃置於外方、我年今六十五、有臂且蹇、

子亦迷弱。況我與妻本不知農、雖給良田、其終飢死必矣。

とある。家吾下は歸化を望んで朝鮮に來た兀狄哈であつたが、朝鮮は彼に良田を給しようとした。家吾下は辭退し、その理由に「我と妻とはもと農を知らず。良田を給せらると雖も終には飢え死するは必せり」と稱してゐるが、狩獵民らしい發言と考へることが出来る。また沿海州南部に住む骨着兀狄哈について

日李朝太宗實錄 卷一九、十年五月丙子に

遣行司直金同介、招安骨着兀狄哈、豆稱介等居慶源塞北海濱、不事耕稼、以漁獵爲業。と記される如く、海濱に住む漁民であることを傳えてゐる。かように建州女直およびその周辺の部族が狩獵および漁業に従事してゐたとなす史料は多い。それにもかかわらぬたぐいは、明代建州女直の主産業は農業であつたと思ふ。次にそのことを論じたい。

第二節 建州女直の農業

建州衛の一村蒞は輯安平野にもあり、この
 地方は皇城平と言われ、世宗六年頃から童所
 吾という人が住むようになった。所吾は所乙
 好とも書かれるが、曰李朝世宗實錄正卷三七
 七年三月丁亥の條に、
 所乙好等受之（行糧）曰、我等於婆猪江・
 皇城兩處分居農作。自此以後、願無來擾。
 仍贈以熊皮一領・鹿皮二領。却而不受、所
 乙好等還去皇城平。
 とあり、婆猪江流域と皇城平に分居して農作

— といると言つてゐる。

の建州衛人

婆猪江方面に於ては日李朝世宗實錄に卷

七三、十八年閏六月癸未の條の制寇の策中に

一、婆猪之江、其土稍沃、滿、住、遠、來、耕、農、於、

此、距我疆一日之程也。國家當其農月、遣

將往擊、雖未盡獲、亦足擾農。

と見え、李滿住がこの沃野で耕農してゐるこ

とが、朝鮮国人に認められていた。その耕農

の實情を具體的に傳えた史料は日李朝世宗實

錄に卷七七、十九年六月己巳の條の一節で、

平安道都節制使李戡上言曰、(中略)月初三日、理山體探金將等五人、潛渡婆猪江、直抵兀刺山北隅、吾彌府、見水、兩岸大野、率皆耕墾、農人與牛、布散於野、而馬則不見人家十八戶、撲在水岸、而散排山陝者、不能遍視、然此其大數也。

と記される。理山は今の楚山。兀刺山は五女山。吾彌府は園田一亀氏の言われるように桓仁北方約二十五料の北古城子あたりである。①富爾江の兩岸に廣い耕地があり、農民と牛と

が野に出ていたといる。牛は耕牛であらう。
 右の報告に引きつづき、元刺山南麓に向つた
 別の體探者は次のように報告してゐる。
 月初九日、理山體探宋世雨等五人、至元刺
 山南麓婆猪之東古音閑之平。見人家二戸、
 有男婦十六。或耕或耘。放養牛馬。
 また引きつづき童豆里不花の言として、
 阿間・古音閑之里、距吾彌大屯三十餘里、
 距理山中央木柵二日程。因農居此者、殆將
 四五十矣。秋收之後、想必移入。

と記される。李滿任が北方に退避した後にも
 元刺山南麓の古音閑平には二戸十六名、近鄰
 の阿間を含め四・五十人が残留し農耕に従事
 していた。秋の收穫後は、彼等も奥地への移
 住が予想されるといふ。この残留者についで
 童豆里不花は注目すべき見解を述べている。
 曰李朝世宗實錄 卮為七七、十九年六月戊子の
 條に次のように記される。

臣（李蔵）更招童豆里不花、反覆詰問之。
 其言曰、（中略）若夫元刺之南、農作之人

則必是牛隻鮮少者、不能墾新田而為熟田、
出居於此也。

この残留者には牛がすくなく、新移住世の
新田を熟田に変えることができず、従つて秋
に充分な収穫を予想し得ず、やむを得ず刀刺
山南麓の旧田を耕してゐるといふ。これを以
て見れば、建州衛では富者はもとより貧者で
も農耕を離れて生活は考えられなかつたこと
が察せられる。

次に建州左衛の農業にヨリて見ると、明代

初期の一時期、建州左衛は今の朝鮮咸吉道會
 寧地方を本據としていたが、この地方は「豆満
 江之南、沃野數百餘里、耕則禾稼必盛。牧則
 牛馬必肥、可為生民永遠乃家之地」(「日李朝
 世宗實錄」卷七七、十九年五月己酉)と記さ
 れるように肥沃な平野であった。建州左衛人
 が農業をにおこなっていたことは、「建州女直
 の移住と農業」にのりて述べてきたとこ
 ろであるが、なおそのほかにもたとえば日李
 朝世宗實錄「卷九二、二十三年正月丙午に、

遣中樞院副使金乙玄、如京師謝恩（中略）
 其奏本曰（中略）至永樂二十年間、凡察等
 十分窮迫。幾至餓死。所在官吏、將老弱男
 婦、箇箇分付饒食人戶。接濟衣糧、連給穀
 種、使之耕農。

とあり、同書卷八九、二十二年四月戊寅に、
 （上略）遂傳旨咸吉道觀察使曰、今授中樞
 院副使馬邊者、前判內贍寺事、孝文事目以
 遣（中略）其事目（中略）一、逃亡人（童
 倉・凡察）所耕之田、近於會寧城。而人力

可及之處、令本國人耕種、以示還給之意。
 其所獲妻子願耕其田者聽。其田距城遙遠、
 人力所不及者、謂留居人曰、逃竄之人、若
 又還來、則資糧出處為難。國家給其穀種、
 則汝爭耕種、以待還來、備細勸誘、毋使陳
 荒。

と記され、會寧近傍にも「所耕之田」が存し
 農耕をこなつていたことが理解される。

郎ト兒看の率いる毛憐衛に「アハ、曰李
 朝世宗實録」卷七九、十九年十月丁巳朔に、

傳旨咸吉道都節制使曰（中略）且此野人皆
 耕農以生者也。昔居于豆滿江内、今皆徙居
 于江外、倘聚于一處、則耕農之地、無乃不
 足乎。（中略）都節制使金宗瑞回啓（中略）
 甫兒看都兒温等屢請于臣、臣力止之曰、
 棄舊居之土田、開新徙之荒野、恐汝生理不
 贍、每以此荅之。

と記される如くである。また建州左衛と共に
 會寧に移住した女真人に高早化といふ人がいた
 が、この人について、李朝世宗實錄に卷八

六、二十一年八月壬午に

高早化（中略）自猛哥帖木兒死後、無所依
附、率五十餘戶、自爲一部、安居吾弄草耕
牧。

とあり、同書同年九月己酉に「高早化等時居
處、有良田可耕」とあり、同月癸亥に「當謂
高早化曰、汝之欲移居内地、其意則善矣。然
内地土田磽确、不如汝等所居之肥饒也」と見
えるから、この女真人も農耕によつて生活し
ていたことがわかる。以上に考察した如く建

州衛、建州左衛、毛憐衛およびその周辺の女
 真族はみな農耕をおこなっていたことが確か
 められた。

第二節補注

① 園田一亀「吾彌府の位置」日明代建州女
 直史研究 九八—一〇六頁。

第三節 朝鮮軍の農作妨害

わたくしは建州女直の主産業は狩獵ではなく農業であつたと思つてゐるが、そのことをあきらかにするため朝鮮軍の農作妨害のことをとりあげようと思う。すなわち朝鮮軍が建州衛を攻撃する場合、建州衛の人畜の殺傷を目的とするばかりでなく、農耕を妨害し、建州衛人を以て食糧危機に追ひこむ目的があつた。

ます世宗十五（宣徳八）年の建州出兵にさ

いし、河敬復の議（日李朝世宗實錄）は五九十五年二月己亥に、

上將討婆猪江野人、欲試大臣、密令政府六曹三軍都鎮撫等、各陳接待之方、聲罪之辭

攻伐之策（中略）河敬復曰（中略）乞依臣前日之計、姑緩攻討、先遣諳練通事於婆猪

江。諭之曰、汝等忘我國恩、殺虜我人口、

奪掠我頭畜財物。汝若不盡還、我將春夏、

遣兵擾汝耕耘、秋冬遣兵擾汝收藏、將使汝

無所歸處、威以誓之、使還我人物頭畜、且

知山川險易、而後聲其罪而討之。

と述べられており、世宗十九（正統二）年、
 建州衛出兵を議したさいの「制寇之策」の中
 で（曰李朝世宗實錄四卷七三、十八年閏六月
 癸未）、或者は次のような意見を述べている。
 一、婆猪之江、其土稍沃、滿住遠來、耕農
 於此、距我疆一日之程也。國家當其農月、
 遣將往擊、雖未盡獲、亦足擾農。
 「擾農」の効果については、同「制寇之策」中、
 或者は次の様に言っている。
 繼以大軍、長驅而進、分擊部落、俾無噍類、
 賊或逃竄、則燒其窟穴、分軍屯營、長圍壁壘、

時出擊之、以示久留、期於盡殲之、使之不
 得農作、如此數年、則勢將遠遁矣。其或窮
 困、歸命乞和、令其渠魁子弟爲質、則疆域
 之民庶可安寢矣。

農作を妨害すれば、建州衛人は困窮のため遠
 遁するか或は歸命して和を請うものと考えら
 れていた。同様の趣旨は、李朝世宗實錄に卷
 七七、十九年六月丁丑に、

(上) 又命草數條。一大舉如癸丑年則可、
 一爲之、難以再舉、故北鄙之事、專委於卿

（申引孫）。當擇道内精兵、或百數、或千數、搜其賊穴。或踰或數、無時遣兵、渡江而入、或獵山野、或徇近地、如將致討、彼必廢農、備禦之不暇。

と述べられている。建州衛攻撃にさいしては、世宗十五年の役および同十九年の役に、ともに同衛の農業生産作業の妨害が、朝鮮軍の戦略的目的となっていた。ことに世宗十五年以後二年間、建州衛人が窮乏したことは、この戦略の成功を物語っている。このよる戦略

出兵に当り

天理大学学報原稿用紙

が有効であると判断されたのは、
建州
女直の農業への依存が高度なものであり、そ
れへの打撃は彼等に窮乏をもたらすものであ
り、且このことが朝鮮の人々にも知られてい
たからであろう。右のような理由でわたくし
は建州衛人の農業は、それなくしては生活も
成り立たない最も主要な産業であつたと考え
てゐる。

第四節 飢饉と食糧請願

建州女直では——は——は飢饉が発生している。彼等は食糧危機から逃れる為に中國或は朝鮮に掠奪をおこなうという事はない。兩國に對し食糧の給付を願う事により活路を見出すとする。従つて彼等が食糧の交付を願うことによつて飢饉の発生した事を知る事とがてきる。建州女直では農作業がおこなえず收穫の殆んど得られなかつた時期の直後にのみ、飢饉が発生している。そして危機は通常

一二年で終熄してゐる。この故にわたくしは建州女直の主産業は農業であつたと考へてゐる。このことを證明する爲に、建州女直が中國および朝鮮に食糧の交付を請願した例をすべて列挙して検討を加へたい。

(1) 建州左衛 慶源の役後の請願(永樂九年二月) 建州左衛が朝鮮國に食糧の交付を請願したことを傳える最初の記事は、曰李朝太宗實錄 四卷二一、十一年二月丙申に次の如く現われる。 賜童猛哥帖木兒穀百五十石。初大護軍朴楨

至自野人曰、野人甚飢。猛哥帖木兒云、國
 家若給糧餉、不敢離散、否則皆為盜矣。政
 府上言、野人甚飢、運米給之何如。上曰、
 楸之往、專以救飢也。何謂何如、宜直賜之。
 童猛哥帖木兒は高麗朝辛禡十一年(一三八五)以前には
 豆滿江上流域に來住していた。爾來太宗十一
 年(一四一一)に至る二十六年間、食糧の交
 付を朝鮮に要求したことはない。右文中「野
 人甚飢」と見えるが、請願の前年太宗三年三
 月に慶源の役が発生し、このため猛哥帖木兒

は舊居を捨て難を避け、その後も現状が好轉せぬので舊居に歸る時を失した。このため農作業に従事することができず、従つて秋の收穫が得られず、甚だ飢えし、やむを得ず食糧を請願したものと察せられる。

(2) 李顯忠からの請願（永樂十年）

永樂九年、建州左衛は會寧から鳳州へ移住したが、翌十年、建州衛に移住した人々へ食糧を支給するよう、李顯忠から明國に奏請している。日大明寶録四に次のように記される。

(イ) 永樂十年六月辛酉、遼東建州衛指揮僉事李顯忠奏、塔溫新附人民缺食、乞賑貸之。上謂戶部臣曰、薄海內外、皆吾赤子、遠人歸化、尤宜存恤。其卽遣人、發粟賑之、毋令失所。

(ロ) 永樂十年十一月己酉、遼東都指揮同知巫凱等奏、建州衛都指揮李顯忠・指揮李速・趙歹都・劉不顧等、悉挈家就建州居住、歲侵乏食。上命發倉粟、賑之。

李速・趙歹都・劉不顧等はいずれも所屬の衛

名を明らかになし得ないが、建州左衛の移住の翌年であるから、恐らくその関係者であろう。建州女直が明國に食糧支給を願うことは稀であるが、その稀有な請願が建州衛在任者の為にはなく、遠来新附者の為になされていることは注目すべきであると思う。新入居者は異常な事態の中で移住したため、生産労働に従事できず、飢餓を迎いたと察せられる。

(3) 建州左衛 會寧移住後の請願(永樂二十一年 世宗五(永樂二十一)年、吾音會に移住)

た建州左衛は、同年四月、童家吾下の先遣隊
 を送つていゝが、こゝには到着後の食糧危機を
 出發前に予測——マのニとと察せられる。彼等
 の食糧請願の事情は、曰李朝世宗實錄四卷二
 ○に次の如く記される。

五年六月癸酉。建州左衛指揮童猛哥帖木兒、
 移慶源府關曰、前年十月、以大明助戰、入歸還來
 時、皇帝聖旨、猛哥帖木兒所居在達達軍馬路邊、可於朝
 鮮地移居、且予無職少時、蒙太祖招安、支給農牛農器
 糧料衣服、許於阿木河居住、故今六月初二日、率管下百
 姓五百二十三戶、還到阿木河、乞給糧資生。

五年六月丙子。咸吉道監司馳報、童猛哥帖

木兒到阿木河、見慶源千戶金光秀、握手喜
 曰、不圖今日復相見也。專恃殿下之德、率
 妻子來耳。國家先給穀種糧料、感喜仍言（
 申略）吾以五百餘戶先來、未至者亦五百餘
 戶。庚寅年、背朝鮮歸中國者、不得已爾。
 豈敢忘德、仍求今年過活口糧。

右のほか世宗五年七月辛巳・丙戌にも関係記
 事がある。童猛哥帖木兒は移住の前年永樂帝
 の漠北遠征の行に加わつており、多くの壯丁
 を北征に従軍せしめたため農耕作業がおこな

えなかつたことが察せられる。

右の請願に對し朝鮮國政府は一百石の雜穀を支給したが（曰李朝世宗實錄四卷二一、五年七月丙戌）、連州左衛人はその後も引つづき三四十或は五六十と集團をなして來國し、救濟を期待した（曰李朝世宗實錄四卷二二、五年十二月戊午）。しかして移住してから一年後の曰李朝世宗實錄四卷二三、六年三月癸卯の條に、

兵曹、據咸吉道都節制使牒啓、童猛哥帖木

兒管下人等、求索口粮魚鹽布物、以有限之物、難以人人而給之。請將國庫雜穀一百石鹽三十石。其中指揮千戶百戶來乞則依前例擲節分給。其神稅布及魚物、除常貢外、量宜支給。從之。

と見えるのを最後に、食糧來請のことはなくなる。朝鮮國が支給を打切つたものでないことは、右文中に「擲節分給」し「量宜支給」と見えることから察せられる。そして前掲の世宗實錄正六年三月癸卯の條の童猛哥帖木兒の

所言に「仍求今年過活口糧」と見え、彼は今
 年のみの口糧を求めたのであり、次年の口糧
 を求めたのではないから、建州左衛人は移住
 以後、一年に「自主的に食糧來請を打切つた
 と考うべきである。その後、朝鮮國政府との
 外交關係の好轉にもない、彼等は「ばば
 朝鮮に來朝したが、
 宗寶録四では、
 八年十一月癸卯、幹朵里指揮權豆及子千戶
 馬波等十一人、來進土物及馬。回賜絛布九十五匹。

当初

八年十二月辛酉、幹朶里千戸可乙者等三人、
進土物。回賜緜布十七匹。

九年正月丙申、幹朶里指揮權豆拜辭（中略）
賜鞍馬衣二領、青緜布紬各五匹。

と記されるように、衣布類を賜わつた事は記
されても、特に食糧請願のことは記されてい
ない。以上のような理由で、世宗五年、會寧
に歸つた建州左衛人が食糧を請願したのは、
前年の出兵の爲、農耕がおこなえなかつたた
めであり、一年間で請願を自主的に止めた理

由は、移住の秋に新穀が收穫され、飢饉が解
消されたためと考えられる。

(4) 建州衛 婆猪江移住後の請願(永樂二十二年)

建州衛人は世宗六年四月以後(鳳州から婆猪江に移した。それ)ほぼ一年間、

朝鮮國に食糧の交付を要請してゐる。食糧請願の記
録は日李朝世宗實錄に次のように記される。

六年四月辛未、(上略)都司李滿住率管下

指揮沈時里哈(中略)等一千餘戶、到婆猪

江居住(中略)然無口粮種子鹽醬、切欲乞

馬過活、其所持印信文字上送。

六年七月乙亥 平安道監司報 建州衛指揮
 玉古只·千戶童觀音老等男婦共二十六名
 持牛馬 於江界滿浦口子江北皇城平來屯
 言曰 原居回波江方州等處 為因韃靼兀狄
 哈侵耗 前年受聖旨 搬來婆猪江等處 為
 飢餓覓糧而來 欲上京謁殿下
 六年十一月甲申 平安道監司 據江界道節
 制使呈 馳報 曩日來住皇城兀良哈童所吾
 ·王都乙好·張三甫等五戶 領妻子牛馬
 造土宇於鴨綠江邊 為過冬之計 陸續來往

丐、口糧、鹽、醬、或斗或升、再三接濟、江邊民家亦以升合與之。

六年十二月庚申、平安道監司啓、婆猪江住野人李都乙巨等五名、指揮童凡察等四十一名、王伐介等男女共十四名、林毛多胡等三名、林味澄可等十四名、各日到閩延郡小甫里口子、古也老等二十五名、到趙明干口子、修甫荅等十名、到閩延郡、皆欲乞糧資生。雖依曾隆教旨、以上國建州衛人物、不可私通、據理阻當、不卽回去、如此絕食飢困之

人、不給酒、食糧米未便、請限解冰、以斗升、量宜題給、從之。

七年正月辛卯、平安道監司馳報、野人李滿、住等百七十三名、到江界、童修甫荅等二百六名、到閭延。俱以請糧為辭、留連不還。

連州衛の食糧請願は、右のほか世宗七年三月甲戌・丁亥等に記されるが、九年七月癸巳に平安道監司馳報、元良哈李都巨等五十餘人為索糧、留婦女牛馬於彼岸、乘桴渡江而來、不得已饋餉。

と見えるのを以て終熄する。すなわち連州衛にあっては移住後一年で食糧請願が激減し、三年後に連州衛人と覺しき者の一件が記されるのみで請願は終りとなる。前掲世宗六年十二月庚申の條に、給糧の期限を7限解冰しすなわち三・四月までと一ているから、請求が一年で終つたのは朝鮮國の態度にもよろうかしく、其の後女真人來請者が請求を拒絶されたといふ例もないから、來請しなくなつたのは連州衛人の事情によると考えた方がよい。

注目すべきは世宗七年三月丁亥の條に記される童所乙好の發言であつて、

所乙好等受之曰、我等於婆猪江皇城兩處分
居農作、自此以後、願無來擾、仍贈以熊皮
一領、鹿皮二領、却而不受、所乙好等還去皇
城平。

と記されている

彼が
自此以後、

願無來擾しと
稱していまは

これより以後、

朝鮮に來請らないという意志

を示したものであつて、それはまた彼等が婆

猪江皇城兩處で農作してゐるニととかかわり

と稱して

があると考えられる。世宗六年、建州衛を襲った飢饉は、連年韃靼の侵入によつて生産活動が阻害されたことにもよろうが、直接には同年二月十七日、韃靼の侵入を受け急遽移住を餘儀なくされた事情によるものであろうし、食糧來請が一年でほぼ終わったのは、新移住地で農業生産物が自給され始めたためであらう。

(5) 建州衛 世宗十五年役後の請願(宣徳八年)

世宗十五(宣徳八)年十二月、建州衛は朝鮮國に遣使して食糧を請うた。日李朝世宗實

録正卷六二、十五年十二月壬戌に、

又教曰、都督撒滿蒼失里、指揮李滿位等、
使人來乞糧。右人回心革面納款、則我當施
惠以悅之。其賜給之數、當如何、前日議定
十五石、予更思之、加以五石、若賜二十石
何如。僉曰可矣。上從之。

とあり、翌日癸亥に「賜李撒滿蒼失里及李滿
住米各二十石」と見える。この二とを嚙矢と
して曰李朝世宗實録正では、

十六年三月丙午、戸曹啓、前此都督李撒滿

荅失里及指揮李滿住、各賜米二十石、因此
 野人等連續出來、皆請穀種。若盡從其請、
 則後來無窮。將為難繼、厚慰送之。勿給穀
 種。從之。

十六年六月丙午朔、禮曹啓、指揮沈吒納奴
 使送千戶童胡泰等言、吾等居處人戶三百五
 十也。除離散二百戶、時居者百五十戶也。

因去歲凶歉、生理艱窘、使我等請糧、令承
 文院提調議之、黃喜等議曰、右人名分雖不
 及李滿住、李撒滿荅失里、其部落甚多、乞

依兩人例、給糧周給。從之。

と記されるほか、十六年六月戊申、十六年九月己亥、十六年十二月己未、十七年正月癸酉朔、十七年六月壬子、十七年七月乙酉、十七年十二月庚子等にも、給糧の實情が傳えられている。給糧期間は世宗十五年十二月から十七年十二月までの二年間つづいてゐる。そして二水が明代初期における建州女直の食糧來請の最後のものである。

此の度の食糧危機は、朝鮮軍の建州衛攻撃

によるものと考えられる。世宗十五（宣徳八）
 年四月十日に始まる戦闘に、朝鮮軍一萬四
 千九百餘名の攻撃を受け、建州衛の諸部落は
 壊滅した。先に述べた如く世宗十五年の建州
 衛攻撃にさいしては、同衛の農業生産作業の
 妨害が朝鮮軍の戦略目的となつていた。建州
 衛人は不意を襲われ、熟田を追われ、逃走し、
 馬六十七頭、牛百十頭を奪われ、安住地を求
 めてさまよひ、遂に農期を失つて耕作に従事
 することが出来ず、二の年の暮以降、飢饉を

餘儀なくされたものと考えられる。食糧請願
 が二年間つづいたのは、それだけ飢饉が深刻
 であつたことを物語る。建州衛から朝鮮への
 投來者や侍衛志願者が世宗十六年以後急増し
 た事も、飢饉の厳しさを伺わせる。食糧請求
 が二年間で終つたのは、朝鮮國が給糧を禁止
 した事情にもよろうが、建州衛人が吾彌府に
 移住し、新開墾地から穀物が收穫され始め、
 生活が安定に向かつたのであろう。注目すべ
 きは前掲日李朝世宗實錄四卷六四、十六年六

月丙午朔の條の沈氏納奴の言に「因去歲凶歉生理艱窘」と見えることである。この女真人の一首長は飢饉の原因を農作物の不作によるとはつきりと指摘した。朝鮮軍の農作妨害はこの限りでは意味があつたと言えるであらう。

第五節 結語

本章の論旨を箇條書にすると次のようになる。

一、建州女直では深刻な飢饉に襲われることがある。危機を克服する爲に、建州女直は掠

食糧

奪に訴えることはない。朝鮮・中國に食糧の交付を願ひ活路を見出そうとする。

二、周邊諸民族と平和關係の維持されていた時代に飢饉の發生したことはなく、戦亂や移住により離農し、農業の收穫のほとんど得られなかつた時期の直後に、建州女直では飢饉が發生する。

三、建州女直の農作を妨害すれば、建州人は困窮し遠遁するか或は歸命して和を請うものと考えられていたのて、朝鮮軍の建州出兵に

さ——ては、建州人の農作業妨害が戦略的的目的の一とされて来た。

四、建州女直の食糧危機は通常一年乃至二年で終熄する。危機が終熄したことは食糧請願の杜絶した事によつてそれと判断される。

請願が止んだのは、食糧を支給する側が給糧を禁じた事にもよる。——か——主な理由は、

建州女直のその都度の新移住地の開墾地で收穫が得られ、年を経る毎に生産力が向上し、外部からの特殊な供給の仕方と必要と——なく

なつたためと解される。

狩獵は人間生活とのかかわりあひの仕方および程度に応じて、いくつかに分類する事もできよう。一は採取經濟の段階にある

原始的人類が食糧採取の手段としておこなうもので、採取的狩獵と呼ぶことができよう。二は鳥獸の毛皮、骨、角、肉類を商品化する目的を以て狩獵をおこなうもので、商業的狩獵と呼ぶことができよう。こゝに於いた商業的狩獵に従事する者を獵師と稱することはできて

も狩獵民と稱することは、一のそれと混同するにともありぬらずしも適切な呼稱ではない。三は権力ある女真首長が部下を集めて集團的におこなうもので、或の意味では戦闘技訓練の場であつたらう。これを遊行的狩獵と稱すこともできる。

明代の女真にあつては、狩獵が重要な行事であつたことは否定できない。一か一それは右の一の所謂採取的狩獵としての意義を持つものではなく、二の商業的狩獵および遊行的

狩獵としての意義を持つものである。

女真人は狩獵民であるといわれ、女眞の生産形態を現わす言葉に半狩半農という語もあつて言ひ慣らされてゐるが、その言葉が女眞の生産様式を的確に表現した時代も存したろうが、明代女眞を指す語としては適当といえない。先に述べた論旨によつて、明代女眞にあつては、彼等の生命を支えた食糧は自身の労働力によつて生産された農産物であつて、農業が彼等の生活の内奥におりて最も密接に

結びついた産業であり、狩獵は商業的・遊行的・宗教的意義を持ったものであると推察される。

第二項 移動と農業について

はじめに

建州女直の移動については、これまで津田左、右吉、池内宏、和田清、稻葉岩吉、鴛淵一園、田一亀氏等の研究があり、移動の時期、場所等が論じられている。^① わたくしは諸先學の研究をふまえ、ややこしい等とは視点を異にし、移動と農業との関係を論じたい。

永樂八年から正統五年頃に至る約三十年間

に、建州女直は九回の移動をおこなっている。移住はすべて外部の壓力によつて餘儀なくさ
 れている。外壓がゆるやかで移住の準備をな
 す餘裕のある場合は三、四月に移住がなされ、
 外敵の急襲を受けたさいは、移住の時期は
 不規則となる。

移住時期が通常

三・四月頃にな

るのは、この時期が女眞の種播期であつて

新移住地で新穀を得るためには、この時期に
 當地に到着しておかぬはならなかつ

た。このニとから見ても明代建州女直の主要産業は狩獵ではなく農業であつた。以上がこの章の結論とするところである。ここにいう建州女直とは、建州衛、建州左右衛および毛憐衛を指している。

補注

① 津田左右吉「鮮初に於ける鴨緑江上流地方の領土」日津田左右吉全集四十一巻、四六四―四八二頁。

池内宏「鮮初の東北境と女真との関係」
 朝鮮史研究 近世篇、中央公論美術出版、
 一九七二年、六五—二二二頁。

和田清「明初の満洲経略」
 日東亞史研究 満洲篇、東洋文庫刊、昭和三十年。

稻葉岩吉「建州女直の原地及び遷住地」
 満洲歴史地理 第二卷、五四七—五七六頁。

鴛淵一「建州左衛の遷住地に就いて」
 桑

原博士還暦記念東洋史論叢 二七五—三〇一頁。

園田一亀「明代建州女直史研究」
 國立書院

昭和二十三年。

(6)	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)	<p>第一節 移住と季節</p> <p>次の表は建州女直の移住の時期を一覽にし たものである。</p>
移住	退避	移住	移住	移住	移住	
宣徳十年	宣徳八年	永樂二十二年	永樂二十一年	永樂九年—永樂十四年	永樂九年	
三月	四月	四月	三月	四月	四月	
出發		到着	出發		出發	
建州左衛	建州衛	建州衛	建州左衛	穩城・顔春	建州左衛	

	<p>(7) 退避 正統二年九月 建州衛</p> <p>(8) 移住 正統五年三月 建州左衛 <small>出發 到着</small></p> <p>(9) 退避 正統五年六月 建州左衛</p>
	<p>外部の壓力によつて急遽退避するにも移動と稱するなら 建州女直は永樂九年から正統五年までの三十年間に九 回移動している。その中(5)、(7)、(9)は退避的移住で、移住 の時期は不規則である。(2)は出發と到着の時期が明らかにな り、その他の(1)、(3)、(4)、(6)、(8)の五件は三四月に移住 している。かように通常の場合、建州女直の移住は三、</p>

四月に集中してゐる。

何故三・四月に集中してゐるかの問題に迫る前に、移住がどのような情況のもとでおこなわれたかについて概観しておきたい。

(1) 建州左衛の鳳州移動

吾音會に定住してより以後の建州左衛の最初の移住は、太宗十一（永樂九）年四月中旬會寧から鳳州に白け、おこなわれたものである。このことを傳えて曰李朝太宗實録四卷二一、十一年四月丙辰の條に次のように記される。

東北面吾音會童猛哥帖木兒、徙于開元路。
 吾音會、兀良哈地名也。猛哥帖木兒、嘗侵
 慶源、畏其見伐、徙于鳳州。鳳州卽開元。
 金於虛出所居。於虛出卽帝三伯之父也。
 吾音會は阿木河・幹木河とも記され、朝鮮咸
 吉道會寧の地。高麗末以來、所謂幹朵里から
 移動して来た幹朵里族、すなわち後の建州左
 衛の本據となつてゐる。鳳州は虜州・坊州・
 奉州とも記され、今の輝發河邊の山城子に当
 るとされてゐる①。

この移動の前後の事情については池内宏・
 和田清氏の研究があるが^②、移動の一年前、太
 宗十（永樂八）年二月、嫌真兀狄哈が慶源に
 來寇し、これを邀撃した朝鮮軍人が陣歿した。
 朝鮮国は吉州察理使趙涓に兀狄哈討伐を下命
 したが、彼は「道途の遠方しを以て嫌真兀狄
 哈を討たず、事件に無関係な毛憐衛を襲撃し
 殺傷した。生き残りの毛憐衛人は朝鮮軍を攻
 撃し、童猛哥帖木兒に助戦を求めると、童猛
 哥帖木兒は舊居を出て他所に退避した。その

後、朝鮮との關係が好轉せず、舊居への歸還の時期を失し、その上避難地が一人多地窄、生理良艱し（曰李朝太宗實錄四卷一九、十年五月丁卯朔）であつたため移住を決意したものであろう。曰李朝太宗實錄四卷二一、十一年正月辛巳に

東北面監司上言、野人來言、猛哥帖木兒、

將徙于深處、恐乘其時侵掠（中略）趙英茂

・李天祐進言曰、今猛哥帖木兒、雖令招撫、

今將移徙于開元路、恐與種類、以間道直向

吉州、則鏡城如囊中之物、又牧馬南下、則
 端青之地駭然矣。

と記される。これによれば太宗十一年正月頃
 まづに、童猛哥帖木兒は移住を決意していた
 ことが推察される。移動は教箇月前に計畫さ
 れ、四月を待つて實行されたと考えられる。

(2) 顔春方面女真人の建州移住

永樂十年から同十五年にかけて、教次にわ
 たり豆滿江周辺地域から建州衛に移住した女
 真人があつた。日大明實録に次のように記される。

(1) 永樂十年六月辛酉、遼東建州衛指揮僉事李顯忠奏、塔温新附人民缺食。乞賑貸之。上謂戶部臣曰、薄海內外、皆吾赤子、遠人歸化、尤宜存恤、其卽遣人發粟賑之、毋令失所。

(2) 永樂十年十一月己酉、遼東都指揮同知巫凱等奏、建州衛都指揮李顯忠、指揮李速、趙多都、劉不顧等、悉挈家就建州居住、歲侵乏食。上命發倉粟賑之。

(3) 永樂十五年十二月戊申、建州衛指揮李

顯忠奏、顏春地面月兒速哥、願率家屬、歸附居建州、從之、仍賜賚如例。

(1) の塔温についで、和田清氏は今の穩城の古名多温に比定された。^③ そうだとすれば(1)は豆滿江流域の穩城から建州衛に移住者のあつたことを示すことになる。一か(2)はたくしには塔温は建州(吉林)地方の地名のように思える。

二の塔温からの入居者の姓名は不明であるが、恐らく建州左衛の残留者であろう。(1)の李速・趙歹都・劉不顧の原住地は不明であるが、建州左衛の残留者らしく思える。(1)の顏春は即ち眼春で、ポシエト嶺頭の地に比定される。^④ 此の方

面は骨着元狄哈の住地であるが、太宗十年以後、毛憐衛人が此の方面にも進出しており、その一部が建州衛に移住したのであろう。(4)(4)ともに移住者の姓名、本貫、移住の時期が明らかでないものが多いが、建州衛李顯忠のもとへ移住した者であるのでまとめ記し、且回数と一回とした。彼等は前年に移住した建州左衛の残留者であると考えられる。

(3) 建州左衛の會寧移住

建州左衛の鳳州から會寧への移住は世宗五(永樂三十一)年三・四月の交におこなわれた。第一波移住は三波にわかれてなされた。

は童家吾下の率いる男女二百餘名と牛一百頭
 で四月十四日に會寧に到着した（曰李朝世宗
 實錄 乙卷二〇、五年四月乙亥）。第二波は童
 猛号帖木兒の率いる五百二十三戸で、六月二
 日に會寧に到着した（曰李朝世宗實錄 乙卷二
 〇、五年六月癸酉）。第三波は童猛号帖木兒
 の母・兄弟および楊木答兀等五百餘戸で、六
 月十九日に會寧に到着した（曰李朝世宗實錄 乙
 卷二一、五年七月己丑）。二二に建州左衛六
 千二百五十名の移住が完了した。

注目すべきは第二波の出発日で、童猛哥帖
 木見の言に「本職等、於永樂二十一年三月十
 五日起程、前來阿木河等處」(曰李朝世宗實
 錄卅卷二一、五年八月辛亥)と見える如く三
 月十五日であり、到着豫定日が童家吾下の言
 の末尾に「猛哥帖木見則隨後率正軍一千名婦
 人小兒共六千二百五十名。今四月晦時出來」
 (曰李朝世宗實錄卅卷二〇、五年四月乙亥)と
 見える如く四月末日であったことである。
 すなわち鳳州より會寧への移住に一月半を要

するとして、彼等は四月末日に到着するよう
三月十五日に出發したものである。彼等の到着
が六月まで遅延した理由は明かでない。

移住の理由は曰李朝世宗實錄正卷二〇、五
年六月癸酉の條の童猛哥帖木兒の言に、

建州左衛指揮童猛哥帖木兒、移慶源府關口、
前年十月、以大明助戰、入歸還來時、皇帝
聖旨、猛哥帖木兒所居、在達達軍馬路邊、
可於朝鮮地移居。

と見え、同月丙子の同人の言にも「吾等居中

國、近於達達、皇帝以達達擾亂、許各還其所、
 吾以五百餘戶先來、未至者亦五百餘戶と見
 えるように、達達の兵変によつてゐる。重猛
 哥帖木兒等は永樂二十年三月に始まる興安嶺
 東の蒙古軍遠征には、永樂帝に扈從したのて
 あり、^⑤李顯忠の弟の猛哥不花も行を共にした
 へ曰大明寶録に永樂二十年夏四月庚寅、永樂
 二十二年九月己卯。こゝから鳳州
 地方が韃韃軍の路邊に當つており、治安も不
 安定であつたので移住を決意したのであらう。

一、前掲曰李朝世宗實錄曰五年六月癸酉に
 一、前年十月以大明助戰入歸還來時、皇帝聖旨に
 と記されるように、世宗四（永樂二十）年十
 月^⑥に移動の勅許が得てある。勅許を得ながらた
 だちには行動はせず、翌年四月半ばに會寧に到
 着すよう、三月まで待つて移動したことが察せられる。

(4) 建州衛の婆猪江移住

建州衛の婆猪江移住は世宗六（永樂二十二）
 年四月におこなわれた。すなわち鳳州を出
 た李滿住の建州衛一千餘戸は、同年四月頃、

婆猪江に移住した。^⑦このことは李朝世宗實錄正卷二四、六年四月辛未の條に次のように記される。

平安道兵馬都節制使、據江界兵馬節制使呈馳報、今四月十七日、小甫里口子對望越邊兀良哈沈指揮、率軍人十三名、將牛馬并十三頭匹來說。吾等在前於建州衛奉州古城内、居住二十餘年、因韃靼軍去二月十七日入侵、都司李滿住、率管下指揮沈時里哈・沈者羅老・盛舍歹・童所老・盛者羅大等一千餘戶、

到婆猪江居住。去癸卯年、蒙聖旨、許於婆猪江多回坪等處居住。今因此到接。然無口粮種子鹽醬。切欲乞丐過活。其所持印信文字上送。

(癸卯)

移住に先だち、永樂二十一年の永樂帝の阿魯台遠征のさい、移住の勅許を得てあるニと、

右文中に「去癸卯年、蒙聖旨」とあり、曰李

朝世宗實錄正卷六一、十五年閏八月壬戌の條に、
上又問曰、婆猪江人等、前在何處。(崔)

眞曰、前在忽刺温地面方州。太宗皇帝北征時、時家老・猛哥不花等、到時波豆站。奏曰、我

等之居境連達達地面。數來侵伐、願移於婆猪江。
 江。皇帝許之。徙居婆猪江。

と記される如くである。太宗皇帝北征時とは永樂二十一年七月から十一月までの間のことである。勅許を得たのち翌年四月を待つて移住したことが伺われる。移住の理由は我等之居境連達達地面、數來侵伐」と記されるところに盡きてゐるが、これを裏付けるものとして、日本朝世宗實録五卷三九、十年三月丁未の左の記事とあがることが出来る。

兵曹據平安道都節制使牒呈啓、婆猪江住兀
 良哈指揮童所乙好等、告江界兵馬使云、韃
 靼軍馬、自相攻戰於鳳州境上、來整軍裝、
 若向婆猪江來、則我輩難居、願來鴨綠江邊。
 建州衛移住後の鳳州地方は韃靼軍の内紛の戦
 場と化していたことが、建州衛移住の原因を
 有力に物語っている。

(5) 建州衛の吾彌府移動

世宗十五(宣徳八)年四月、朝鮮軍に急襲
 された建州衛は、混乱の中に五女山へ兀刺山
 へを撤退し、その後の行向は不明となった。

その新居の位置が判明したのは建州衛からの
投來者童豆里不花の次の言によつてである。

曰李朝世宗實錄卅卷七七、十九年六月戊子、
臣（李截）更招童豆里不花、反覆詰問之、
其言曰、過婆猪江、馬行一日之程、吾彌府
洞、源深流長、其水南流、合于婆猪江、右
水南邊則蔣家都督、率三十餘戶居焉。常養
馬十四匹、北邊則李滿住、率三十餘戶居焉。
常養馬十二匹、隔江相對而居。

童豆里不花が始めて朝鮮に來たのは世宗十七

年正月（曰李朝世宗實錄四卷六七、十七年正月辛丑）であるから、二の頃までに建州衛は吾彌府に移住したものと察せられる。吾彌府は今の桓仁北方約三十軒、北古城子に当るとは園田一亀氏の研究である^⑨。二の度の移動は通常の例とは異なり、朝鮮軍の急襲に追われ、戦死二一八名、捕虜二四八名の被害を出し、混乱の中に奥地に退避したのであつて、移動に時期や目的地を**選ぶ**餘裕はなかつた。移動先が久しく朝鮮に傳わらなかつたのは、**秘匿**

さしていたためであらう。

(6) 建州左衛人李將家の吾彌府移動

李將家は蔣家都督とも呼ばれ、建州女直の名家で、童凡察および李滿住の岳父に当る。⁽¹⁰⁾

李將家は世宗十七(宣徳十)年四月初旬、東良北に居住する子の月下、および南乙下に居住する權赤、幹采里の馬多温等とともに被女猪江の吾彌府に移住した。曰李朝世宗實録乙卷六八、十七年四月壬子に、

咸吉道監司馳報、幹采里指揮李將家、齎勅

書、與其婿凡察、誘幹朵里兀良哈、欲徙婆
 猪江、幹朵里等不從。李將家只率東良北接
 其子指揮月下及甫乙下接指揮權赤、幹朵里
 馬多多温等、還向婆猪江、凡察則徙居上甫
 乙下之地。

と記される。曰李朝世宗實錄乙卷七七、十九
 年六月戊子の條に見えり童豆里不花の言に、

右水南邊則蔣家都督。率三十餘戶居焉。常
 養馬十四匹。北邊則李滿住。率三十餘戶居
 焉。常養馬十二匹。隔江相對而居。

と見えるのは、移住後の李將家村落の情況を
 示すものであろう。

移住に先立ち李張家といふ人が童凡察の命
 を受け北京に赴き、建州左衛の移住につりま
 奏請し、宣德帝の勅許が得てあったが、^⑪この

度の移住には建州左衛内でも反対があり、凡
 察は残留し、李將家のみが移住した。

移住の直接の動機は童猛哥帖木兒歿後にか
 ける兀狄哈の壓力によつてゐる。曰李朝世宗

實錄四卷六四、十六年六月乙亥の條に、

咸吉道監司金宗瑞、密封上書曰、寧北鎮節
 制使李澄玉事目（中略）一、凡察畏弓狄哈、
 與妻父李將家、將欲構屋鎮城西南間二十餘
 里山間、潛隱以居。

と見える如く、兀狄哈の再襲を恐れ、山間に

退避したこともある。しかし移住の直前には、
 緊張情態はつづいていたにせよ、特に急激な
 退避を強いられる程のさし迫った事情は發生
 してはいない。宣徳帝の勅許を得て世宗十七年
 二月中旬頃豆満江畔に歸つた李將家は、三・
 四月の交を待つて吾彌府へ移住したと察せら
 れる。

(7) 建州衛の蘇子河移住

建州衛は世宗十九(正統二)年九月七日、
 平安道都節制使李藏を主將とする七千八百餘

人の朝鮮軍の出兵を受けた。すなわち上護軍
 李椿の率いる一千八百餘人、大護軍鄭徳成の
 率いる一千二百餘人は理山から元刺山城南部
 に向い、李蕝の率いる主力四千七百餘人は江
 界を出て吾彌府を攻撃し（日李朝世宗實録
 四卷七八、十九年九月辛丑、己酉、丙辰）、このため
 女真人四十名が殺され、十四名が捕えられ
 村落が焼かれた。日大明英宗實録四卷四三、
 正統三年六月戊辰の條に「建州衛掌衛事都指
 揮李滿住、遣指揮趙歹因哈奏、舊住婆猪江、

屢被朝鮮國軍馬槍殺、不得安穩、今移住竈突
 山東渾河上レと見えるから、世宗二十へ正統
 三へ年六月までには音彌府から竈突山すなり
 ち蘇子河へ渾河支流へ上流の興京老城東南一
 帯に移住した。⁽¹²⁾ 緊急の逃避行であつたので移
 住に時期と目的地を選ば餘裕がなかつたと察せらる。

(8) 凡察の東良北移住

世宗十九(正統二)年二月、凡察は明國へ
 奏請し建州衛への移住の勅許は得たが朝鮮の
 反對を受け、挫折。同年十一月には童倉が造

使請願して勅許を得たが朝鮮の反對にあつて
 再び挫折^⑬、三度、世宗二十一（正統四）年七
 月、童凡察は遣使請願する一方、移住の準備
 をすすめて旅装をととのえ遣明使の歸還を待
 た。曰李朝世宗實錄四卷二一、二十一年九月
 甲子に、

咸吉道都節制使金宗瑞馳啓曰、凡察移歸之
 心已決、欲輿管下五六家、治其行裝、期待
 搭察兒之來。

とあるから、この頃移住の決意を定めていた
 と察せられる。

しかし蘇子河地方への移住に勅許が與えられなかつたので、翌世宗二十二年三月初頭、會寧地方から東良地方に移動した。⁽¹⁴⁾ 東良は今の茂山地方であらう。凡察がかねてからこの地方に農地を持つていたことは日李朝世宗實録に卷九〇、二十二年八月己丑に「今聞吾沙介・所老加茂等、率十五餘戶、欲逃去、輜裝盡輸東良北凡察舊農所」と記される如くであり、この農地に多年にわたリ往來して来たことは日李朝世宗實録に卷九〇、二十二年七月己未

に「凡察等、以耕農為辭、往來東良北累年矣。邊將不能禁制、不得辭其責矣」とあり、この場合の東良地方移住も、耕農を表向の理由としたものであつたことは、日本朝世宗實錄四卷九二、二十三年正月丙午に「若凡察、初因耕農打圍為由、帶領家小、移住本國邊陲東良地面、忽然潛隱逃去、把截官不及阻當」と記される如くである。前年秋に移住を決意した凡察は、翌年三月初頭を待って移住したことが察せられる。

(9) 童倉・凡察の蘇子河移住

凡察が東良北に移住したとき、童倉はまだ會寧に留まっていたが、世宗二十二年六月二十四日、兩者とも出境して蘇子河地方に移住した。日李朝世宗實錄四卷九〇、二十二年七月辛丑朔に「凡察親姪童倉、聽從凡察指揮、欲與李滿住聚居、妄起浮言、恐動部落、本月二十四日逃脱去了」と見える。

これよりさき同年三月、咸吉道都節制使金宗瑞の率いる朝鮮軍に急襲され、童倉は牛馬財産をことごとく奪われ、わがわがに身を以て

「一破衣を著し」

逃れた（曰李朝世宗實錄四卷八九、二十二年四月庚辰・辛卯）^ソ蘇子河地方に移住するか否かについて論議が百出し、凡察も去就を決し、かね會長の合議に委ねたが、結局六月二十四日の移住となった。¹⁵

さて以上の如く九件の移動について、それぞれ時期と原因について考察した。この中（一）の穩城、顏春から建州への移住者が（二）の餘波であるとするれば、九件の移動のどの場合も、その原因は兀狄哈、韃靼、朝鮮など外部の壓

力によるものと言えよう。そして(5)および(7)の
 場合は朝鮮軍の急襲を受けた避退行動であ
 って、逃避の時期も目的地も自主的に選ぶこ
 とはできなかつたから、必ずしも移住と稱
 するニとはできない。新移住地への入居時期
 も不明である。(9)の凡察の蘇子河移住は六月
 であるが、同年三月、朝鮮軍の急襲を受けて
 逃亡し、移住するかの否かにつき論議するの移
 住であるから、そのあり方は不自然、不規則
 というべきである。すなわち建州女直の移住
 は外からの壓力が急激である時は(5)・(7)のようには不明

となるか、または(9)の如く不規則といえるものとなる。外からの壓力が急激でなく、勅許が得られ、準備の爲の餘裕のある場合には、三・四月にのみなわれている。

そればかりでなく小規模の移住のときも、四月が選ばれている。たとえば日李朝世宗實錄に卷九五、二十四年二月丁巳の條に、

傳旨咸吉道都節制使、禮曹判書金宗瑞獻議曰。傳聞、東良北接吾良哈也吾可等十六人、待其草長四月間。搬移凡察窟穴、已爲定約。

と見える如く、東良北の地吾可等が近隣の凡
 察の住地に移しよといたのも四月である。
 このように特定の季節が移住の爲に選ばれた
 ことにつりまは理由があると思えるので、次
 にこの点につりま考察をすすめた。

第一節補注

① 鳳州については稲葉岩吉「建州女直の原

地及び遷住地」日滿洲歴史地理 第二卷、

五七六頁。箭内巨「元明時代の滿洲交通路

津田左右吉の朝鮮歴史地理の巻三、三六九頁。

- し日滿洲歴史地理の第二巻、四三四頁。←に
研究があり、今の北山城子に比定されている。
- ② この移動の前後の事情については、池内
宏の鮮初の東北境と女真との關係し日滿鮮
史研究の近世篇、一三八―一三四頁。和田
清の明初の滿洲經略し日東亞史研究の滿洲
篇、四二〇頁に考證がある。
- ③ 和田清の明初の滿洲經略し四二〇頁。
- ④ 和田清の前掲書し三七九頁。
- ⑤ 永樂二十年の永樂帝の蒙古遠征について

は、和田清一明初の蒙古経略一曰東亞史研究
 完ハ蒙古篇、一一〇六頁、萩原淳平曰明代蒙
 古史研究ハ五二頁に考證がある。

⑥ 曰李朝世宗實録ハ卷二一、五年八月辛亥
 には「本職於永樂二十年四月内、赴京根駕
 回到北京、九月内、奉天門奏有、達達常川
 往來、攪擾邊境去處住坐不得」と見え、九
 月に奏聞したと記される。恐らく九月に奏
 聞し、十月に勅許を得たのであろう。

⑦ この新移住地は釜村と稱される地であり、

⑩ 曰李朝世宗實錄正卷六四、十六年六月乙亥の條に、

咸吉道監司金宗瑞、密封上書曰、寧北鎮節制使李澄玉事目(中略)一、凡察畏舌狄哈、與妻父李將家、將欲構屋鎮城西南間二十餘里山間、潛隱以居。

とあり、曰李朝世宗實錄正卷七七、十九年六月戊子の條の童豆里不在の言中に「李」
 「滿住、乃(李)蔣家之女婿也」と記さ
 童凡察、李滿住は李將家の女婿であつた。

⑪ 移住に先立ち李張家といふ人が明國に赴き、婆猪江移住に關する勅許を得、世宗十七(宣德十一年)二月までに豆滿江畔に歸つて来た。曰李朝世宗實錄四卷六七、十七年二月丙寅に、咸吉道兵馬都節制使、抄寫李滿住凡察處皇帝勅書二道以送。其辭曰、勅諭建州衛都指揮李滿住等、今建州左衛都督凡察等、欲率領部下大小官民人等及百戶棗火等五十家。俱來爾處居住。已勅其同毛憐衛都指揮郎不兒罕等一同前來居住。特諭爾等知之。故諭。

又勅諭建州左衛都督僉事凡察等、爾差指揮
 李張家等來奏、楊木峇兀引領野人來廝殺情
 由、朕已具悉（中略）茲因指揮李張家等回、
 特諭爾等知之、故諭。

と記される。これは咸吉道兵馬都節制使が
 凡察の處から抄写し得た勅書二通で、一は
 李滿住宛、一は童凡察宛で、凡察の建州衛
 移住要請に對する勅許である。これをもち
 歸つたのは李張家で、彼は二月丙寅（二十
 四日）までには凡察方に歸つていなければ

ならない。ところが大正英宗實録四卷三
 宣德十年三月（梁氏本己巳）に「陞建州衛
 指揮同知李張家為指揮使。從都督凡察奏請
 也」とあり、三月に北京にいたことにな
 っている。宣德十年三月は癸酉朔であり、
 己巳という日はあり得ない。この記事の前
 後の英宗實録には、京大本には記事の逸脱
 があり、梁氏本、宮内廳圖書館本も参照し
 たが、いずれも完全な傳本はない。従つて
 李張家は二月には凡察方に歸つていた。

⑫ 園田一亀日前掲書匹一。九一—一二頁。

⑬ 園田一亀日前掲書匹一一三—一五。頁。

⑭ 曰李朝世宗實錄匹卷九〇、二十二年七月

辛丑朔に次のように記される。

遣吏曹參判崔致雲、如京師。奏童倉凡察等

逃竄事由。特賜弓矢衣服。有加常例。奏曰、

先據議政府狀啓、備咸吉道都觀察使李叔時

呈報該、有本道鏡城居住吾都里凡察、耕農

打圍爲由、帶領妻小、於東良地面、無時擅

便往來、至正統五年三月初頭、挈家起移去

⑮

日李朝世宗實錄口卷八九、二十二年六月
 丁亥の條の馬波羅の言によれば、移住を主
 張したのは資産を奪われた三十數名で、凡
 察も去就を決しかね、各處の酋長に合議せ
 せた。凡察は朝鮮軍の襲撃を受けた際、童
 倉と共に會寧を脱出したという説もある。

日李朝世宗實錄口卷八九、二十二年四月戊
 寅に「翼日夜、童倉凡察等、率麾下、擧家
 逃去しとあるのがそれであるが、もしそう
 なら凡察も被害を受けたにちがいない。

かゝ童倉の被害の描写の克明さに引きかえ、
 凡察に「リマは何も記されていなし。凡察
 は三月に東良に移住し、會寧にはいなかった。

たと察せられる。

第二節 移住と自然的條件

長白山系の山河は、冬季は氷雪に覆われ、
 いて、人の通交を阻んでゐる。永樂十五（太
 宗十七）年正月十九日遼東を出た千五百の軍
 は、三月二十九日乃顔（訥顔・羅延）に到着
 し、四月十七日同地を出、同月二十八日南羅
 耳に到着した（可李朝太宗實錄 卷三三、十
 七年四月辛未・五月乙卯）。乃顔に三月末か
 ら四月十七日まで留まった理由として、先送
 軍馬五百于山間。其餘軍馬則留待雪消。四月

望時入來し（曰李朝太宗實録四卷三三、十七年四月辛未）と記されている。遼東・南羅耳間には、四月以前は交通不可能の箇所もあつた。

また世宗二十二年（正統五年）朝鮮に捕えられた嫌真兀狄哈の巨乙加介の妻子が、朝鮮に帰つて来ることを條件に具州に帰されたが、帰来しないのを案じた世宗と金宗瑞との間の問答が曰李朝世宗實録四卷九二、二十三年二月二月戊寅に次のように記される。

召刑曹判書金宗瑞謂曰、臣乙加介妻子、胡不還來、宗瑞對曰、臣在咸吉道時、約以速還于京、至今不來者、意雪深故也。

咸鏡道から牡丹江流域にかけて冬期は雪が交通路をとぎしていった。この地方の降雪期は何月に始まるかについては、李朝世宗實錄に卷五〇、十二年十月丙申の條の咸吉道都節制使の關文の一節に、

今觀彼賊、每以草長四五月及九月及十月。出來故五朔。防禦最緊。春三朔則草未益長。

牧馬爲難。六七月則靈雨水深。無舟楫。未
 得越江。十一月則雪深。故上項七
 朔。古無出來之時。

と記される。十一月には深い雪と寒氣の爲、
 人びとの交通はさまたげられていたことがわ
 かる。すなわち十一月から四月までは積雪と
 寒氣のため、大集團の行動には不適切な時期
 であった。従つて明代女眞の移住も三・四月
 におこなわれたと説明することができる。

し、次に示す表は建州左衛の北京朝貢情

況を曰大明寶録にから抽出して一覽に
 のである。期間は童猛哥帖木兒一代に限り、
 本人とは童猛哥帖木兒自身を示す。

來朝記事年月日	來朝者	居住地
永樂十一年十月甲戌	本 人	鳳州
永樂十四年二月壬午	本 人	鳳州
永樂十五年正月己巳	遣使下來朝	鳳州
永樂十八年閏正月甲戌	遣使下來朝	鳳州
永樂二十年十一月丙辰	本 人	鳳州
永樂二十二年二月甲子	本 人	鳳州
洪熙元年十二月丁亥	本 人	鳳州
宣德元年十二月之五	各朝化	鳳州
宣德三年正月癸卯	遣使來朝	鳳州
宣德三年十二月乙巳	遣使來朝	鳳州
宣德六年八月己亥	遣使來朝	鳳州
宣德六年十二月庚戌	遣使來朝	鳳州
宣德七年二月丁酉	遣使來朝	鳳州
宣德八年二月丁酉	遣使來朝	鳳州

童猛哥帖木兒一代の本人及び関係者の來朝

大理大学学報附録用紙

を伝える可大明寶録の記事は右の十四件である。貢期も定められており、且は正月を賀す爲に十二月から二月の來朝が十四件中十一件と多數を占めることになつたのであろう。

來朝者の出發と歸還の時期は不明な場合が多リが、(函)の宣德八年二月、童猛哥帖木兒が入明したさし、彼は宣德七年十一月末頃、閩延北方で、閩延に來寇して歸還する忽刺温兀狄哈に遭遇し、一連の記録が道途の消息を知るにたがてできる。恐らく彼は十一月初旬に會寧を出

發し、十一月末に臨江一通化付近を通信し、翌年二月明國に入つたのであらう。また時代は下ろが日李朝世祖實錄正卷三一、九年十二月丁酉に、

咸吉道都節制使康純馳啓、臣聞、上中東良及朴加別羅等處元良哈光應時大等百餘人、十月十六日發程、無兒界元良哈好心波等十四人十一月初發程、毛里安則汝羅頭林大阿下、伐引則愁靈大、甫伊下則時時哈等、率其徒三百餘名、十月初十日發程、又各里元

良哈三百餘名、及火刺源兀狄哈四百名歸遼東。遼東並送北京。蒲州野人壯者並歸中朝。兀良哈等每年十月十二月間往中朝、翌年二月二十日間、還到遼東、三月晦時各還其家。と記される。これらによつて考えると、三、四月の雪解期を待たずとも、嚴冬期に會寧北系間を往復することができた。従つて遼州女直が三、四月に移住するのは雪解を待たためたという理由は説得的でない。かりにさうだとしても、何故行動に有利な夏秋期に移住し

ないかという問に對する答にはならなひであ
らう。

第三節 結語

建州女直が三・四月に移住するのは農期と
深い關係があると思ふ。朝鮮東北境における
農期は毎年四月に始まる。日李朝世宗實錄の
卷六四、十六年四月癸酉の條の咸吉道監司都
節制使の啓中に、朝鮮新徙民に武藝に習熟せ
しめるニトフリマ述べた一節に、

且慶源寧北鎮防禦緊要之處。不可以一時之弊停其習射也。然如今力農之時、聚其新徙之民、使之肄習則恐或耕耘失時、不得安心土著、觀其時勢、使之農事武藝並不虛踈。

とある。ニニにいう「力農之時」は四月を指す。四月が農期に當つていたことは女貞でも同様で「李朝世宗實錄」四卷八九、二十二年六月庚寅の條に

又密議禦戎之策（中略）遂以待野人之策六條、傳旨卞孝文等（中略）其二、諭凡寮等

曰、殿下聞、爾等當農、逃竄、寄食野人。命發倉賑給。宜率爾妻孥來就食、仍發米百餘石、以示之。

とある。『當農逃竄』は農期に當つて逃避したとの謂で、この場合は四月である。また曰李朝世宗實錄乙卷五九、十五年三月丁丑の條の平安道都節制使崔潤徳の啓に、次のように記される。

崔潤徳遣護軍朴原茂啓曰、今征討之擧、以來月初十日爲定。然聞賊徒並皆登山、日夕

憂慮。臣料之、彼處氷尚未解。欲於來四月十日、時差人偵候。二十日以後、江界聚會。則彼人等、以農作還下家、潛師掩襲何如。

朝鮮軍出兵を預知して、建州衛人が登山して日夕憂慮してゐるさまを傳え、四月二十日以後、江界に兵を集めれば、建州衛人は農作の爲に家に歸つており、そこを潛師掩襲せば何如と問ふてゐる。四月中旬は建州女直でも農期であつたことがわかる。

農期と移住との關係についで、李朝世宗實

録正卷八〇、二十年正月甲辰の條の咸吉道都
 節制使への傳旨中の次の一節は注目し値する。
 一、自今至四月、郷聚兵會寧、以觀彼人農
 作之勢、彼皆安業耕田、無移動之狀、則還
 營爲可。

建州左衛の移住を恐れた朝鮮國は、明國と交
 渉し阻止につとめる一方、兵を派して監視せ
 じめた。その兵も、正月から四月までの間に
 女真人が耕田し移動の氣配がなければ、營に
 還るも可なりと傳旨している。四月までに移

住しなれば、同年内の移住はないものと理解してりたことがわかる。

同様の趣は李朝世宗實錄正卷八一、二十年四月辛酉の條の金宗瑞の啓中にも見える。

咸吉道都節制使金宗瑞啓（中略）童倉曰、雖有聖旨、我無移去之意、其言難信、然勤治農事、時無移徙之狀。（中略）一、童倉及他幹朶里等、畏我國威靈、不敢出移徙之言、勤治農事。無移徙之狀、然詐謀難測、臣於朝夕、窺其去留。

女真人が

「勤治農事、無移徙之状」と見えるが、四月頃、農作に従事して、これは移住はないものとして判断されたのである。同様の趣旨は、李朝世宗實錄に「爲九八、二十四年十二月戊申の條にも見える。(上略)上議諸大臣。黃喜(中略)議曰、存留者、若有移徙之心、則明年二月内、不葺家舍、不治菜田、移徙之迹必見矣。令邊將、因他事、數數使人窺覘情狀、多方撫恤、以結其心、托以田獵、耀兵示威、以挫姦計、此則陰折移徙之心之一策也。」

二月に家舎を葺かず菜田を治さねば、移徙之迹しのあらぬと考えられていた。朝鮮国人も、多年の観察から歸納して、かような判断を示すに到つたのであろう。

移住を決意した時に農耕を始めない理由は現住地において農耕の必要はなく、新移住地で農作する計畫であつたからであらう。秋の收穫を新移住地で得る為には、何月に出発したらよいか。距離により違ひはあろうが、種蒔き期に新移住地に到着するように

出發日を調節すればよい。これが建州女直の
 移動の時期が三・四月頃に選ばれた理由であ
 ると思う。五月以降は種蒔き期として遅す
 ぎた。この期を失すれば新移住地での收穫は
 望み難くなり、従つて移住は翌年に延期する
 ほかなかつたのであろう。これが建州女直に
 原則として、時期はずれの移住のない理由で
 あり、朝鮮国の監視者が五月以降歸營する所
 以であらう。

建州女直の移住の時期が三四月に選ばれた

理由は、彼等の農期にありせた爲だといふことは、次の事からも推定することかてきる。すなわち世宗五（永樂二十一）年、童猛哥帖木兒が鳳州から會寧に移住したさい、彼は移住に先だち童家吾家に男女二百餘名牛百餘頭を現地に送り耕農させまゐることが、曰李朝世宗實錄正卷二〇、五年四月乙亥に次のように記される。

咸吉道兵馬都節制使馳報、今四月十四日、童猛哥帖木兒管下童家吾下等二十七名、來

告慶源府云、我指揮、蒙聖旨、許令復還阿
木河地面以居。指揮先令我曹率男女二百餘
名牛一百餘頭、送還舊居耕農、仍使朝京、
請穀種口糧。

恐らく建州左衛全員の移住には多くの日數を
要するので、牛百餘頭と農民を先遣し、新田
の開墾に当りせたのであろう。移住のさい新
田の耕作が如何に緊急の課題であつたかを、
これによつて見るこゝろがでさる。

世宗十六（宣德九）年凡察が婆猪江流域に

移住しようとした時にも、同様の趣が見られる。すなわち曰李朝世宗實録卷六四、十六年六月乙亥に、

咸吉道監司金宗瑞、密封上書曰、寧北鎮節制使李澄玉事目（中略）一、凡察前日入朝時、到婆猪江李滿住家、累日留連、一、同類人潛説、欲移居婆猪江、已送戸人于婆猪江、農作。

と記される。凡察は婆猪江に移住しようとした家人を当地に送り農作させていると伝えらる。

最も深い

る。かように建州女直が移住にさりとて示す
 關心事は、新移住地における耕地の確保と開
 墾であつた。それは秋の收穫をめぐりての營
 みであるが、移住の時期が三四月に選ばれた
 のも、これと全く同じ理由であつたと考えら
 れる。

建州女直では何時頃から三・四月に移動す
 るならわしとなつたのか。恐らく元代或はそ
 れ以前、建州女直の農業の歴史と共に古いの
 であらう。その起源は明代以前にも遡り得よ

うから、次の様にも推測できよう。明代初期
 建州女直が斡朵里・火兒阿・托温の所謂移闡
 豆漫を出て吾音會、建州、鳳州等へ移住した
 時期には不明なものが多い。しかしそれらの
 移住が特殊な異變によつて起きたものでなけ
 れば、やはり三、四月になされたのではある
 まいか。

第三項 建州女直の奴婢について

先の項で建州女直の主要な産業が農業であることを論じた。この項では建州女直の農耕に従事した人々が奴婢であったかどうかを論じたい。わたくしは建州女直の農土を耕作したのは建州女直人自身であったと思うが、それはそうではなく外部から購入し或は掠奪して得た奴婢であったとなす説も世におこなわれてゐる。この故にこの項では、さうした奴婢耕

作説に検討を加えることとする。

第一節 開原被虜に関する諸説

後金國の社會並にその政治機構の成立を考察するに當つて、明代の建州女直の社會の解明は極めて重要な意義を占めるもので、夙にその社會構成並に生産關係を、特に社會の成熟發展との關連に於て、乃至は他部族との比較に於て、諸先學が研究を進められたのであった。特に生産關係の基礎構造について

は、恰も永樂・宣徳の交替期を境界として、
 その前後に顯著な變化が指摘されてゐる。諸
 見解の中、代表的なもの整理すれば、和田
 清博士は明初以來女真社會に存在した奴隸は、
 多くは同種の女真人であつたが、永樂末期幹
 朶里の童猛哥帖木兒が會寧移動の際、明の亡
 命者を多く誘ひ歸つてから後は、女真社會の
 下級労働者は大抵漢人の奴隸となつた^①と述べ
 て、永樂末期に於ける直接生産者の女真人か
 ら漢人奴隸への交替變革を指摘された。この

歴史的評價の方向は、旗田魏教授によつて更に基本的史料の裏付を伴つて再び確認されたのであつて、『李朝實錄』には、女眞の許で奴隸として使役せられていた漢人・朝鮮人が使役の苦痛に耐えかねて朝鮮に逃來した記事が無數に見出される。それらの漢人は朝鮮にとつては宗主國の人間であつたので、多くの場合に女真人に還給せずして明に解送した。その數にツリマ文宗實錄二年四月癸未の條に記されたところによると、鮮初以來の解送者

は八百三十四名、別に近年の解送者は百六十
 九名であり、合計一千餘名に上つてゐる。漢
 人の解送が始まつたのは世宗六年からのこと
 であるが、世宗の六年から文宗二年までは三
 十年に足りぬ期間であるので、毎年平均三十
 數名の者が解送されたことを知り得る。文宗
 以後に於ても李朝實録によれば、毎年數十名
 の漢人を解送してゐる。彼等は何れも女真人
 の嚴重な警戒をかすめて朝鮮に逃來したので
 あるから、彼等は女真人の使役した漢人奴隸

の中の極めて少数の好運者であつたと考えられ、従つて女真社會に於ける漢人奴隸の數は相當多數に上つたと推測される⁽²⁾と結論される。如上の學説は馬奉琛・陶希聖⁽³⁾の論説とともに、戸田茂喜氏・周藤吉之氏等⁽⁴⁾によつても引用されている。江島壽雄氏⁽⁵⁾も上記とほぼ同様の見解を述べておられる。

さて如上の如き歴史的評價は、永樂・宣徳期の女真社會に於ける漢人奴隸の急増といふ特殊な事象を立論の基礎とされたものである。

が、——かしながらその事實は主として（海西
 女直の場合に此の際問題外として）朝鮮に對
 する逃亡奴隸の増加という顯著な事實によつ
 て歸納せられたものである。確に此の時期に
 於ける朝鮮逃來者の急増は客觀的事實に外な
 らぬとして、彼等が奴隸であり、掠奪者乃
 至は奴隸所有主からの逃亡者と規定せられる
 點について、そこに充分な論證が盡くされた
 とは考えられぬ。逃來者即被擄奴隸との規
 定は李朝實錄所載史料に基く當然の歸結であ

るが、明國側史料特に明實錄によれば逃來者に對する見解は朝鮮側のそれとは本質的部分に於て相違するのであつて、その邊にまだ逃來者の本質規定についで、論議を必要とする餘地が残されている。私が以下論述するところは、此の逃來者の本質と女真社會の生産關係の考察であり、「開原被擄」とは、他との區別の爲に設けた、この逃來者に對する便宜的呼稱である。

第一節補注

- ① 和田清「明初に於ける女真社會の變遷」
 『史學雜誌』四八編九号、昭和十二年九月。
 「明初の滿洲經略」下し『東亞史研究・滿
 洲篇』昭和三十年十二月、東洋文庫刊、
 四四七頁。

- ② 旗田魏「建州三衛の戸口に就いて」
 『内博士還曆記念 東洋史論叢』昭和十五年
 三月。

- ③ 馬奉琛「滿族未入關前の經濟生活」
 『食』

貨一為六号。陶希聖「滿族未入關前的俘虜與降人」曰食貨一為卷一二号。

④ 戸田茂喜「清初に於けるニカソイルゲンの發生と其の意義」曰東洋史研究一六卷四号、二九頁。周藤吉之「清代滿洲土地政策の研究」一〇六一八頁。

⑤ 江嶋壽雄「明初女直朝貢に關する二三の問題」曰史淵一五十八輯、昭和二十八年九月。

第二節 證言の矛盾

ここに奴隷増加の事實有無の判定に當り、最大の基準をなすものは、いうまでもなく此の一件の當事者たる明國・女貞、および第三者たる朝鮮側の本件に關する陳述である。此の中最も重要な價值を占めるものは、被害者たる明國側の發言であるべきに、嘗て證據として採用されたことのないのは、如何なる理由によるのであろうか。いま相互の主張の相違を比較すると、次の様になる。

朝鮮側の証言

女真社會に於ける奴隸増加の決定的根據とされるものは、一四二三年（永樂二十一）世宗五）以後の朝鮮への逃來者の増加である。その總數の算出は、逃來者の逃來方法・時期等とも關連して重要な意義を持つのであるが、一は一は引用された李朝實錄所載の概數は、たとえば(1)世宗十五年四月乙酉、五百六十六名口。(2)世宗十五年閏八月辛酉、共計五百餘名。(3)世宗十九年七月甲午、今已千餘人。(4)

世宗二十年正月丙午、共計八百餘名。(5) 世宗
 二十一年三月甲寅、六百九十八名。(6) 世宗二
 十二年七月辛丑朔、共計八百餘名。(7) 世宗二
 十四年六月戊午、一千一百名。(8) 文宗二年四
 月癸未、一千三名、とある如く相互に矛盾し
 頗る信憑し難い數字であつて、その眞に近い
 數を得る爲には逃來解送者を實録中からその
 都度抽出し總計しなければならぬ。その結
 果を示すと次の表の様になる。

解送人員一覽

年	月	日	人數	年	月	日	人數		
世宗	6	6	丁未	14	世宗	15	11	己丑	1
	6	12	辛未	5		16	正	辛丑	2
	7	6	丁未	11		16	3	丁酉	5
	7	閏7	丙辰	1		16	5	壬辰	8
	7	9	辛酉	2		16	7	戊子	9
	8	4	丙子	17		16	9	辛巳	35
	8	5	丙辰	5		16	10	戊午	11
	8	8	乙酉	86		16	10	庚午	4
	8	9	辛卯朔	1		17	正	乙酉	4
	8	9	辛亥	12		17	2	癸丑	7
	9	閏7	丙辰	41		17	4	庚午	11
	9	6	辛酉	1		17	6	甲子	16
	9	8	甲戌	100		17	7	丙申	12
	9	8	壬午	106		17	9	己丑	1
	9	10	壬午	2		17	11	癸未	3
	9	12	庚辰	1		18	3	壬辰	14
	10	4	丁卯	15		18	6	壬寅	10
	10	7	癸丑	2		18	閏6	己丑	14
	10	8	壬辰	5		18	8	甲申	7
	10	10	己卯朔	2		18	9	辛酉	7
	10	11	丙辰	2		18	10	庚寅	7
	10	12	乙巳	2		19	正	壬子	5
	11	5	庚申	4		19	7	甲午	7
	11	7	癸亥	6		19	8	癸亥	3
	11	8	壬辰	2		20	4	甲寅朔	1
	11	9	丙午	1		20	6	己丑	5
	11	10	乙酉	20		25	8	己丑	2
	11	11	甲寅	3		28	8	乙巳	9
	11	12	甲午	1		29	5	丙辰	1
	12	5	癸卯	13		30	7	壬子	4
	12	5	乙巳	1		31	9	辛丑	2
	13	6	甲午	5					
	13	11	辛卯	1	文宗	元	2	辛未	2
	14	7	甲申	2		元	2	戊子	12
	15	3	丁丑	2		元	3	丁未	5
	15	9	壬午	8		元	4	庚午	16
	15	10	辛酉	1		元	5	壬子	38

總計算出上問題となるのは解送の下限であるが、世宗六年に始まる解送者は同二十年六月までの十五年間に、總數七一二名となる。二十一年以後十一年間の解送者は十八名に過ぎない。この後期中、たとえば世宗二十五年八月己丑の王保兒・候毛禿等は「楊木荅兀所擄漢人」と明記されているが、次代の文宗期以後の解送者は、文宗元年八月辛未の唐貴等の如く別途の被擄漢人と考えた方がよい。従つて「開原被擄」の解送は世宗二十年頃まで

にほぼ完了したのであり、下限を世宗末年に限れば、その總數は七三〇名となる。

如上の外、朝鮮の行政權限外で護送された人員のあることは、沔内宏氏もすでに論及せられて^①いるが、次の三件、(1)世宗十三年十二月癸巳、八十二名。(2)世宗十五年閏八月壬申、一百三十名。(3)世宗十五年十一月乙巳、三十五十四名、以上合計五六六名であり、すべて建州左衛の助力によつて明國使節により明國に直送された。以上を前述の朝鮮經由解送者

數に加算總計して一、二九六名の數を得る。
 ニハが「開原被擄し者中途東に送還せられた者
 のほほ實數に近く、少くとも此の數より少く
 はならない。
 以上の送還者は、解送の個々の場合にそれ
 ぞれ「被擄逃來漢人」なる身分が明記されて
 いて、かかる事實の集積から女真社會の奴隸
 増加の結論に導かれるのは自然といえる。特
 に海西女直に於ける漢人奴隸の隸屬狀況^②は、
 右の結論を側面より支えるものであり、かく

て奴隸増加は遼州・海西兩者を含む明代女眞社會の普遍的現象となり、地域的多样性と文化の不均等にもかかわらず、此の點に於て明代女眞の統一の抽象が可能となり、ここに総合的な歴史的評價が展開せられるに至るのである。しかしながら如上の如き歴史的評價は、合理的ではありながら、據つて立つ史料の性格を反映して、一面的・抽象的たるを免かれない。この史料の持つ制約は、明側史料によつて補われぬはならない。

明國側の主張

朝鮮によつて被擄逃來唐人と規定せられた集團を、明國は漫散官軍乃至は逃叛と呼ぶ。

日大明宣宗實録卷九九、宣德八年二月戊申の條に「連州左衛掌衛事右都督猛哥帖木兒・都指揮使凡察等に勅して、初め楊木荅兀に隨える漫散官軍を以て、悉く京師に送らむ」と見え、日李朝世宗實録卷六一、十五年閏八月戊午所載の童猛哥帖木兒・權豆に下した明國宣德帝の勅諭には、「さきごろ楊木荅兀

と同時に漫散出去せし軍官は、すべしに陸續招
 還せられて業に復せりしとあり、曰李朝世宗
 實錄正卷六二、十五年十一月乙巳所收、欽差
 遼東都指揮裴俊の手本の該に「勅を奉じたる
 に、軍官一百六十員名を將領し韓木河等處に
 往きて楊木荅兀下の漫散人口を招取せよ」とし
 と記される。また曰大明宣宗實錄正卷一五、
 宣德元年三月丁酉には「毛憐衛指揮僉事兀罕
 出等八人、逃叛楊滿皮を招諭して京に至るし
 とあり、曰李朝世宗實錄正卷八四、二十一年

三月壬子に、並本國收留逃叛楊木荅元下人口
 しと見える。勿論、中には、聖旨内楊木荅元
 所擄唐人、令刷送し、曰李朝世宗實錄四十四
 年十月壬辰、或は、仍て聖旨を下して曰く、
 楊木荅元所擄人口は三歳の小兒と雖も遺すな
 く刷來せよし、曰李朝世宗實錄四十五年閏八
 月壬申の如く、聖旨と稱されるものに、所
 擄しの文字も見出し得るが、もとより朝鮮側
 の主觀を濾過した摘要であり、勅諭の正確な
 謄寫に見える限りは、漫散官軍してあり、逃

叛してある。一漫散とは嘗て李朝の太宗年
 間にも問題となつた、中國邊防軍の逃亡軍士
 を指す言葉であつて、一逃叛しも亦本質的に
 二れと同義語である。一かして漫散へ逃亡
 たる概念の内包する實體は、一被擄逃來し
 ぬれば特に主體的自由の存否に於て、矛盾
 した個別的内容を持つ筈であるが、一漫散出
 去せし軍官はすでに陸續招還せられて業に復
 せりしとなす明國の主張の如く、二つの矛盾
 した概念は全く同一の實體を指して用いられ

ている。かくて朝鮮側の主張と明國側のそれ
 とは相互に矛盾せざるを得ないのであるが、
 前者の主張が事實とすれば、それが女真社會
 に於ける奴隸増加説に連繫せしめられるのは
 必然というべくも、後者の主張により深い真
 實が認められるとなれば、此の件に關する歴
 史的評價は、また違った展開を見せる筈であ
 る。少くとも逃亡軍士なるものは、此の場合
 あくまでも奴隸増加の因果とは本質的にかかわ
 りありを持たない。も—も海西女直社會との

関連で、逃亡軍士と奴隷増加との因果が此の
 場合にも説かれるのであれば、立論の基礎的
 工作として、開原を自らの自由意志によつて
 出發し、會寧に於て更に朝鮮に逃亡した漫散
 官軍の全行程に於て、彼等自身が奴隷に轉化
 せしめられた機會が存した點、及び掠奪者が
 被掠奪者と共に一括して、更に第三者の奴隷
 に轉化せしめられる事體を可能とした條件等
 が解明されねばならないであろう。かくの如
 く、相互に矛盾する明・鮮兩國の主張は、わ

れわれをしてそれれ異なつた歴史的評價へと導くのであるが、そのいづれをとるかの選擇は、當事者の主張を以て第三者の證言の優位に立たせる等の單純な操作によつて恣意的に決斷すべきものではなく、此の事件を生起せしめた諸般の歴史的條件を勘案して判斷するべきである。ここにまず永樂末年の開原に目を轉じて考察を進めたい。

第二節補注

① 池内宏「鮮初の東北境と女真との関係」
 日滿鮮地理歴史研究報告五、三三八―三
 四〇―三四四頁。

② 日大明英宗實錄正卷一〇三、正統八年夏
 四月庚戌の條。

第三節 開原事變の性格とその限界

永樂・宣德期に於ける奴隸急増が、建州左
 衛の東遷との關連に於て説明される場合、開
 原での千數百乃至數千に及ぶ人員の掠奪は、

既に自明の事實として考えられてゐる如くであるが、果してかかる事實が生起し得たのであろうか。これは此の事件の性格を考へる時、きわめて疑わしいと言わねばならない。

まず一方の當事者たる楊木蒼元なる人物及びその軍團の規模については、かつて和田清氏によつても解明されたところがあるが、其の後寓目し得たところによつて、次の如き史料を示すことが出来る。まず華夷譯語の女眞譯語中の肅慎館來文（羅福成本による）に次

の如き一文が見える。

女真野人楊木荅兀謹

奏奴婢都是毛憐衛人在邊境外看守地方報事殺
賊不曾有遠出力氣多年了可憐見奴婢小功討陞
百戶職專奏得

聖皇帝知道

文中「百戸」は「在邊境外」等の文字は、容易に永樂中期の奏文たることを暗示するが、楊木荅兀が此の期に頻發した北方民族の來寇を、所在の地理的有利さも利「ま」ば「ば」明

國に通報し、反對給付として與えられた經濟
 力と明國の權力とを背景に勢力を蓄積し、や
 がて百戸に登用されたものと推測される。こ
 こに注目すべきは楊木峯元が建州衛の所管た
 る毛憐衛の出身であり、しかも早くより衛の
 羈絆を脱した獨立者であつた點であるが、こ
 れによつて後年に於ける童猛哥帖木兒との結
 びつきが、やはり部族的結合の埒内に於てな
 された事が理解されるであらう。かくして明
 國と特殊な關係を維持しつつ成長した楊木峯

元のもの後の實勢力とその本貫の所在を示した史料は日遼東志の左の一文であるが、その卷三兵食の條に、

靖安堡、官軍三百五十一員名。楊木峇兀屯には兵を屯すべく、黃泥岡屯には伏を按すべし

と見える。靖安堡^①は明代の開原を圍繞する邊墩の一で、慶雲堡より松山堡に至る管内八堡中第七堡に當り、現在の開原東南二十料の尚陽堡がそれで、清代以降現名に改稱された^②。

屯堡に個人名が付されるのは通例には殆どない。靖安堡に楊木峇兀の名を冠する屯堡の存在する所以は、此處にこそ彼の本據が嘗て在り、事件發生後呼稱の便宜に従つて、今は傳わらぬ舊名と交代したと察せられる。^③日全遼志に「三萬衛掌印指揮一員管屯千戶各一員」と見える如く、各屯には各一名の千戶が配屬されていたが、これと日李朝實錄に頻出する楊の肩書「開原千戶」^④とを照合すれば、楊の千戶が女真社會内に於ける單なる身分を現

わすものではなく、一屯の長としての具體的
 内容を持った肩書である點が首肯されるであ
 ろう。一開原恒居女真楊木荅兀^⑤は楊の土着
 性を物語るものであるが、女真族を主體とす
 る屯堡の土着的な成員等は、血縁的結合の弱
 さを具體的の生活の場に於ける現實の職業的結
 合によつて克服しながら、明國の政治權力を
 背景とする屯長を中心に、一個の地方的軍團
 に成長する。永樂末に於ける中央の政治的支
 配力の弛緩は、かかる軍團に更に独自の成長

の機會を與えたのであるが、その成長は、個有の土着的性格を反映して、おのずから一定の限界を有しなければならぬ。如上の可遼東志口靖安堡の條には「官軍三百五十一員名」と記される。もとよりこれは明代中期以降の額數であつて、參考程度を出ないともいえるが、一か一ながら屯田の可耕區域も自然的條件で制約を受けるであらうし、従つて屯田の收容屯戸にも自ら限界が存した筈である。従つて此の額數は、同時に屯田の收容可能人

員をも示したものと考えられるから、楊集團の成長の限界も亦およそこの數に近似する筈である。曰遼東志曰卷七、藝文所收の武靖侯趙輔の征討建州諸表紀略には「永樂間、開原降虜楊木荅兀者、率數百騎、往奔之」と見える。數百騎とはまた莫然とした數ではあるが、一か一ながらこゝにまた軍團内の騎乗の壯丁が千には満たない數であつたことを示している。曰李朝實錄曰によるに、初期に於ける楊集團の人員は三百餘名・五百餘名ともりわれ五百

餘戸との説もあり、^⑥一定でない。池内宏氏は
 7後身頻りに推刷せられし被擄の數のみにマ
 も五百名に止まらざりしが如ければ、戸とい
 うが正しからむし^⑦と言つておられるが、假に
 五百戸の集團中一戸に平均二名の壯丁の存在
 を豫想して、兵士としての機能を有する軍團
 成員は千名となる。しかも此の集團は多數の
 開原被擄を包藏していたと論じられるのが通
 例であるが、今その説に従い、その人員約千
 數百以上をこれより減ずるとすれば、楊軍團

固有の成員數は更に僅少とならざるを得ない
 だろう。かくて明國・朝鮮兩國の史料に照ら
 すに、楊軍團の兵員はいかに過大に評價して
 も千を超え得ない數であつて、趙輔のいう數
 に漠然たる嫌疑が感じられるとすれば、日遼
 東志の額數を基準として三四百騎の數と見
 るのが、まず至當ではないかと考えられる。

一方の當事者たる開原側に目を轉ずるなら
 ば、その守備員數は日遼東志では「本城官
 軍五千五十七員名」と見える。これは靖安堡

屯軍の十數倍に當り、通常なれば攻撃は無暴に近いが、永樂帝の北征に此の地方の兵力五千が動員せられた爲に守備に空隙が生じ^⑧、従つてその土城突破は數百騎でも可能であつた。しかし乍ら必ずしも無防備ではなく、丁孫茂等の奮勇撃賊なからしめば、則ち開原城は其の屠る處となりしならん^⑨の文字は、中國官軍の抵抗により占領が行なわれなかつた事實と、戦鬪の短期終結とを極めて明瞭に表現する。さればかかる限られた時間内に、數百

騎を以てする掠奪には自ら限界が存するので
 あつて、ここに千數百乃至二三千に上る人員
 の掠奪を想定せんとする説は頗る疑問に満ち
 たものとなる。行為の成立は、可能性の問題
 として或は論じ得るとしても、一か一なが
 ら明側史料によるに、かかる事實の發生が嘗
 て論議の對象とされたことではないのであつて、
 明側の開原事變に對する評價は、又別の視點
 からなされる。爛柴口子行在所に於ける永樂
 帝の言葉「楊木荅元は聖旨を奉せず、擅に自

う般移せるは未だ便ならず^⑩し及び日大明實録
 乙所收仁宗洪熙帝の勅諭「千戸楊木蒼元に勅
 諭して曰く、爾等朝廷に歸順して久しく勞勩を
 效す。前に都指揮王雄の非理虐害により遂に
 疑懼を生じ、契家逃逸す^⑪」等に顯現される明
 國の見解では、開原事變の本質的性格は遼東
 守備官軍内の相剋を直接の原因として發生し
 た私的抗争として把握されており、従つて其
 の後の揚の行動も亦、私的憤懣に發する自己
 主張としてやや同情的に理解されているので

ある。かかる視点から見れば、揚の罪責は、私的
 抗争と無許可逃亡こそが本質として強調され
 るのであつて、掠奪は二次的罪責であつたと
 理解すべきであらう。成祖永樂帝は「爾等に
 いささかの罪過もなし。何の縁故ありて輒ち
 逃去せしや知らずし⁽¹²⁾と親しく揚に呼びかける。
 和田清氏も背叛の原因は大して重大なことで
 はなかつたとされる。開原事變で多少の人員
 が家畜・財物と共に奪われたことは事實に近
 いとしても、ここに千數百以上の人員の掠奪

が行われ得た蓋然性は極めて乏しいか或は全くない、といわねばならない。

また千數百の開原被虜は、通常一擧に輸送せられたと考えられているが、明國の主張中には見える輸送の状況は、女隸輸送の描寫としては甚だふさわしからぬものである。開原から會寧までおよそ一千料であり、一月以上の行程中必死の抵抗と逃亡をこころみる漢人女隸の輸送には、數の上でもこれに匹敵し得る屈強の監視人による拘束と彈壓が必須の要件

であつて、その作業の至難さは後年二名の女
 婢の護送中殺害された李豆里親子の例によつ
 ても充分想像し得る⁽¹³⁾。従つて開原被擄が被
 擄したる爲には、掠奪主犯として指摘せられ
 る楊木荅元の例にても、然るべき人數による
 武力脅迫がなされたものと考えられるが、永
 樂帝の勅諭には「楊木荅元（中略）近頃又挈
 家逃竄す。且又言を用いて良善を哄嚇し、朝
 廷に歸順せる好人を將て一槩に迫脅して前去
 せり」と見える⁽¹⁴⁾。脅迫手段が劔でなく言葉で

ある點に注意して欲しい。自由人から奴隸への身分的轉化は、掠奪後身分不拘束のまま一言を用つて強制し得ぬものであつて、ここには所謂良善等の強要せられたのは、もとより身分的下降ではなく、單なる同行であつたと考へねばならない。かくの如く何等の身體的拘束を受けぬ同行者を、奴婢即ち開原被擄とは稱し難いのであつて、彼等は必ずず自由意志による追従者の集團すなわち漫散官軍でなければならぬ。奴隸輸送の事實も明例の史

料に照らすとき、その蓋然性を失うのである。

第三節補注

- ① 稻葉岩吉「明代遼東の邊牆」曰滿洲歴史地理Ⅱ第ニ卷、五一―三五頁。
- ② 曰大清一統志Ⅱ卷三九、奉天府二、城堡の條に「尚陽堡、在開原縣東四十里、周三里、舊名靖安堡」とある。
- ③ 曰全遼志Ⅱ卷三、職官の條。
- ④ 曰李朝世宗實錄Ⅱ五年八月辛亥、同七年

六月庚申、同八年正月丙申朔、參照。

⑤ 曰李朝世宗實錄の五年四月乙亥。

⑥ 曰李朝世宗實錄の五年四月乙亥には「婦

人小兒共三百餘名」とあり、五年六月丙子

には「管下五百餘戸」とあり、五年八月辛

亥には、家小軍丁男婦共五百餘名」とある。

⑦ 池内宏「鮮初の東北境と女真との關係」

日滿鮮地理歴史研究報告の第五冊、三二四頁

⑧ 和田清「明初の蒙古経略」日滿鮮地理歴史

史研究報告の第十三冊、二〇三頁。

⑨ 曰大明宣宗實錄卷一三、宣德元年正月癸亥。

⑩ 曰李朝世宗實錄卷二三、六年正月乙酉、和田清丁明初の滿洲經略ニ下曰東亞史研究ニ滿洲篇、四三四頁。

⑪ 曰大明仁宗實錄卷七上、洪熙元年二月辛丑朔、和田清、前掲書、四三九頁。

⑫ 曰李朝世宗實錄卷二四、六年六月癸亥。
⑬ 園田一龜曰明代建州女直史研究上、二

七九頁。

⑭

日李朝世宗實錄正卷二三、六年正月甲午。

第四節 開原被虜と建州左衛

女真社會に於ける此の特殊な「開原被虜」の増加を、楊木峇兀との關連では説明し難くなる時、次に當然楊の同伴者たる建州左衛の首長童猛哥帖木兒の行動が嫌疑の對象となるのであるが、かかる嫌疑から出發した童猛哥帖木兒と奴隸増加の相關説も亦、確たる根

據に基くとは信じられない。此の場合童・楊
 兩者の關係は、「猛哥帖木兒の遷居と楊木蒼
 兀の叛出とは全く事情を異にすれども、時期
 の同じき房州・開原二地の相距る遠からざる
 を以つて推せば、前者の遷徙は後者の「逃逸に
 機會を與えしものしとなす池内宏氏の所論に
 盡きるといふべきであつて、童自身は開原事
 變とは全く無關係である。ただその否定的側
 として、開原城外五里の地しに於て童猛哥帖
 木兒に擄掠せられたとなす徐士英の發言（「

李朝世宗實錄正卷三六、九年四月甲戌()が童
 掠奪説の有力な裏付として指摘されているの
 であるが、此の趣旨の發言は開原被擄千數百
 例中唯一例にのみ現われ、他は殆ど全員がそ
 の出自について記載を缺ぐか、もしくは記さ
 れる場合には楊木荅元との關連に於て論じら
 れている點が、此の史料の信憑性を著るべく
 減殺してゐるのである。一方明實錄所載の宣
 德八年二月戊戌の來朝に於て、童猛哥帖木兒
 は右都督という、女真人としては最高の榮譽

に包まれるのであるが、かかる賜位も單なる
 羈摩政策の一環というよりはむしろ、前後三
 回總計五百六十六名の「開原被擄」護送に於
 て示した協力に對する行賞と解した方が自然
 である。童の死も亦明國への協力行爲を直接
 の原因とする、楊木荅元一派との相剋の中に
 起きたことであるが、その死に到るまでの行
 動に一貫して認められるのは、少數部族の首
 長としての細心なまでの事大主義である。朝
 貢貿易に於ける經濟的連繫を軸とした、宗主

國と事大主義者の關係ニそが明・建州左衛兩者の關係を規定する本質であつて、かかる意味で先の徐士英の發言は、むしろ捨象さるべき性質の非本質的例外であると考えられる。

「猛哥帖木兒は中國人を擄りて以て居り」(李朝世宗實錄)は卷五七、十四年九月壬申)「楊木荅兀・猛哥帖木兒は正に中國の叛賊也」(李朝世宗實錄)は卷六〇、十五年六月庚戌)「楊木荅兀と黨を結んで遼東所轄開原等處住居軍丁を擄掠し、奴と爲りて使喚

すへヨ李朝世宗實錄四卷八〇、二十年正月丙午、上等に現わゆる朝鮮側發言も、童掠奪說裏付の豫備として取扱われるのであるが、かかる發言のなされたそれの時点に於ける政治的背景に着目するならば、すべて作為に基く政治的自己主張たることが理解されるであらう。

逃亡奴隸増加の他の一因として、明國逃亡單士の奴隸への身分的轉化が童猛哥帖木兒との關連で説かれる場合がある。かかる發想は、

海西女直に於ける奴隸使役の現實から歸納され、
此を一側面を、普遍的事實として建州左衛社
會にもあてはめることによつて可能となるが、
その狀況證據は必ずしも充分とは信じられ
ない。開原攻撃参加の、特に武器を所有した
組織的集團たる亡命者等が、掠奪した開原人
と共に自らも亦奴隸へと身分的轉化を餘儀な
くされる如き特異な社會的變革發生の爲には、
巨大な政治力を備えた權威の存在が他に豫想
さるべきであるが、かかる權威も、また權威

との抵抗も史料に見出し得ないのである。かかる權威として童猛哥帖木兒を擬することはやさしいが、所誼彼は同伴者であつて楊木蒼元は皇帝に背きて此に到る。予も赤心寧からず。へ楊が来りなば則ち予が當に開説すべしへ曰李朝世宗實錄五卷二三、六年二月辛未しとの童の言葉は、あきらかに童・楊兩者の關係の對等を意味する。楊木蒼元の率いる亡命者等の動向は、大正七年の池内宏氏の論文^①に於て最も詳細であるが、童・楊兩者の

關係の基本的方向は分離背向であり、常家・英哥地方を轉々とする過程で、時に朝鮮の糧料の詐取を目的として童の名を利用する如き關連の仕方は生じても、何等身分的從屬關係は成立してゐない點が解明されており、海西女直との連想に於て説かれる亡命者奴隸轉化説は、此の場合事實に遠いと判斷される。

ただ可李朝世宗實錄四卷三三、八年七月癸卯に「童猛哥帖木兒の弟凡察・於沙哈・權豆等が（楊木荅兀所擄人等を）分執して奴と爲

して使喚し、或は元狄哈に轉賣す云云となる
 一節があり、建州左衛と開原被擄との關係を
 論ずる際の重要なよりどころとされるのであ
 るが、此の場合、所有關係の變更によつては、
 奴婢の絶對數に重大な變化を齎らし得ないも
 のであり、且第一次所有主たる楊木荅兀に多
 數の奴隸を保有しないのであるから、いづれ
 にせよ逃亡奴隸増加の因果とは特に考慮を拂
 うべき關係を有しない。また後論する如く、
 購入、賜與等の合法的手段によつて獲得した

奴婢は建州左衛内にも存在したものであるが、それらは供給源並に數に於て、ここに問題とする。開原被擄しの特殊な増加の仕方とは無縁である。

如上の如く童猛哥帖木兒の行動と千數百名の逃來奴隸の發生とは、何等本質的相關係を見出すことは出来なかつた。畢竟て奴隸の増加の本源はむしろ楊木荅兀の側にあり乍ら彼にも亦決定的事實を認め難いとすれば、もはや何人も開原被擄を掠奪した者は存在せず、

誰もこれを輸送し、奴隷に轉化させた人物は存在しないと言われねばならない。

第四節補注

① 池内宏「鮮初の東北境と女真との關係」

日滿鮮地理歴史研究報告第五冊、三二六

頁、日滿鮮史研究近世篇、一六八―二〇〇頁。

第五節 買得奴婢と開原被擄

さて宣德期の建州左衛周邊に於ける奴隷増

加説が、朝鮮逃來者の増加によつて歸納せら
 れることの當否について、主として中國側史
 料によつて論じたが、もとよりこれのみでは
 不充分で、われわれは更にこの事を女真社會
 内に於ける開原奴婢増加の事實有無によつて、
 具體的に各族に照らして考察を進めねばなら
 ない。まず楊木峇兀集團内に於ける開原被
 擄の存否について既に論じたし、後論す
 る如く楊を中核とした集團の解體を説くこと
 に於ておのずから否定されるのであるが、唯

此の場合に注意すべきは、解體は直ちに逃來を意味しないことである。楊集團の解體は宣徳二年へ世宗九年へにすでに表面化するが、此の期に到るまでの解送者總數は全解送者の三分の一の四百名に過ぎない。殘餘の楊集團成員等は未統屬状態のまま各地に放置されたと推定される。楊木荅元をも含めて解體進捗期に於ける集團成員等の殘存形態については確たる史料が少ないが、⁷皆言う楊木荅元は定居なく山谷に潛隱し、遷徙常ならずとあ

るのがその一證で、生活は非定住化しつつあ
 ったと推定される。非定住的生活は同時に生
 産力低下の結果をまねくのであつて、朝鮮逃
 來者の増加はやはり生産との關係で理解すべ
 きであらう。此の集團内には、開原に於て掠
 奪した若干の中國籍奴隸すなわち眞性ともい
 うべき開原被虜を包含してゐたと推測される
 のであるが、かかる經濟的窮乏化を背景とし
 て、解體初期に於て彼等は有償乃至無償で周
 邊の女眞族に賣却されたのであつた。既述し

た如く幹采里・兀狄哈部族がその賣却先であ
 ったとされるが、なお「楊木荅兀に擄せられ、
 訓春住居吾郎哈豆尚介家に轉鬻せられ奴と為
 して使喚さる」(日李朝世宗實錄 正卷九〇、
 二十二年九月己巳)と明言した孫良の證言は
 兀良哈族への賣却を確證し、日李朝世宗實錄
 正卷一一三、二十八年八月辛丑の一節では骨
 着兀狄哈との關連も推測される。後年に於け
 る漢人奴婢の價格については、一人の値が牛
 馬十四匹に上る場合もあり得た點が、旗田魏氏

によつて指插されてゐるが、^①この頃でも正
 布二十匹・綿布四匹・鹽二石レ（レ日李朝世宗
 實錄レ卷一一三、二十八年八月辛丑）と稱さ
 れ、或は經書・史文にも通じた成年男子がレ
 綿布三十匹レ（レ日李朝世宗實錄レ卷九三、二
 十三年八月丙戌）であり、かくの如く高價な
 奴婢の賣却は、解體を伴う窮乏化にある楊
 集團の一時的救荒財源とはなり得た筈であつ
 た。

需給關係を成立させる一方の條件は購入者

の側にも存しなければならぬ。たとえば童
 猛哥帖木兒の「吾等が曾て餘下に居りし時、
 艱難なれば、管下人の牛馬衣服をもつて買ひ
 し人物」(曰李朝世宗實錄匹卷三二、八年六
 月丁丑)、千戸伐乙愁の「曾つて餘下に居り
 巨陽城(開原)に往來せし日、唐人也叱大を
 交易し今に至るまで使喚せしが、今乃ち逃亡
 せり」(曰李朝世宗實錄匹卷五二、十三年五
 月丙戌)、續いて叱大の「もと巨陽城に居
 る。父母は皆歿す。叔父叱大をともなりて伐

乙愁に賣與し奴と爲せりし（同前）、また終
 木哈の「今此の逃來者は（徐）慶守に非ず。
 乃ちわが小徐なり、われ遼東に於て買ひ、奴
 として使喚し已に年をへたるに、わが傳世の
 指揮の誥命及び雜物を偷みて逃ぐ。われは追
 尋してここに到りし（曰李朝世宗實錄四卷
 七一、十八年三月壬辰）等の言葉は、建州左
 衛及びその周邊諸部族に於いて、奴隸購入が
 めらざりも普遍的とはいえないとしても、社
 會の一部の階層においては、強い現實的要求

に迫られた行為であつたことを表現する。

かかる買得奴隷はおもに農耕生産に使役せられたと推定されてゐるから、ここに開原被擄導入による奴隷制生産の展開の爲の有力な土壌は存したといえるが、——かゝ建州左衛社會の當時の實情を顧みる時、果して開原被擄を主體とする奴隷制生産はおこられたであらうか。ここに二つの場合から考察して見よう。

その第一は、さきにあげた數例中の一部で、

牛馬
衣服

買得奴婢が、開原被擄しとの對比で語られて
 いる點にツいてである。即ち先の童猛哥帖木
 兒の言は、牛馬衣服を以て買ひし人物が慶
 源・鏡城の境に遁入せしに、則ちへ朝鮮は
 楊木荅兀管下人の例を以て論じ、専らへ我等
 には送還せずしと續き、佻乙愁の言も更に
 唐人也叱大を交易し今に至るまで使喚せし
 が、今乃ち逃亡せり、も楊木荅兀被擄人の
 例を以て出送されなば、則ち實に痛悶たりし
 と續く。ここに於てわれわれは、買得奴婢と

開原被擄とが、女真人當事者等によつて意識的に區別されていたのちと理解しなければならぬであらう。此の兩者の相違を辨證したのは、特に建州左衛の凡察である。切李朝世宗實錄四卷六五、十六年八月己未の條所收の女真語來文中の凡察の言に、

楊木荅兀が擄掠せし中國人民は、前年（中國使臣）裴俊が押率して本に還れり。いま吾等が貿易へして得し使喚せし人民が（朝鮮）邊土に逃歸せしに、邊土衙門の官吏は

たがちに分辨せず、皆以て楊木荅元所擄の
 人民となり上國に送り。深く以て悶となす。
 とある。これは朝鮮逃來者集團が開原被擄の
 みによる單純な構成をもつものではなく、之
 に誘發されて便乘し逃亡した買得奴婢をも包
 含した事實を示す重要史料であるが、前者は
 ともかく、後者は特に高價な財産の消失を意
 味するが故に、朝鮮側にも兩者の相違を深く
 説明し認識させた上で、女眞側に速に返還さ
 るべきであつた。しかし二の際凡察の主張す

る権利が、逃亡者が奴婢であるという單純な理由によらず、實に買得という法治國家に於て社會的に公認された合法性に立脚してゐる點に注意して欲しい。もとよりこの合法的權利は、實に汝等が貿易の人ならば、奏聞して還受せば可也し（曰李朝世宗實錄卅卷六五、十六年八月己未）或は「今より逃來せる唐人にして、實に凡察の買ひし者ならば、受くるなくして送還せよし」（曰李朝世宗實錄卅卷六五、十六年八月癸亥）とある如く朝鮮側も公

認するところであり、特に「今野人すなわち
 券を持ち来り邊將に示して曰く、某はもとわ
 が買ひし奴なり、久しくわれにて役す。今何
 ぞこれを奪ひて中國に送りしかし（曰李朝世
 宗實錄四卷七六、十九年二月庚寅）の如く、
 法的根據として契約文書の呈示されるに及ん
 で絶對的に確立される權利である。——か
 二の權利の合法性並に要求の道義的正當性は、
 朝鮮側の「若し汝等が交易せし人ならば」と
 の反問に對して、「つもし交易の人に非ざれば、

何ぞ仰達を煩わさんやレ（曰李朝世宗實錄四
 卷六五、十六年八月癸亥）といつた凡察使人
 の強い反撥に於て最も積極的に表現されてい
 る如く、非公認・非合法的奴婢たる開原被擄
 の所有の否定に於て、又これとの否定的對比
 に於て、最も強く主張されてゐるのである。
 かくの如く開原被擄の逃亡は、買得奴婢逃亡
 の契機となりつつも、開原被擄自らの逃亡に
 ついては女真側によつて何等権利の主張もな
 されてゐないのであり、且又これを否定的媒

介として買得奴婢の合法性が強調され確立さ
 れるに於ては、開原被擄の身分的拘束を建州
 左衛に於て認めんとすることは、現實の正確
 を把握とは稱し難いと思われり。凡察の言葉、
 聖旨内の楊木荅兀所擄唐人は、令して刷送
 せしめらる。朝鮮は吾等が交易し使喚せし
 奴婢及妾となせし人等の逃げて慶源・鏡城
 界に至れる者を、悉く中國に還せり。これ
 によつて吾輩に使喚の人なり。故に已むを
 得ず將に慶源・鏡城・甲山・閔延の人を擄

して奴と爲して使喚せん（曰李朝世宗實錄
 四卷五八、十四年十月壬辰）
 は開原被擄・買得奴婢等の供給源の如何を問
 わず、建州左衛に於ける奴婢の缺乏を意味す
 るものであるが、かかる缺乏は財産の消失感
 によつてのみ訴えられるのではなく、
 農忙時月に奪われ、轉解せらる。深く以て悶
 となすし（曰李朝世宗實錄四卷九二、二十三
 年正月丙午）の如く、生産面に根ざす極めて
 現實的な欲求を背景とするだけに、一層眞實

性を帯びると考えられ、此の面からも開原被
 擄の不在が推察されるのである。
 建州左衛の周邊部族、たとえは兀良哈等に
 於ける開原被擄の殘存形態にフリては、徴す
 べき史料に乏しいが、我輩にもと奴婢存し。
 得て役使せる人が貴國に投せしに貴國は還さ
 ず。我輩は二心を恨むし、(日李朝世宗實錄四
 卷七八、十九年九月戊戌)と見える都乙温の
 言葉によれば、逃亡による奴婢の缺乏は兀良
 哈族にも波及していたのであり、その権利の

主張は社會的に公認された合法性にのみ立脚しており、およそ非合法性奴婢の存在を推測せしめる外的徵證も認められないので、所謂「開原被擄」は存在しないを推察される。

第五節補注

① 旗田魏「建州三衛の戸口に就いて」句池

内博士還曆記念東洋史論叢 一九四〇年。

第六節 楊里人

その第二は、嘗て旗田魏氏によつても紹介された魯山君日記中の李思哲による女真人戸籍調査中に現われる五件の楊里人についてである。これによつて女真社会に於ける開原被擄の身分關係を考察してみよう。

(1) 楊里人童候候里等の聚落 魯山君日記に、
 (會亭鎮) 西指十三里江内住、幹采里中樞、
 童所老加茂、族類強盛、酋長、一等(中略)、
 楊里人童候候里、四等、子三下、次子三波、

四等、楊里人李多非、四等、子佐吾下、次
 子佐化老、已上四等。右楊里人、十戸并十
 五家内、壯丁三十餘名、已上並吾音會人所
 老加茂・馬仇音波等管下。
 とある如く、幹采里の童所老加茂へ凡察弟於
 虛里の子、部落に、楊里人と稱される人物に
 よつて構成される小聚落十戸が存在し、その
 うち童候候里等二戸の人的構成が調査されて
 りる。楊里人といふのは、永樂二十年楊木荅
 兀の擄掠し來つた遼東の土民五百戸の中、未

だ刷還されず女真社會に殘留してゐる者に對
 する呼稱とされるが、彼等は概ね四等と順位
 づけられる如く、社會的地位は低かつた。こ
 れは後から部落に編入された新參を反映する
 のであらうが、その身分が奴隸的であつたと
 するのは、著るしく實情にそむぬものによ
 うに考えられる。たとえば正しく此の場合の楊
 里人等が、斡朵里族に隸屬するものでなく寄
 住することを示す史料は、日李朝世宗實錄に
 卷一〇九、二十七年九月己亥の次の一條であ

るが、そに現れゆる童所老加茂に下した正
 統帝の勅諭には、つ近ごろ聞くなり、往年
 楊木蒼元の帶去ヤ一遼東土民十家は、現在爾
 等が處に寄住せり。今已に心を革め、作に向
 け、またへ中國にへ回還せんと欲し、爾等も
 亦各各送來せんと欲すとしと見える如く、こ
 の寄住者等はみずからの歸屬に關して、自ら
 選擇する自由を族長等によつて認められてい
 たのである。かかる選擇權並に居住の自由は、
 於虛里へ所老加茂の父へと浪甫乙着との間で

楊里人童候候里等の歸屬をめぐつて争つた折、
 一吾同古の例に依り、その自便にまかして任
 意居住せしむし（曰李朝世宗實錄四卷九五、
 二十四年二月丙申）とある如く、服屬未定の
 時期に於て吾同古の例に準じて確認されたも
 のであり、その吾同古が所老加茂・高早化と
 並ぶ女眞の有力者であり、朝鮮の侍衛として
 登用された身分を勘案すれば（曰李朝世宗實
 錄四卷九二、二十三年正月丙辰）、社會的地
 位の低劣さに拘わらず、彼はあくまで自由民

である點は疑う要はあるまい。ただ此の際に
 楊里人が幹象里族の管理を受けながら、しか
 も自由な部族成員である實體が、更に歴史的
 に解明されねばならないが、これは清初滿洲
 族の社會構成との關連で考察さるべき問題を
 含んでおり、ここで管見を述べる事は差控え
 たい。

(2) 楊里人 劉弄可の聚落 魯山君日記に、

會寧鎮（中略）西指二百七里、伐引任兀良

哈（中略）都萬戶裴麻羅可、族類強盛、尙

長、誠心歸順、一等、壻吾未乃、次壻楊里
 人劉弄可、已上四等。
 とある。この楊里人劉弄可は、明白に兀良哈
 の裴麻羅下の支配下に吸収されてゐるが、此
 の場合に兩者間に隸屬關係は存しないと考へ
 られる。明末に於ける婚姻關係では、當事者
 双方の社會的地位の不均衡にもかかわらず成
 立した特殊な例も存するが、此の當時の通常
 の場合の婚姻は、同等勢力者間に成立するの
 が一般であつた。従つて劉弄可は、楊里人中

でも酋長に匹敵し得る有力な社会的地位を持つた者と考えるのが妥当であつて、甚くとも奴隸身分の者ではない。楊集團の一成員であつた劉弄可は、楊集團の解體没落過程中の一時期に於て、優位な身分の故に幹采里一族の家族的構成に編入され、自らの獨立性は確保しながら、族長勢力の擴大強化に寄與したものと考えらる。

(3) 楊里人所衆介の聚落 魯日山君日記に、

鍾城鎮江内行城底住、兀良哈萬戸毛下呂三

等。子所應巨・松古老、已上四等。女婿副

司正羅所、楊里人所衆介四等。從弟者邑同

介四等。子二名不知、弟汝虛乃四等。右里

五家内、壯丁九名。

とある。こゝを家族毎に表示すると上の如く

になる。者邑同介の子二名は名

が不明であるが、壯丁でない場

合は「迷弱」と記されるから、

この二名は壯丁であったと推定

される。この丁名不知しをも入

(1) 毛下呂 所應巨

松古老

(2) 羅 所

(3) 所衆介

(4) 者邑同介



(5) 汝虛乃

迷弱。右里楊里人並十五家内、壯丁二十六

名。

とあり、

(5) 楊里人 也尚介の聚落 魯山君日記に、

鍾城鎮（中略）西指二十里江外愁州住元良

哈都萬戸柳尚同介、族類強盛、酋長一等（

中略）楊里人司直也尚介四等、子所衆可四

等、次子二名不知（以下略）。

とある。ここに見える楊里人於産茂・也尚介

等は、いずれも司直の職が與えられてゐる。

朝鮮の贈與に係る此の種の職は、原則として
 來朝者でなければ與えられない。此の中於虛
 茂は日李朝世宗實錄四卷二三、六年正月戊戌
 の條に見え、この時はじめて來朝した於墟茂
 と同一人と見られ、世宗九年正月癸卯、世宗
 十年十二月丁酉等に來朝した際、司直へ正五
 品に補任されたのであろう。世祖元年十二
 月戊申までには護軍（正四品）に昇任させら
 れた。也尙介は世宗二十三年十二月癸丑に
 吾良哈指揮也尙介等、隨班獻土物しと記され

るから、此の折現職を贈られたものであろう。
 於盧茂・也尚介等は勢力ある族長とともに來
 朝してゐるが、女眞族の壯丁と奴婢との身分
 的區別を最もよく熟知してゐた朝鮮政府が、
 地位を混同して奴婢に正五品乃至正四品の職
 を授けたと考へるのは不自然であつて、彼等
 は女眞族中でも社會的に認められた壯丁に外
 ならなかつたと考へるのが妥當である。

本來此の李思哲の調査に於ては、婦女子並
 に奴婢はすべて調査對象から除外されたと考

えられるから、壯丁であることは自明である
 とは言い得るであらうが、しかし如上の如き
 逐一確認の過程に於て、楊里人の壯丁として
 の社會的身分は、各女真部落への編入後に於
 ける階級的變革によつて上昇し得たものでな
 く、實に編入以前に既に法的に確定されてい
 た點が明らかとなつた。此の點は楊里人の身
 分の考察に當つて特に重要であつて、従つて
 楊里人とは、所屬關係の變更された集團の成
 員に過ぎないと言へるであらう。然してこの

身分は、「開原被擄」の一部に付與されたものではなく、「楊里人」として總括的把握が可能であつた如く、あらゆる「開原被擄」の持つ普遍的屬性であつた。實に「開原被擄」は、その出現の當初より解送期を通じて、また楊里人として殘存した期間に於ても、嘗て奴隷たる身分に沈淪した經驗を有しないのである。「開原被擄」と呼稱されねばならなかつた理由は、如何なる事情によるのであろうか。

第七節 楊木峯元集團の解體

これは永樂二十一（世宗五）年頃咸吉道地
 方をおおつていた窮乏との關連で説明さるべ
 きである。本來窮乏は部族移動に付隨して發
 生するところの不可避的現象といえようが、
 それを一層助長したのは咸吉・江原道、近
 年尖農、驛路凋弊し（曰李朝世宗實錄）卷二
 一、五年九月壬寅）といわれる到着地周邊に
 於ける自然發生的飢饉であつた。かかる危機
 の中に到着した新移住者等は「童猛哥帖木兒

・楊木荅元揮下の人か、或は三四十或は五六
 十と相繼いで来る。國家有限の米布を以て、
 安そ人ごとに之を給するを得んやし、曰李朝
 世宗實錄五卷ニニ、五年十二月戊午しと見え
 る如く、食糧の不足をひたすら朝鮮の給食に
 よつて充足されようとする。此の時期に於け
 る女真人朝鮮投來者の急増はその反映である
 が、彼等の多くは王系に入り、その後改めて
 他道に分配され、或は侍衛として系師に殘留
 せしめられるものもあつた。投來者の多くは、

嘗て論じた如く部族成員中の下級者であつた
 から、各部族はかかる下級成員の析出・淘汰
 によつて、多少の差はあれ人員が減少しつゝ
 あつたと推定される。中でも人員減少が最も
 過度に進行しつゝあつたのは楊木蒼元の集團
 であつて、これによつて彼等は自身の解體に
 導かれたのであつた。

ここに楊木蒼元の集團に目を向けるならば、
 彼等は次の點に於て、尠くとも他部族とは特
 殊であつた。まず楊集團の成員は、開原尚陽

堡を中心とした屯田兵であるが、彼等の出自を更に溯れば、毛憐舊民を中核とし、これに女真各地から開原に集中した者を加えた流民であつたと推定される。従つてこの種の地縁的集團は、共同體的紐帶の強さに於て、他の傳統的女真諸部族に劣るものであつて、かかる事情を反映して、内的結合原理と結合力は他部族より劣弱であり、これが集團の崩壞の進行を阻止し得なかつた要因の一と考へてよいであらう。しかも彼等は會寧到着の時期に

於て、掠奪逃亡軍士なるが故に、他の女眞諸
 部族から區別されて、入國を含む政治的保護
 を朝鮮國によつて拒否されていた（曰李朝世
 宗實錄四卷二〇、五年四月乙亥）。そしてこ
 の集團は常家・英哥地方を轉々とし、やがて
 下山險地面に隱遁しし（曰李朝世宗實錄四卷
 二四、六年六月丁卯）、一定居なく山谷に潛
 隱し、遷徙常ならずし（曰李朝世宗實錄四卷
 二七、七年三月甲戌）と傳えられるが、かか
 る集團の非定居性は、生産性の向上を阻害す

るものと考えられるから、楊集團の窮乏は他
部族のそれにまゝな決定的であつたと推察さ
れる。

永樂二十一年に於ける楊集團の勢力が約五
百戸と推定される點は先に述べた。かかるに

宣徳二年（世宗九）には、丁使曹判書許稠が
啓して曰く（中略）臣近ごろ聞く、楊木荅兀

は部民を失ひ、丁に獨夫となる。かえつて本

國（朝鮮）を以て逋亡を納むると為すしへ丁

李朝世宗實錄丁卷三七、九年九月己酉とあ

を以て我に依附せんのみ。	勢は孤にして力薄く、群虜の侮る所となる	弱なり。其の來朝は誠心からならず。ただ	皆曰く、今や楊木荅兀は族屬衰微一部落單	議に、	卷九四、二十三年十月丙寅に見える各大臣の	したのである。此の事實は曰李朝世宗實錄四	族も、わずが四年にして彼のもとから姿を消	奪と輸送に共同して働りたはずの僚友も部	るのを見れば、連れ來つた奴隷はとも角、掠
--------------	---------------------	---------------------	---------------------	-----	----------------------	----------------------	----------------------	---------------------	----------------------

あ
て
に
し
て
?

との一文によつても傍證し得るのであつて、戸口の程は記されぬけれども、楊集團の残存勢力は、せいせい十數戸、或は更に僅少な血縁的構成を持つ聚落に過ぎなかつたものと推定される。

かくの如き成員の減少は、楊木荅元集團の解體を意味するのであるが、ここになおわれれ
 れれが見逃してならぬことは、解體の過程
 に於て、集團の成員等が朝鮮に逃亡したとい
 う事實である。これは「楊木荅元は部民を失

いて已に獨夫となる。かえつて朝鮮を以て通
 亡を納むると爲し、怨を含むこと莫甚なりし
 によつて立證し得る。ここに所謂「部民」の
 語は、奴隸として從屬する者ではなく、自由
 民としての管下即ち所謂「ユセソ」^①を指すので
 あり、「獨夫」と爲るしは、楊の許に集中した
 成員等が漸次その支配下にある家内奴隸をも
 含めて解體逃亡しつゝある過程をほつきりと
 示しており、「朝鮮に怨を含むしは、成員等
 の逃亡先をこゝにまた明瞭に指示するものであ

る。ここに於て我々は、千餘の朝鮮逃來者の實體を確實に把握し得たと思ふ。彼等は被擄奴隸ではなく、嘗て楊木荅元と共に開原事變文の一翼を擔つた逃亡軍士に外ならぬ。かくて逃來者を被擄者とみなす朝鮮國の主張は、事實の的確な描寫とは認め難いと判断するものであるが、すべての混亂の發源となつたかかゝる誤認は、もとより朝鮮當局者の曲筆ではないのであつて、實に逃來者等が自らの身分に於いて虚偽の申立を行ふことによつ

て惹起されたと推定される。

彼等には修證を餘儀なくさせる充分の動機があつた。窮乏化の深まる過程の初期に於て、楊集團の成員等は先ず童猛哥帖木兒の管下の使人と詐稱し、來つて糧料を請うた事實がある。何可李朝世宗實錄五卷三一、八年正月丙申朔。楊集團の成員は、掠奪逃亡軍士なるが故に朝鮮國の給糧も受けられなかつたから、かかる詐欺行為の發生はむしろ自然であるが、これはまた一面彼等の窮乏が他力的救済に頼

るほか、もはや解決に導かれ難かつたことを
 も表現する。『守令が察せずして之に給すも
 ののあるを恐る。若し此の如き者あらば推劾
 以聞せよ』へ『李朝世宗實録』卷三一、八年
 正月丙申朔は辨別と排除の峻嚴さを物語る
 ものであるが、特に注意を喚起したりのは、
 『大明宣宗實録』卷一〇二、宣德八年五月辛
 巳の次の一節である。『朝鮮國王李禔奏す。
 叛虜楊木荅兀は其の邊境を寇掠すと。
 上は禔に勅す、兵備を嚴にし、至れば則ち之

を殺せしと見えるが、成員たる身分を露呈し
 かつ國境に接近すれば即ち死を意味すること
 もあつた。かかる状況下に於いて、内なる窮
 乏に迫られた成員等にとつて、生への進路は、
 身分の徹底的陰蔽による朝鮮入國以外にはな
 い。かくて彼等は、つぎに通常の女真白人
 と詐稱して朝鮮國に入り、侍衛に就職して救
 濟を得るといふ方法をとるに到つた。たとえ
 ば劉時所應哈・睦加乙獻・李於乙虛取等は、
 川づれもこの様な系路によつて、一初來野人

向化と假稱し、濫りに官職を受けし（曰李朝
 世宗實錄四卷三三、八年八月丁卯）たのであ
 つて、先の童名詐稱を第一の偽證とすれば、
 これは第二の偽證と言えらるであらう。然るに
 開原被擄の持つ法的身分の持つ意義が深く認
 識されるに及んで、偽證は第三の段階に入つ
 たと推定される。すなわち右の劉時所應哈の
 向化は世宗五年十一月丁未のことであるが、
 これより同八年間に至る三年間には、最初の者
 を含めてすでに七・八例の解送が實現してい

る。この初期の逃來者群中には眞の被掠奪者
 少數名が存在し、彼等の最初の告訴が後年一
 被擄逃來唐人の名を生むに至つたものと推
 定される。奴婢の逃亡は、朝鮮の法律にても
 もとより容認すべからざる行為で、本來本主
 に還給すべき定めであり、この規定によるな
 らば、逃亡奴婢の明國への解送は逃亡幫助を
 意味するもので、その強行には國內法とのジ
 レンマが意識されざるを得ないのであるが、
 ここに逃來者の、(1)掠奪されたる、(2)唐人な

る身分が、國內法に優先して、一事實大之誠し
 と一正義しの顯現の爲に、朝鮮國政府より一
 解送を決斷せしめる根據となつたのであつた
 (一) 李朝世宗實錄 卮爲三二、八年六月丁丑。
 されば以上二個の身分的條件を充足する者ニ
 ぞ、遼東への解送が約束された者ではあるが、
 しかりながら解送者の身分を再審し、眞偽を
 辨別して逃亡軍士を糾察すべき官衙たる遼東
 都司、換言すれば明國の法の嚴存することが、
 一開原被擄し偽證者の出現を強く抑制してい

たものと推定される。しかるに永樂・宣徳更
 替期を轉機として、明國の對建州羈縻政策に
 轉回が見られ、官衙に於ける法の執行に寛容
 な融通性を齎らす結果となつた。ここに楊木
 蒼元の弟楊滿皮が、宣徳元年に持歸つた勅諭
 には「皇帝が千戸楊木蒼元に勅諭す（中略）
 爾等の前のあらゆる過失は今一切問はず。官
 たりし者はすなわち復して官と爲す。軍たり
 し者、民たりし者は、すなわち本役に復す。
 勅の爾等に至らばただちに家小を率領して本

土に還り、團樂居住し、居に安んじ業を樂し
 み云云し（可李朝世宗實錄卅卷三三、八年七
 月癸卯）と見え、政策轉換の端緒的表現と見
 られるが、かような政策の變轉が、嘗て法に
 よつて處罰さるべき負目を持つた楊集團の成
 員に、今や微妙な波紋を投じ始めたことは想
 像に難くないであらう。ここに彼等が第三の
 偽證を生む動機がある。嘗て被擄唐人等が遼
 東に解送される事實を目睹しながら、傍觀を
 餘儀なくされた楊集團の成員等は、今や政策

の變轉によつて自らも亦罪無き者として受容
される事實を知つた。ここに於て身分陰蔽に
よる朝鮮殘留は、もはや窮乏からの脱出手段
としては價値を減じ始めた。歸國は解放を意
味し、歸國の方途はすでに模索を要しない。
かくて眞性の開原被擄の通つた正に同じ路を、
揚集團の成員等が今や「開原被擄」と自稱し、
全ての罪責を楊木荅元唯一人に背負わせる事
によつて、自らは安全に故郷に向けて行進し
始めたのであつた。「漫散出去せ」軍官は、

すでに陸續招還せられて業に復せりしと明實録は記す。遼東都司に於て彼等は自己の身分に關する眞實を述べたのであろう。偽證が必
要なのは鴨綠江の渡河までであつた。

かくして開原被擄しの實體は楊集團の成員となすものであるが、かくの如き生活の破れを擔つた女眞人が遼東歸還に際して身分を偽り、第三者たる朝鮮國を利用せんとする發想は、後年たとえば次の如き例に於ても踏襲されたのである。すなわち日李朝成宗實錄四卷

二五五、二十二年七月庚辰の條に金寶甫とい
 う、永安道會寧に成長し連州衛に移住後二十
 餘年を経た女真人が、被擄遼東人たる李上佐
 ・金波豆里に遼東への逃亡を勸誘された一條
 が記されるが、

李上佐・金波豆里等常に我を誘ひて言う。
 「遼東（都司）は、凡そ投化する野人には
 必ずず職を加えて撫恤す。汝は我と唐人と
 稱して朝鮮國に往き、仍ち遼東に投じて住
 居せば可也」と。ゆれば李上佐・金波豆里

等と商議して本處を逃離し、平安道方山鎮
に來投せり。

とある。當時遼東への行路は、掠奪の不安と
飢餓との二重の危機感を伴つて、歸還を志向
する者の足を阻んだが、かような障害は朝鮮
の援助を媒介とすることによつて容易に解決
が得られたのである。此の援助は、もとより
近代的ヒューマニズムの所産ではなく事大主
義的歸結であり、その故にこそ中朝關係の存
續と共に恒久的性格を持つのであるが、この

援助は、女真人の視角からすれば極めて安全度の高い自己解放の方法として措定されるに至り、かくて身分の詐稱は自然に彼等の自己救済の爲の必要悪となつて、ここに解送の盛行期を迎えるに至つたと推定される。

さて以上の如く考察を遂げた上で、「開原被擄し出現によつて示された歴史的評價に考え及ぶ時、私は舊説を支持すべき理由を全く見出し得ないのである。尠くとも建州女直に關する限りは、漢人奴隸の多數急激の流入は

否定さるべきであつて、従つてそこに奴婢制的土地所有に關する劃期的契機を見出さんと
のこころみも、方法として尊重さるべきで
ありながら、やや早計ではないかと考えられ
る。一體此の期の建州衛に、奴婢制的契機を
見出すとするなら、それにつりまはいろいろ
の方法も存するであらうが、榎田魏氏はその
著「建州三衛の戸口」にフリマシに於りて、た
とえば松古老の家族内に於ける漢人奴婢人口
の比率等の考察から、奴婢労働の意義の重要

性を説明し、大規模な奴隷労働を收容する餘地は存しなかつたのであるが、然し女真人の有力者の生活は、多分にこれらの漢鮮人奴隷の農耕に依存して居たと説かれたのであつた。この見解は今や常識となりつつあるが、わたたくしは如上の如き開原被擄の再検討によつて、こゝに若干の疑問を持つようになった。それは建州女直の奴隷制生産が、果して下級社會をも包含した規模で普遍化したかといふ問題である。こゝに奴婢の重要性の

論據として、その高價さが取り上げられるの
 であるが、牛馬十幾頭といわれる價格は、同
 時にその稀少價値たるを意味するのであつて、
 凡察が「我輩に使喚の人を」と言明した一
 文に照らすに、これは反抗と逃亡とにより少
 なからざる數の減少の結果、奴隸制的支配の
 動搖——つある現状の一側面を表現するもの
 ではあるまいか。ここでは特にその量的規模
 こそが問題とされねばならないのであつて、
 この様な意味でわたくしは、供給源別による

奴婢の供給状況の考察の必要を改めて感じた
 ので、一應の私見を「韓采里」後に於ける奴婢
 の供給源問題（『朝鮮学報』第三十一・二輯）
 として先にとりまゝとめてみたのであった。そ
 の後の管見をもふまえてその所説を要約すべ
 ば、建州左衛にあつては、社会生活は共同體
 的慣習によつて強く規制されてつゝも、奴婢の
 所有權につひては明國・朝鮮等の法治國によ
 つて保護せられており、奴婢の非合法手段に
 よる獲得は、従つておこなわれなかつた。

そして宗主國たる明國の支配下に在る事大主
 義的社會である建州女直は、先進諸國の法的
 支配の埒外にあつてただ個有の傳統的慣習に
 よつてのみ規制される兀狄哈族と、時に一は
 一は鋭い對決を示した。然るに久しく維持さ
 れた勢力の均衡は、一四三三（宣德八・世宗
 十五）年の斡木河の變によつて破られ、この
 後建州左衛は、^{の時期、}むしろ兀狄哈族の奴隸提供者
 ともいえる地位に貶められた點を考察し、
 該衛に於ける奴婢の供給が、購入・賜與等の

合法的ルートを通じてのみなされたと結論したのであった。

この様な視點から、賜與の具體的内容を示す文獻をあげるならば、日李朝世宗實錄に卷一ニ〇、三十年五月甲午の條に次の一文が見える。

議政府、據禮曹呈申、投化野人等、受賜奴婢、交易奴婢、妻家奴婢、卒歸本土、甚為未便、痛行禁止、從之。

ニニに示される賜與・交易・妻家等それぞ

此出身を異にした家内奴婢は、世宗三十年の
 禁止に至るまで――は――は歸化女真人たる本主
 の歸還と共に本土に率歸させられたので、わ
 りわりは此處にも奴婢の供給路を見出すこと
 ができる。――かしながら歸化女真人にして、
 いかも本土に歸還した者の女真人口に占める
 比率は極めて微少と稱すべきで、従つて率歸
 された奴婢人口も、建州社會の奴隸制的土地
 所有の爲の劃期的展開に寄與し得る如き有勢
 とは到底信じられず、ここに供給源存在の立

證以上の意味を見出さ人とのこころみは當を得ないと推測される。

かくて合法的購入こそが、建州左衛の奴婢の主たる供給源と推定してほぼ誤りなきを得ると考えられるが、購入に要する高價を代償を支拂う能力が、社會の底邊に至るまで蓄積されていた點については疑問なきを得ない。

清朝初期、太祖初年に於て數の上では微々たる存在であつた奴婢は、その後期から太宗朝に入り、周知の如き歴史的事情を反映して盛

んに使役賣買される劃期的時代に入るが、此
 の頃農耕奴隸一人と農牛一頭の標準價格の等
 しかつた點が周藤吉之氏によつて指摘されて
 いる。^② しかるに明代中期におりては、馬一頭
 で買ひ得るものは僅か七・八歳の兒童であつ
 て（日李朝成宗實錄卷一五二、十四年三月
 己酉）、成人ともなれば一回九一（弘治四・
 成宗二十二）年に馬二十頭（日李朝成宗實錄
 卷二五〇、二十二年二月甲子）、乃至牛馬
 十七首、衣七領（日李朝成宗實錄卷二五三、

二十二年五月壬午)などの高値であつた。婚姻の際の幣に使用される慣行の存在や(日李朝成宗實録四卷一五九、十四年十月戊寅)、兀狄哈等が朝鮮國人を見て「奇貨」となりて獲得をめぐす如きは(日李朝成宗實録四卷二五〇、二十二年二月甲子)、そへ

部族の結合も弱まり生産的蓄積もまた消亡さ
 れていたと推定される。左衛の一方の首長童
 倉と權豆妻の身代金支拂者が毛憐衛人であつ
 た點は、左衛に於ける奴婢購買能力の喪失を
 表現すると推定されるが、かくの如衰弱した
 社會に多數の奴婢の存在を豫想することは困
 難であつて、従つて十五世紀前半期の建州女
 直社會に、奴隸制的生産の爲の劃期的契機
 存在した蓋然性は殆どないと推定される。建
 州女直は農業を主産業とし、狩獵は商業的目

的に営まれる社會であるが、建州女直の農地を耕したのには主に建州女直人自身であつて外部から購入した奴婢ではない。その建州女直の農民を奴隸と呼ぶか否は、おのずから別の問題である。

第七節補注

- ① シュエンソフについては、三田村泰助「滿珠國成立過程の一考察」日東洋史研究 四二卷ニ号。安部健夫「八旗滿洲ニルの研究」日

東亞人文學報に二卷二號、四八頁。鴛淵一
・戸田茂喜「シユセソの一考察」東洋史
研究五卷一號、二〇―二二頁。

② 周藤吉之「清代滿洲土地政策の研究」昭
和十九年九月、一〇九頁。